

常陸太田市 第6次総合計画

| 後 | 期 | 基 | 本 | 計 | 画 |

－ 令和4年3月 －



幸せを感じ、
暮らし続けたいと思うまち
常陸太田

子育て上手その先へ
さらなる魅力の創造

◆ ごあいさつ ◆

本市は、平成28年度に総合的なまちづくりの指針となる「常陸太田市第6次総合計画」を策定し、将来像に掲げる「幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち 常陸太田 ～子育て上手その先へ さらなる魅力の創造～」の実現に向けて、「前期基本計画（平成29年度～令和3年度）」に掲げた各種施策を推進してまいりました。

また、人口減少と地域経済縮小への対応が求められる中、令和2年度に「第2期常陸太田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に全力で取り組んでいるところです。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の急速な進展、「新たな生活様式」を踏まえた市民の安全・安心の確保、情報通信技術（ICT）の発展・普及等、本市を取り巻く情勢は大きく変化してきています。今後、健全な財政を堅持しながら持続可能な行政サービスを提供するためには、多様化する市民ニーズを的確に把握し、地方分権の進展に応じた自主性・自立性の高い行政運営を推進するとともに、行政改革の徹底など、持続可能な自治体経営の確立を進める必要があります。

このたび策定した後期基本計画は、これらの課題に対応するため、前期基本計画において掲げた基本目標「安心して働くことのできる仕事の場づくり」、「夢を育み健やかに生きるひとづくり」、「暮らしやすく楽しむことのできるまちづくり」を継承し、実効性の高い施策に積極的に取り組むこととしております。また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す国際社会共通の目標「SDGs」を後期基本計画と一体的に推進することで、持続可能で自立したまちづくりを進めてまいります。

私は、市政運営を行うにあたり、将来を担う若い世代に決して負担を残すことなく「魅力全開の常陸太田」を実現するため、市民の皆様とともに知恵を出し合いながら、全力でまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たりまして、熱心にご審議いただきました常陸太田市総合計画審議会及びまちづくり懇談会の委員の皆様をはじめ、貴重な意見やご提言をいただきました市民の皆様には心から感謝を申し上げます。



令和4年3月

常陸太田市長

宮田 達夫

序 論

1. 後期基本計画策定の趣旨	2
2. 総合計画の概要	3
3. 前期基本計画の検証	8
4. 時代の潮流	11
5. まちの現況	15
6. 市民意識	29
7. 政策ごとの主要な成果と課題	33

後期基本計画

基本目標の考え方と後期基本計画施策体系	38
後期基本計画におけるSDGsの位置づけ	39
基本計画の構成と見方	48
基本目標Ⅰ 安心して働くことのできる仕事の場づくり	50
政策1 産業振興と新たな雇用創出による仕事の場づくり	52
基本施策1 働く機会の創出	54
基本施策2 地域特性を活かした農林水産業の振興	56
基本施策3 商工業の振興と地域内経済の循環促進	58
基本施策4 地域資源に磨きをかけた観光の振興	60
基本目標Ⅱ 夢を育み健やかに生きるひとづくり	62
政策1 安心して子育てのできる環境づくり	64
基本施策5 子育てへの支援	66
政策2 郷土を愛し未来を拓くひとづくり	68
基本施策6 豊かな心の育成	70
基本施策7 魅力ある学校づくり	72
政策3 夢と生きがいをもって活躍するひとづくり	74
基本施策8 多様な学習機会の支援	76
基本施策9 多彩な人材の育成と活用	78
基本施策10 地域文化活動への支援	79
基本施策11 スポーツ・レクリエーション活動への支援	80
政策4 健やかに生きるひとづくり	82
基本施策12 健康づくりへの支援	84
基本施策13 地域の支え合いの支援	86

基本目標Ⅲ 暮らしやすく楽しむことのできるまちづくり 88

政策1 安全・安心なまちづくり 90

基本施策14 犯罪のないまちづくり 92

基本施策15 災害に強いまちづくり 94

基本施策16 医療体制の整備 98

基本施策17 交通安全対策 100

基本施策18 安全な消費生活の支援 101

政策2 快適で魅力のあるまちづくり 102

基本施策19 良好で魅力のある市街地の整備 104

基本施策20 公共交通体系の再編・充実 106

基本施策21 道路の整備 108

基本施策22 上下水道の整備 110

基本施策23 自然及び生活環境の保全 112

政策3 地域の特性を活かしたコミュニティづくり 114

基本施策24 結婚・定住の推進 116

基本施策25 市民の地域活動への支援 118

基本施策26 男女共同参画社会の促進 120

基本目標Ⅳ 計画の推進のために 122

政策1 行政力改革 123

基本施策27 情報の共有と受発信機能の強化 124

基本施策28 広域連携・産学金官連携の強化 125

基本施策29 デジタル化の推進等による行政経営基盤の強化 126

基本施策30 自主性・自立性の高い財政運営 128

資料編

1. 指標一覧 132

2. 第6次後期基本計画策定経過 143

3. 策定体制 144

4. 総合計画審議会 145

5. まちづくり懇談会 150

6. 庁内体制 152

序 論

1 後期基本計画策定の趣旨

本市は、まちづくりの基本的な指針として「常陸太田市第6次総合計画」を平成28(2016)年度に策定し、将来像に掲げる「幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち 常陸太田 ～子育て上手その先へ さらなる魅力の創造～」の実現に向けた取組みを進めてきたところです。

この間、我が国においては、全国的な少子高齢化・人口減少社会の到来、地球規模での深刻化する環境問題、世界的な新型コロナウイルス感染症のまん延や台風等による自然災害の発生など、社会経済情勢や自然環境が大きく変化してきました。

本市も、地域の均衡ある発展と一体感の醸成が進む一方、依然として歯止めがかからない少子高齢化・人口減少対策や、環境問題への対応、本格的なデジタル化への対応など、複雑化・多様化する多くの課題に直面しています。更に、SDGs^{*1}といった世界共通の目標に向けた動きも、本市のこれ

からのまちづくりに直接・間接的に関わってくることが考えられます。

本市は、現在、様々な課

題に対応するため、子育て支援や移住・定住支援、魅力ある市街地の形成・雇用の促進等に向けた東部土地区画整理事業、交通網の早期完成に向けた広域的幹線道路の整備等の各種施策を推進しています。なお、各種施策を推進し、まちの将来像を実現するためには、まちづくりの担い手である市民や事業者等の参画が不可欠です。

そのような中、本市の地域特性、市民ニーズ、社会経済情勢や自然環境の変化等を踏まえ、引き続き持続可能で自立したまちを目指すため、基本構想に掲げた基本方針のもと、今後5年間に、市民等とともに取組む施策について示す「常陸太田市第6次総合計画 後期基本計画」を策定するものです。



東部土地区画整理事業

用語
解説

^{*1} SDGs: 2015年9月に国連で採択され国際社会共通の目標。2030年を期限として、17の目標を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国際社会全体が取組むもの。詳しい内容は、40、41ページをご確認ください。



2 総合計画の概要

(1) 計画の構成と期間

① 基本構想 (長期ビジョン)

市民との協働を基本として、本市の特性や今後の課題などを踏まえながら、本市が目指す将来像とまちづくりの理念を示し、それを実現するために必要な基本目標を明らかにするものです。

◎期間：平成29(2017)年度を初年度とし、令和8(2026)年度を目標年度とする10年間としています。

② 基本計画 (中期ビジョン)

基本構想で定められた基本目標を実現するための基本的な計画と施策を、総合的・体系的に示すものです。

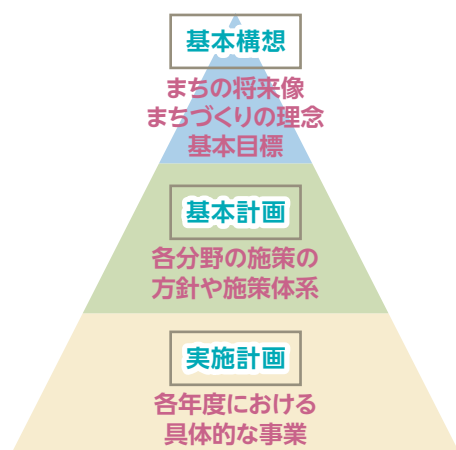
◎期間：後期基本計画は、令和4(2022)年度を初年度とし、令和8(2026)年度を目標年度とする5年間とします。

③ 実施計画

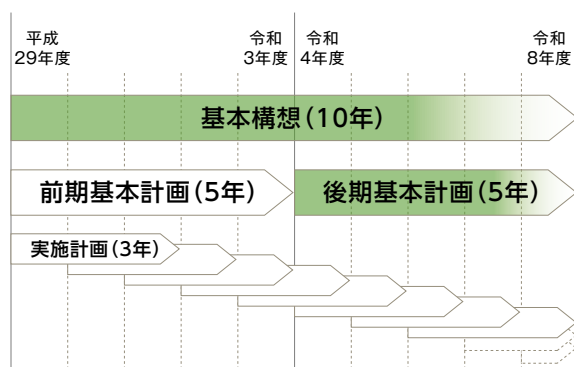
基本計画に掲げる施策を、効果的に実施するための具体的な施策や事業を示すものです。

◎期間：短期的な目標と具体的な事業計画の実行性の観点から、3か年の計画とし、毎年度見直しを行うものです。

常陸太田市第6次総合計画における
基本構想・基本計画・実施計画の位置づけ



常陸太田市第6次総合計画における
計画期間



(2) まちの目指す姿

まちの将来像

幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち 常陸太田 ～子育て上手その先へ さらなる魅力の創造～

豊かな自然に恵まれた地域において、安心して働くことのできる仕事の間があり、魅力的な商業施設等の生活基盤が整備されるなど、市民の望むまちを実現することは、より一層の豊かさと楽しさを市民一人ひとりが感じることに繋がります。また、本市の良さに気づき、育て、共有することで、「このまちが好き」「このまちで暮らし続けたい」という強い想いが生まれます。

そのように思えるまちは、だれにとっても魅力的です。魅力が増せば、人が集まり、仕事生まれ、更に地域コミュニティが充実するなど、活躍の幅が広がります。そういった好循環の中で、小さな幸せがやがて大きな幸せになり、市民のだれもが幸せを実感できるまちにつながっていきます。



まちづくりの理念

市民のだれもが生涯活躍できるまちづくり

まちの将来像の実現のためには、市民の誰もが、幸せを感じながら協力し合い、楽しみながら活躍し続けることが重要です。そうした環境づくりを、市民と行政、市民同士がともに進めていくことを、まちづくりの理念とします。

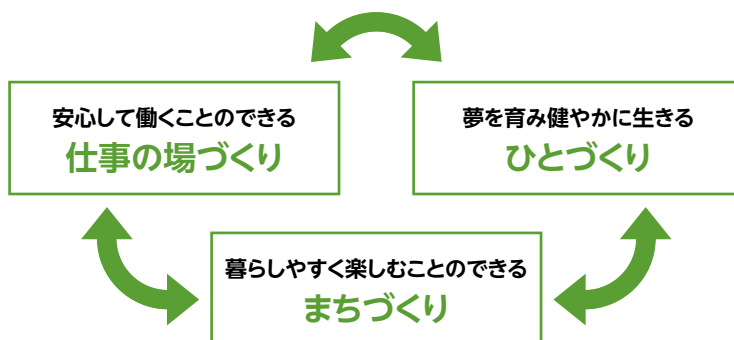




(3) 将来像を実現するための考え方

まちの将来像の実現のために、具体的な基本目標として次の3つを掲げています。

基本目標



I 安心して働くことのできる仕事の場づくり

生活圏内において、若者世代をはじめ、だれもが安心して働くことのできる仕事の場の確保は、定住人口^{*2}の維持・増加にもつながります。そのため、現在立地している企業や産業の活性化を図るとともに、特産品の開発・販路拡大の支援を行うこと

や新たな企業誘致、農林業の担い手の育成や地域資源を活かした観光振興などにより、仕事の場づくりを継続的に行い、雇用の安定化とその環境整備を図ります。

政策 1 産業振興と新たな雇用創出による仕事の場づくり

II 夢を育み健やかに生きるひとづくり

未来を担う子どもたちが将来の夢と郷土への誇りを持ち、健やかにたくましく育つ環境を整えとともに、地域が一体となって、一人ひとりが個性や能力を発揮して活躍できる環境づくりを進めることで、心身

ともに健やかで心豊かなひとづくりを推進します。

また、だれもが健康で安心して暮らせるよう、世代に合った健康づくりを推進するとともに、切れ目のない福祉サービスの充実を図ります。

政策 1 安心して子育てのできる環境づくり
3 夢と生きがいをもって活躍するひとづくり

2 郷土を愛し未来を拓くひとづくり
4 健やかに生きるひとづくり

III 暮らしやすく楽しむことのできるまちづくり

災害や犯罪等に対し地域一体となって備える、安心して暮らしやすいまちづくりを進めます。

かで、利便性の高い快適な暮らしを送ることができるまちづくりを推進します。

また、恵まれた自然や歴史・文化といった地域資源を大切にするとともに、市街地や道路、公共交通をはじめとした社会基盤を整備することにより、豊

更に、公共交通で容易にアクセスできる商業施設等の充実など、魅力があり、楽しみをもち暮らしていけるまちづくりを推進します。

政策 1 安全・安心なまちづくり
3 地域の特性を活かしたコミュニティづくり

2 快適で魅力のあるまちづくり

用語
解説

*2 定住人口：実際にその地域に住んでいる人口のこと。

(4) まちの将来像を実現するための考え方

① 過去からの変化

ライフスタイル^{*3}・価値観の多様化により、人々が幸せを感じるためには、より様々な要素が求められるようになっていきます。また、交通網や情報網の発達により、高度なサービスの情報を得る機会

が増えていきます。そのため、不足している分野に目がいきがちであり、相対的に幸せを感じられにくくなっているものと考えられます。

ライフスタイル・価値観の多様化、交通網や情報網の発達により、不足しているものに目がいきやすく、幸せを感じられにくい。

ニーズの多様化、高度化により求められる理想の姿
感じている不足・不満

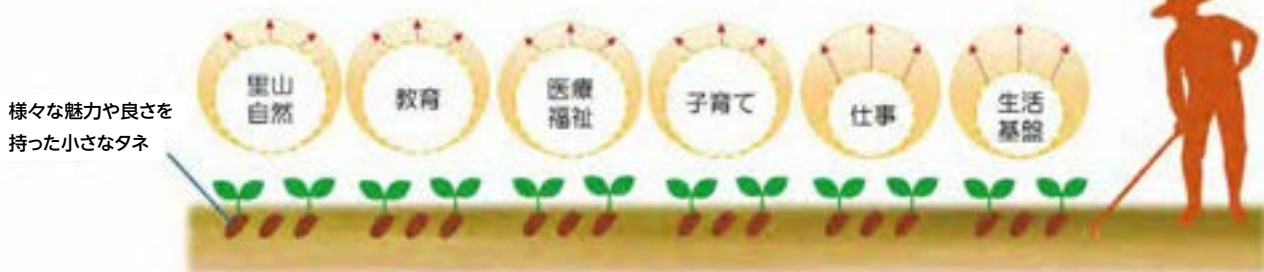


② まちの将来像を実現するために（第1段階）

本市には、一人ひとりがまだ気づいていない、様々な魅力や良さをもった小さなタネがあります。そのタネを大きく花咲かせるためには、まず、豊かな土づくりが必要です。

本構想では、市民が幸せに暮らし続けたいと思えるよう、市民アンケートでも望む声の多い「仕事の場づくり」や「魅力的な商業施設等、生活基盤の整備」をはじめ、医療・福祉・教育等、様々な分野の充実を図ります。

将来(第1段階)



将来のすがたー第1段階(イメージ)

- 東京で働いている常陸太田市出身のAさん(30)は、地元の求人情報の充実した仕事の数を見て、愛着のある故郷に戻ろうかと思い始めています。
- Bさん(83)は、路線バスが充実していることで安心して病院に通えることから、不安なく、安心して生活しています。
- Cさん(35)は、週に2回、新しくできた商業施設や公園がある地区に子どもたちと訪れ、友達と情報交換をしたり、子どもたちと遊んで、楽しく暮らしています。

用語解説

^{*3} ライフスタイル：生活の様式、その人間の人生観や価値観を反映した生き方のこと。



③ まちの将来像を実現するために（第2段階）

市民と行政、市民同士が一緒になり、小さなタネに気づき、ともに育み、共有し合うことによって、そのタネは、やがて大きく、美しい花を咲かせます。

望む幸せのかたちは人それぞれ違いですが、その色とりどりの花を楽しむことができること、それが「このまちが好き」「このまちに暮らし続けたい」という強い想いにつながっていきます。

将来(第2段階)

幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち



将来のすがた-第2段階(イメージ)

- 果樹園を営む親の跡を継いだDさん(45)は、道の駅で、訪れる観光客に育てた果物を直接販売することでやりがいのある農業を続けており、更に、市内の事業者らとネットワークを作り、市などの支援策や補助金で加工品を作って海外にも販売しようとしています。
- 子どもたちが独立したEさん(55)は、近所でもおいしい手料理が評判になっていることを活かし、商店街の空き家を改修して、友達とカフェを経営し始めました。毎日、近所の人たちと楽しく会話しながら料理を作って食べてもらい、幸せを感じています。
- 退職したFさん(65)は、地域にできた自由に人が集まれる場所に通う中で、熱心に地域活動に励む人たちと出会い、地域の困りごとの解決や市の委託業務に携わり、仕事を通して培った技術やネットワークを活かして、毎日、活躍しながら元気に暮らしています。

3 前期基本計画の検証

(1) 施策指標の達成度評価について

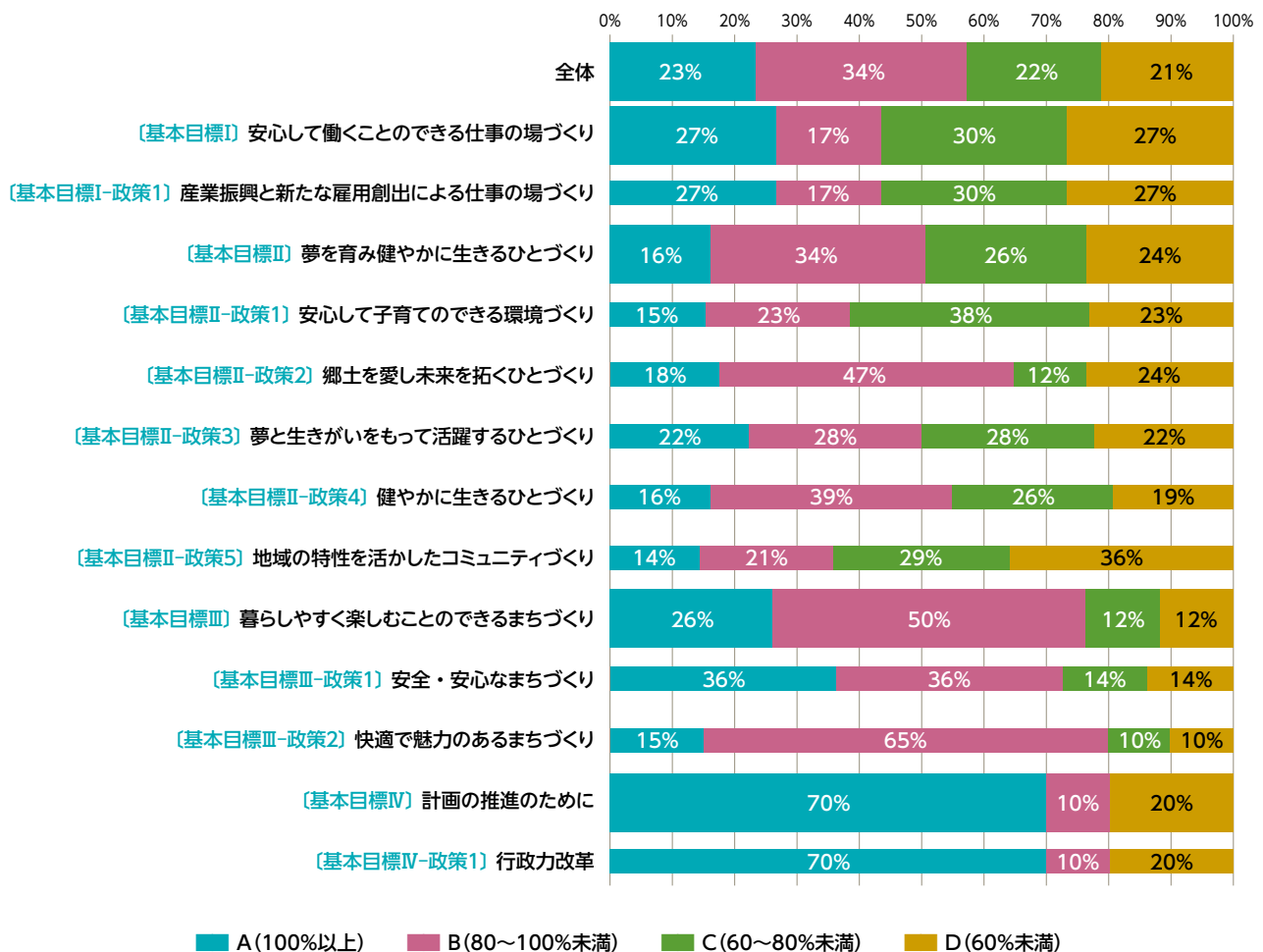
第6次総合計画前期基本計画では、基本施策の実現に向けた各施策を進める際の目標として、合計175の指標を設定して各施策に取り組みました。

後期基本計画の策定にあたり、前期基本計画の各施策の進捗状況を検証するため、175の指標に対し、以下の達成度評価で評価を行い、各基本目標及び政策ごとに、各指標の達成度の割合をグラフにまとめました。

達成度評価(目標値に対する実績値の割合)	
A ：達成率が100%以上	B ：達成率が80%以上、100%未満
C ：達成率が60%以上、80%未満	D ：達成率が60%未満

※達成度評価は、令和元(2019)年度末の実績で行いました。

項 目	指標数	評 価			
		A	B	C	D
基本目標Ⅰ	30	8	5	9	8
政策1	30	8	5	9	8
基本目標Ⅱ	93	15	32	24	22
政策1	13	2	3	5	3
政策2	17	3	8	2	4
政策3	18	4	5	5	4
政策4	31	4	13	8	6
政策5	14	2	3	4	5
基本目標Ⅲ	42	11	21	5	5
政策1	22	8	8	3	3
政策2	20	3	13	2	2
基本目標Ⅳ	10	7	1	0	2
政策1	10	7	1	0	2
合 計	175	41	59	38	37



- 施策指標175項目のうち、目標値に達しているA評価（達成率100%以上）の指標は41で、全体の23%であり、B評価（達成率80%以上）を加えると、全体の57%となります。
- 政策ごとに達成度をみると、9政策中6項目でB評価以上が50%以上となりました。
- 達成度が高い政策は、「基本目標Ⅳ-政策1 行政力改革」で、80%がB評価以上となりました。
- D評価（達成率60%未満）の割合が多いのは、「基本目標Ⅱ-政策5 地域の特性を活かしたコミュニティづくり」で36%となりました。

(2) 実施事業の評価について

また、第6次総合計画前期基本計画では、基本施策の実現に向けて施策を推進するための事業として、合計384の事業を示して、取組みを進めてきました。

後期基本計画の策定にあたり、前期基本計画の進捗状況を検証するため、事業ごとに評価を行いました。

「施策評価の方法」

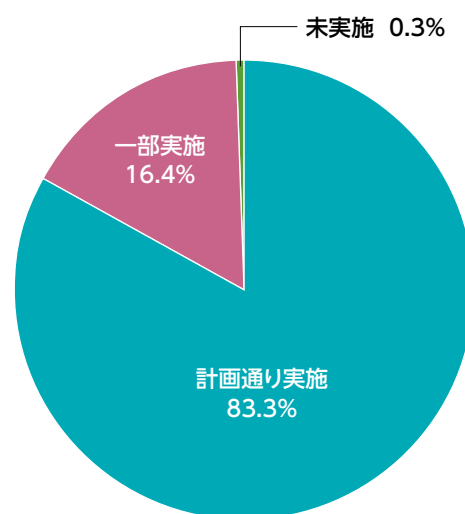
384事業等の施策達成状況について、次の基準で評価を行い、集計しました。

1：計画通り実施 2：一部実施 3：未実施

事業ごとの評価結果

評 価	事業数	構成比
計画通り実施	320	83.3%
一部実施	63	16.4%
未実施	1	0.3%
合計	384	100%

※評価は、令和元(2019)年度末の実績で行いました。



集計の結果、概ね順調に取組みが進んでいます。



竜神峡鯉のぼりまつり



常陸秋そばフェスティバル里山フェア



4 時代の潮流

1 急速な少子高齢化と人口減少社会の到来

我が国の総人口は平成20(2008)年をピークに減少傾向に転じており、令和2(2020)年の国勢調査では、1億2,614万人でした。国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、令和22(2040)年には1億1,092万人、令和35(2053)年には1億人を下回るものと予測されています。

人口減少の大きな要因となっている合計特殊出生率^{*4}は、平成30(2018)年で「1.42」(厚生労働省)と、人口維持の水準である「2.07」には遠く及びません。その結果、少子高齢化が急速に進み、令和2(2020)年には65歳以上の方は約4人に1人ですが、令和22(2040)年には3人に1人以上になると予測されています。

こうした人口減少や少子高齢化という社会構造的な変化の中でも、住民の生活の質を高めていくことが重要であり、女性や高齢者、障がいのある方など、誰もが本来もっている力を発揮することができ、若い世代が住みたくなるまちづくりを進めることが求められます。

本市においても、これまで以上に、子育て世代への経済的支援をはじめとする各種支援や、若い世代を中心とした移住・定住対策、高齢者が安心して暮らしていける体制づくりなどを促進し、少子高齢化・人口減少対策を進める必要があります。

2 社会経済のグローバル化

世界の社会経済の動きをみると、先進諸国経済に行き詰まりがみられる一方、新興国が経済力を高めつつあり、国内の企業活動にも大きな影響を与えています。特に、アジアの近隣諸国との間では、資源・エネルギーの確保、地球環境の保全、国防など、国レベルでの緊張の高まりがみられる一方、企業間の競争や連携、文化交流や個人的なつながりの拡大など、民間レベルの交流が活発化しています。

人やモノの流動だけでなく、情報通信ネットワークの活用により、情報の受発信や経済活動がいつ

でも、どこでもできるようになり、政府や大企業だけでなく、小さな企業や地域、個人が世界の動きに直接つながっていることを意識する必要があり、国際競争力をもった産業の育成、国際感覚豊かな人材育成などが求められています。

本市においても、引き続き、小中学校での国際理解学習・外国語活動機会の充実を図り、広い視野と国際感覚の醸成に努め、国際化への対応を見据えた取組みを推進する必要があります。



^{*4} 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

3 情報通信技術 (ICT) の発展・普及

インターネットやスマートフォン等の情報通信技術 (ICT^{*5}) が飛躍的に発展・普及したことにより、様々な分野で生活利便性が向上し、誰もが必要ときに必要な情報を得ることが可能となりました。また、“情報社会”の次なる社会として、サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する「Society5.0^{*6}」という概念が提唱され、現在の情報通信技術の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化による社会活動・経済活動に大きな影響をもたらしています。クラウドコンピューティング (情報処理をパソコン内ではなくネットワークの中で行うシステム) の利用拡大、モバイルデバイス (スマートフォンやタブレット型の

携帯型端末) の普及等とともに、企業や個人等による情報交流や経済活動は、ますますその可動域を広げつつあり、その対応が必要となっています。

本市においても、飛躍的に発展・普及が進む情報通信技術 (ICT) を、テレワーク^{*7}等の移住・定住対策のほか、行政、農業、教育、防災、交通等のあらゆる分野において、有効に活用し、各種施策を推進する必要があります。



タブレット等を活用した災害対策本部 (訓練)

4 省資源・循環型社会、脱炭素社会への動き

平成27(2015)年に国連で決議された持続可能な開発目標「SDGs^{*1}」など、「地球温暖化」に象徴される環境の悪化を防止し、地球を将来の世代に資産として引き継ぐため、国際的枠組みの中での自然環境の保全と社会経済活動が調和した取り組みが求められています。また、5R (Refuse : ごみになるものを拒否、Reduce : 発生抑制、Reuse : 再使用、Repair : 修理、Recycle : 再生利用) による廃プラスチックごみの排出抑制など、環境負荷の少ないライフスタイル^{*3}や企業行動が求められ、循環型社会^{*8}の形成に向けた意識の高まりが期待されています。

更に、平成23(2011)年の東日本大震災に伴う原発事故を機に、エネルギー供給のあり方を見直す機運が高まり、各地で太陽光、風波力、バイオマス、水力、地熱といった再生可能エネルギー^{*9}の普及に向けた取り組みが加速し、国においても、令和32(2050)年までに温室効果ガス排出ゼロを目指すことが表明されています。

本市においても、引き続き、省エネルギー機器の普及促進等により、地球温暖化防止対策や再生可能エネルギーの普及を推進するとともに、ごみの分別の推進等による減量化・資源化に取組み、適正なごみ処理対策を図ることが必要です。

用語解説

- *1 SDGs: P2参照。
- *3 ライフスタイル: P6参照。
- *5 ICT: Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略で、「情報伝達技術」「情報通信技術」の2つの解釈がある。コンピュータやデータ通信に関する技術の総称。
- *6 Society5.0: サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステム (IoTやAIなど) により、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人がより快適に活力に満ちた生活を送ることができる社会。
- *7 テレワーク: 「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語で、情報通信技術 (ICT) を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
- *8 循環型社会: 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。2000年に日本は循環型社会を目指す「循環型社会形成推進基本法」が制定された。
- *9 再生可能エネルギー: 石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと



5 「新たな生活様式」を踏まえた安心・安全なまちづくり

我が国では、平成23(2011)年の東日本大震災以降も、各地で、局地的な集中豪雨、土砂災害、地震などの自然災害が発生しており、国民の生命や財産を守る防災・減災体制の充実が求められています。

また、国境をまたぐ経済活動が当たり前の時代に、世界的に流行する新型コロナウイルスに象徴される感染症への対策も見据えた、新たな生活や仕事のスタイルに対応できる場や機能の整備が必要となっています。



出前講座(地域防災)

更に、インターネット社会における新たな犯罪、高齢者による交通事故の多発など、日常生活における様々な危険性も複雑化しており、高齢者や障がいのある方、外国人等も含め、誰もが安全・安心に暮らすことができる社会基盤の整備とともに、日頃からの備えや地域での助け合い、情報の共有化などを含めたまちづくりを進めることが重要となっています。

本市においても、常日頃から、防災・減災意識の向上を図るとともに、その取組みをしっかりと進め、災害に強いまちを構築していく必要があります。また、新たな感染症拡大防止の取組みとともに、ICT⁵を有効に活用して市民等との情報共有の強化を図るなど、「新たな生活様式」を踏まえたまちづくりを進める必要があります。

6 価値観やライフスタイル³の変化への対応

少子高齢化の到来とともに、高度経済成長から安定経済成長の時代を経て、近年、人々の価値観やライフスタイルは、ますます多様化・高度化し、物質的な豊かさだけでなく、生活の質の向上や精神的・文化的な豊かさが重視されてきています。

働き方改革等による労働時間の短縮とそれに伴う余暇時間の増大、“人生100年時代”といわれるリタイア後も含めた生涯学習需要の高まりなど、人々のニーズは多様化・高度化しています。

これらの変化に合わせ、これまでのような機能性や効率性だけでなく、社会システムや居住スタイル、働き方、コミュニティのあり方など、一人ひとりの生活に対応した、まちづくりが求められています。

少子高齢化が進む本市においても、これまで以上に、子どもから高齢者まですべての市民が生きがいをもって日常生活を送れるよう、市民ニーズや時代潮流に応じた学びの場等の提供と環境整備に努める必要があります。また、男女共同、多様性の視点を持ち、地域全体が協力し合いながらつながるコミュニティづくりを推進する必要があります。



7 都市基盤の長寿命化とコンパクトなまちづくり

これまで、高度経済成長と人口増加という時代の流れの中で、各種公共施設や道路、上下水道といった都市のインフラが整備されてきました。

しかし、持続的な都市経営を図っていくうえで、既存インフラの老朽化対策や耐震化の必要性が、国や自治体の財政を大きく圧迫しています。

また、少子高齢化により人口構造が変化し、都市基盤の需要と供給に不整合な状況が生じてきています。



これからは、各種公共施設や都市基盤の長寿命化を効果的に図るとともに、都市経営の効率化の視点から、身近な地域で誰もが移動しやすく、快適に暮らすことができる集約型の地域構造への再編など、コンパクトなまちづくりを展開していくことが求められています。

本市においても、市民にとって快適な住環境や生活環境を形成するため、日常生活の利便性の向上に向けた道路の整備・交通システムの充実、また、上下水道等の基盤環境の充実等を進める必要があります。

8 協働によるまちづくりの推進

少子高齢化・人口減少社会が到来し、社会保障費の増加などにより国や自治体の財政状況はますます厳しくなる一方で、医療・福祉の充実、循環型社会^{*8}づくりや都市基盤・防災体制の整備など、行政に対するニーズは多様化しています。

自治体への事務や権限の移譲など、地域の自主性・自立性を高めるための改革が進められる中で、住民満足度の高い持続可能なまちづくりへの期待も一層進み、自治体の政策形成能力が問われています。

地域の課題を解決し、快適で豊かな生活の持続・向上を実現していくためには、行政だけでなく、市民、事業者が、それぞれの力を出し合っていく必要があります。自治会、経済団体、ボランティア・NPO^{*10}団体等との連携をはじめ、まちづくりへの参加・協働のベースとなる体制、機会の充実が求められます。

本市においても、今後とも、各団体等が連携しやすい環境づくりを推進し、新たな地域コミュニティの組織化を図るとともに、地域づくりや人材育成につながる体制の構築やそれに対する支援を行う必要があります。



自主防災リーダー研修

用語
解説

^{*8} 循環型社会：P12参照。

^{*10} NPO：Nonprofit Organization・特定非営利活動団体。多種多様な社会活動を行う非営利の民間組織。



5 まちの現況

(1) 位置・地理的特性

① 位置

茨城県の北東にあって、県都水戸市から約20km、東京から120km圏に位置しています。



② 地勢

市の総面積は371.99km²で、県内では面積が最も大きい自治体です。

また、南北約40km、東西約15kmと南北に長い市域となっています。

久慈川の支流である里川、山田川、浅川が流れ、この河川沿いに平野が開け、水田地帯は標高10m程度ですが、北部は、阿武隈山系の山岳地帯で標高750mを超え、豊かな山林地帯を形成しています。

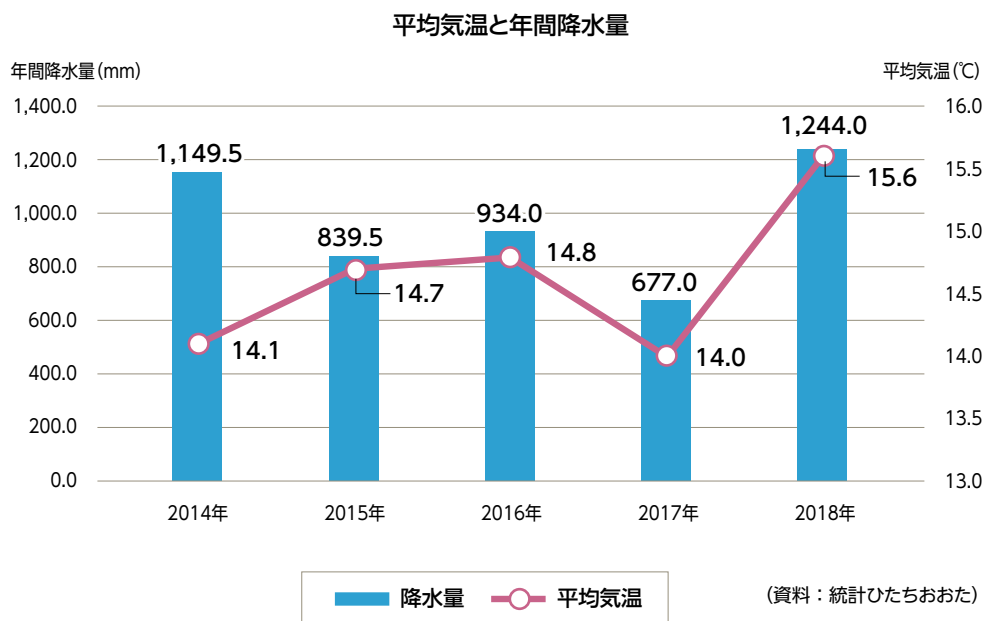


(資料：常陸太田市環境基本計画)

③ 気象

気温や降水量は年によって変化があります。

平均気温は近年やや上がり気味の傾向にありますが、概ね15℃前後、年間降水量1,000mm前後で推移し、四季を通じて穏やかですが、冬季に積雪を見ることがあります。

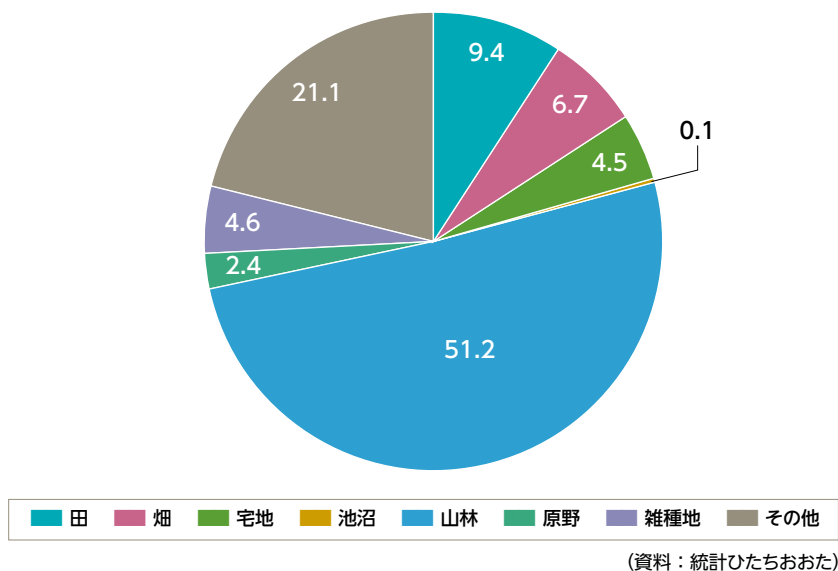


④ 土地利用

山林が51.2%と最も多く、田畑は16.1%、宅地は4.5%となっています。

近年の地目別の土地面積の推移をみると、宅地は微増、田畑は微減の傾向にあります。

地目別土地面積の構成比(令和元(2019)年)



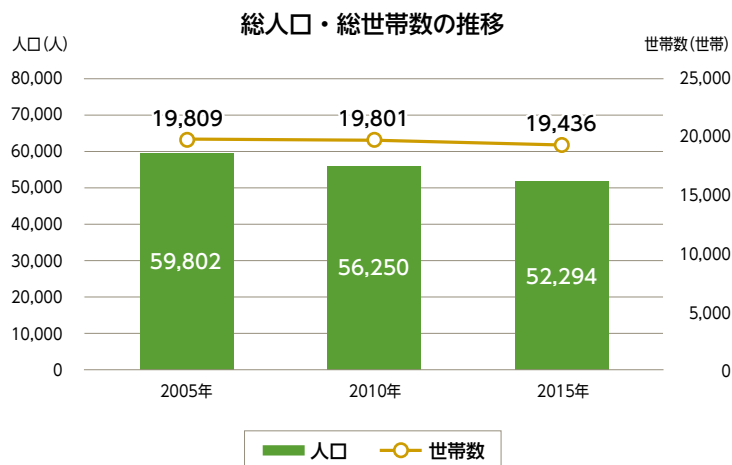


(2) 人口・特性

① 総人口・総世帯数

平成16(2004)年の合併時は約6万人の人口でした。

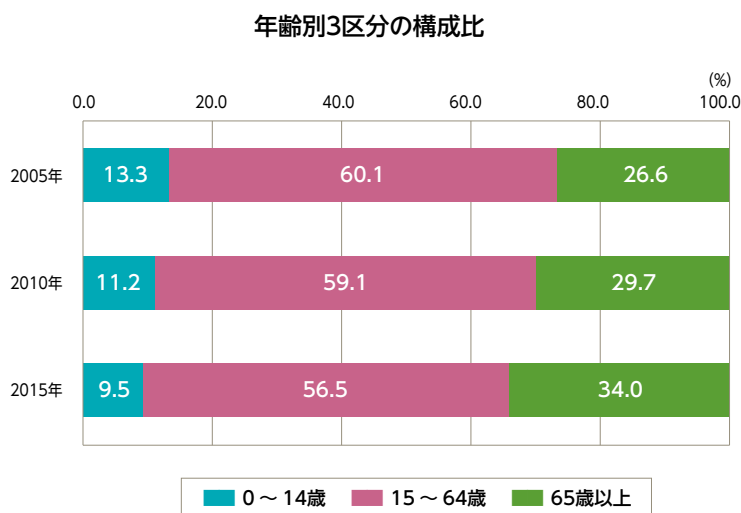
国勢調査でその後の推移をみると、人口も世帯数も徐々に減少しており、平成27(2015)年で人口52,294人、世帯数19,436世帯、1世帯当たり人口規模は2.7人/世帯となっています。



(資料：統計ひたちおた)

② 年齢別人口

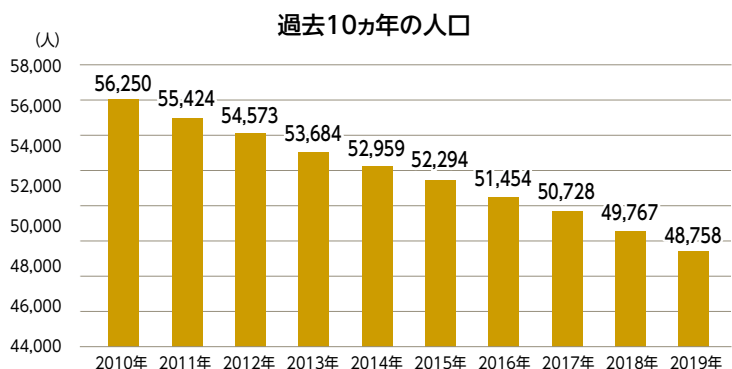
少子高齢化は確実に進んでおり、平成27(2015)年で「0～14歳」は9.5%、「15～64歳」は56.5%、「65歳以上」は34.0%と3人に1人を超えています。



(資料：国勢調査結果)

③ 近年の人口の推移

過去10年間の人口の推移についてみると、人口減少が続いており、平成22(2010)年が56,250人、平成26(2014)年が52,959人、令和元(2019)年が48,758人となっており、平成26(2014)年から令和元(2019)年の人口減少率は7.9%となっています。



注) 平成22(2010)・27(2015)年は国勢調査人口、それ以外は常住人口(10月1日現在)

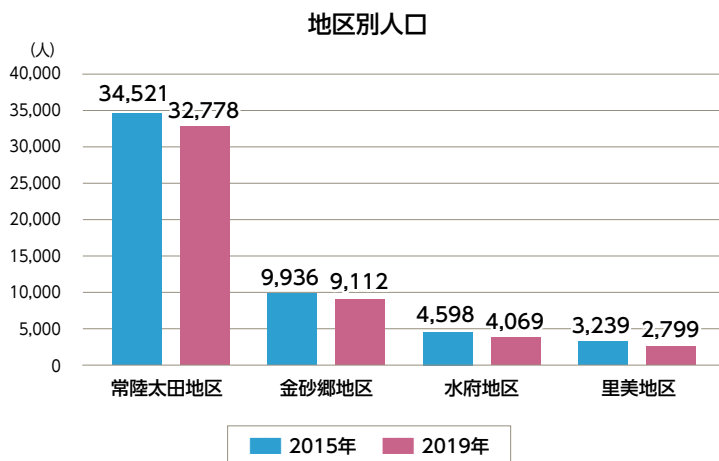
(資料：統計ひたちおた)

④ 地区別人口の推移

令和元(2019)年でみると、常陸太田地区が最も人口が多く、全体の67%を占め、次いで金砂郷地区が19%を占めています。

人口の増減でみると、いずれの地区においても人口は減少しており、減少率が最も大きいのが里美地区で、平成27(2015)年と令和元(2019)年とを比較すると13%を超えています。

地区	2015年	2019年	減少率(%)
常陸太田地区	34,521	32,778	5.05
金砂郷地区	9,936	9,112	8.29
水府地区	4,598	4,069	11.51
里美地区	3,239	2,799	13.58



(資料：統計ひたちおた)

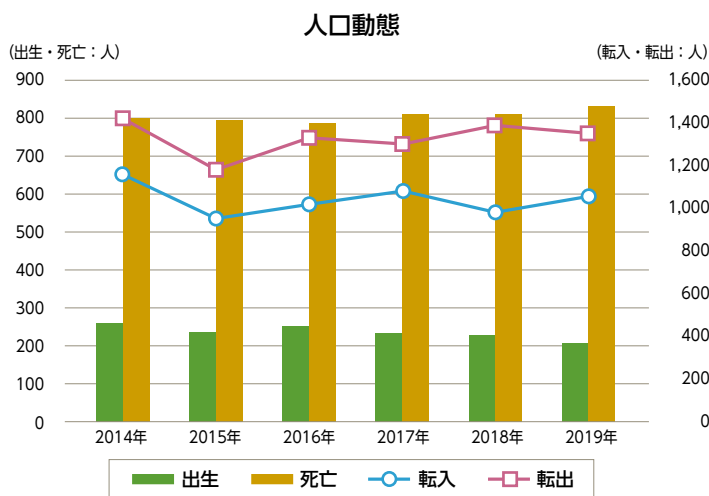
注) 平成27(2015)年は国勢調査人口、令和元(2019)年は常住人口(10月1日現在)

⑤ 人口動態

自然動態^{*11}・社会動態^{*12}いずれにおいても減少しています。

自然動態のうち、出生数は令和元(2019)年で206人に対し死亡数は831人で、自然増減としては625人の減となっています。出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率^{*4}は0.99(令和元(2019)年)と非常に低くなっています。

社会動態は、転入1,057人に対し、転出は1,351人で、294人の転出超過となっています。



年 次	自然動態			社会動態		
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減
2014年	258	802	△544	1,149	1,415	△266
2015年	235	793	△558	952	1,182	△230
2016年	250	787	△537	1,022	1,327	△305
2017年	233	809	△576	1,085	1,299	△214
2018年	227	810	△583	982	1,390	△408
2019年	206	831	△625	1,057	1,351	△294

(資料：統計ひたちおた)

用語
解説

- *4 合計特殊出生率：P11参照。
- *11 自然動態：出生及び死亡による人口の動き。
- *12 社会動態：転入及び転出による人口の動き。



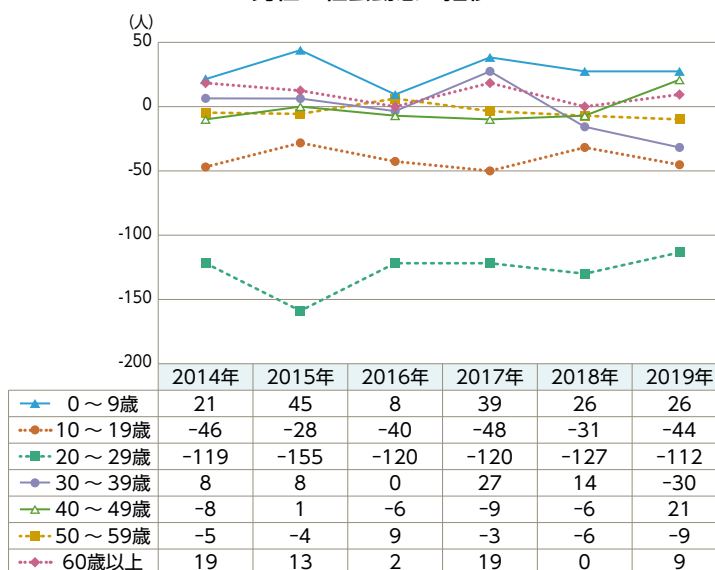
社会動態^{*12}は、男女ともに0～9歳が、毎年、増加で推移しています。

一方、男女ともに10～29歳は、毎年、減少で推移しています。

なお、特に20～29歳が、社会減が大きくなっています。

男性は、20～29歳の減少幅が大きく、特に、平成27(2015)年が、-155人と大きく減少しています。また、30～39歳は、令和元(2019)年以降に減少に転じています。

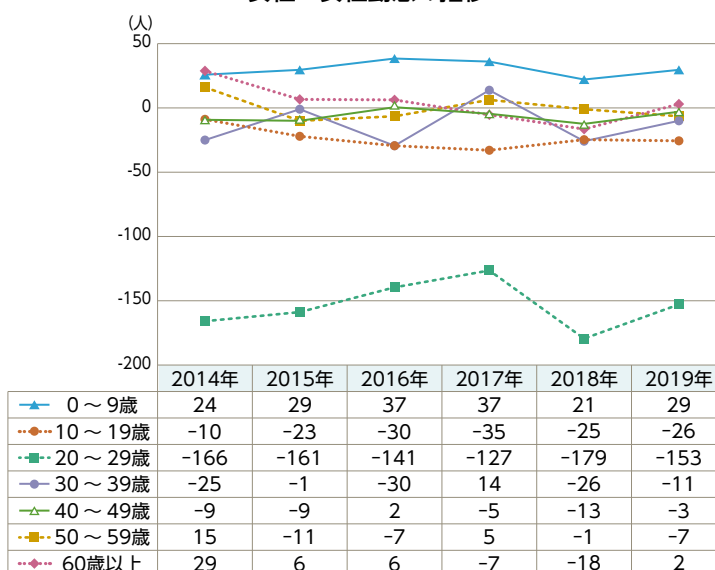
男性：社会動態の推移



(資料：住民基本台帳人口移動報告)

女性も、20～29歳の減少幅が大きく、特に、平成30(2018)年が、-179人と大きく減少しています。また、30～39歳も、平成29(2017)年を除いて、減少で推移しています。

女性：女性動態の推移



(資料：住民基本台帳人口移動報告)

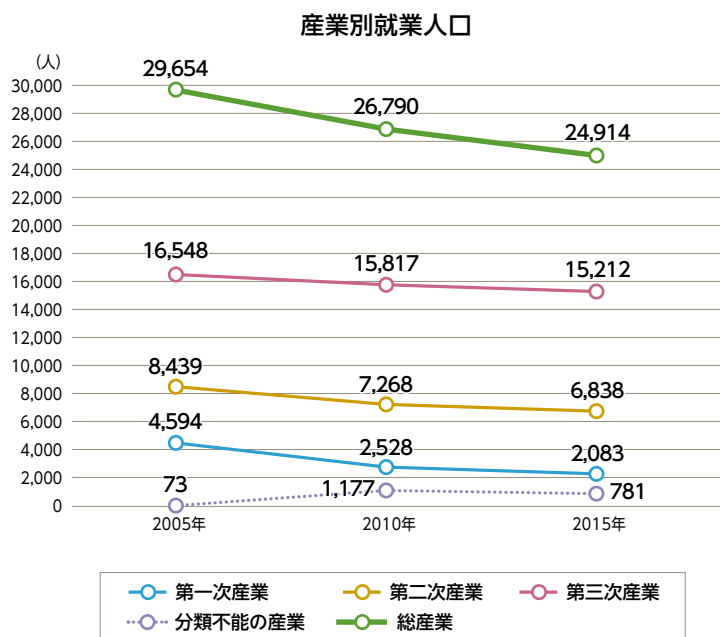


(3) 産業特性

① 産業別就業人口

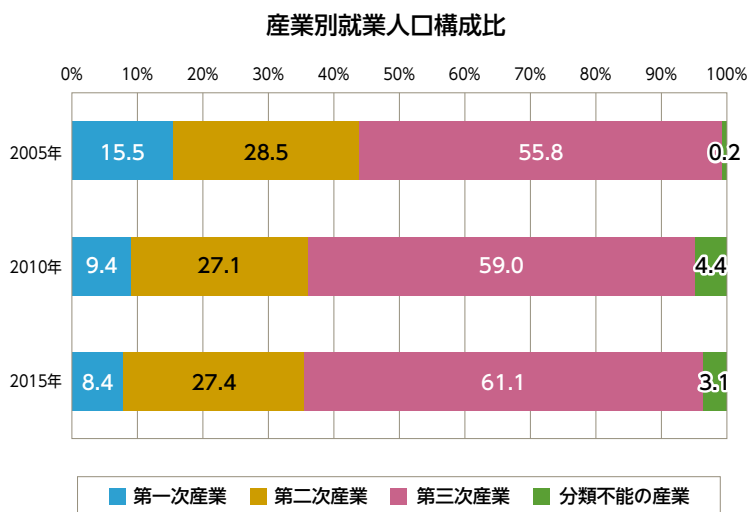
総就業者数をみると、平成17(2005)年の29,654人から平成27(2015)年は24,914人と減少しています。

産業別にみても、いずれの産業でも減少しています。



(資料：統計ひたちおた)

産業別就業人口を構成比でみると、第一次産業、第二次産業、ともに減少傾向となっており、第三次産業は増加傾向となっています。平成27(2015)年では第一次産業8.4%、第二次産業27.4%、第三次産業61.1%となっています。

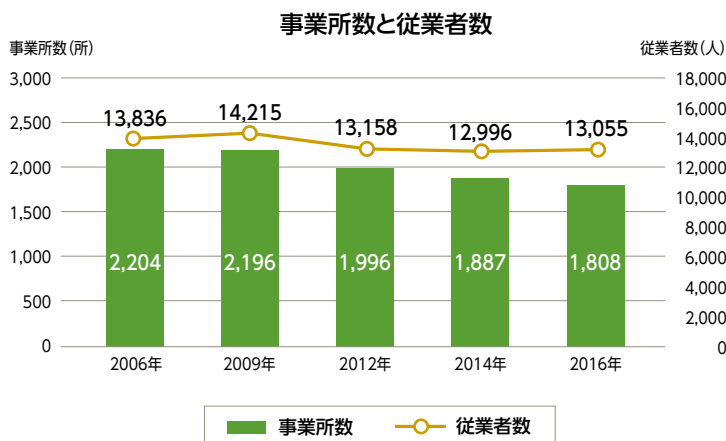


(資料：統計ひたちおた)

② 事業所数・従業者数

事業所数は減少傾向にあり、平成28(2016)年で1,808事業所となっています。

従業者数は、増減の波はありますが、全体の傾向としては減少傾向にあり、平成28(2016)年で13,055人となっています。



(資料：統計ひたちおた)

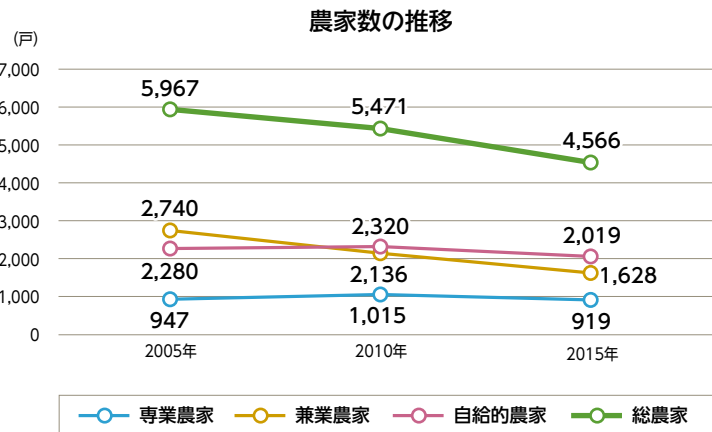


③ 農業

総農家数は減少傾向にあり、平成27(2015)年で4,566戸となっています。

内訳では、「自給的農家^{*13}」が2,019戸で最も多く、次いで「兼業農家^{*14}」1,628戸、「専業農家^{*15}」919戸となっており、特に兼業農家の減少が顕著となっています。

農業従事者の高齢化等による後継者不足が大きな課題となっています。

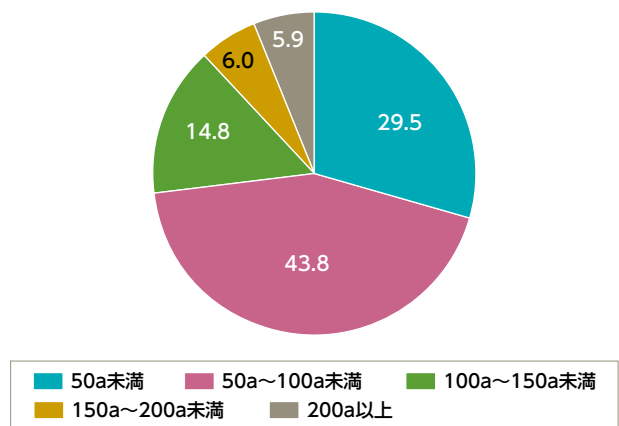


(資料：統計ひたちおた)

農地面積の規模別には、100a未満の農家が73.3%と約7割を占めています。



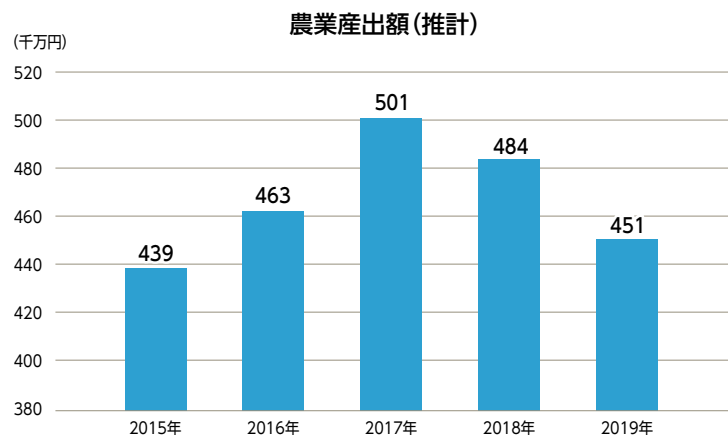
規模別農家数の割合(平成27(2015)年)



(資料：統計ひたちおた)

農業産出額(推計)^{*}は、平成29(2017)年の約50億円をピークに減少に転じ、令和元(2019)年には、約45億円となっています。

※農業産出額(推計)：生産農業所得統計(都道府県別推計)において推計した都道府県別農業産出額を農林業センサス及び作物統計を用いて市町村別に按分して求めたものをいう。



(資料：農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」)

用語解説

^{*13} 自給的農家：経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

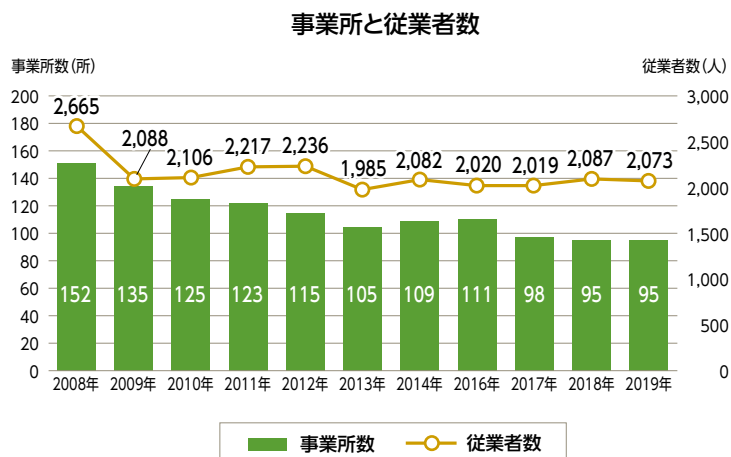
^{*14} 兼業農家：世帯員のなかに兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

^{*15} 専業農家：世帯員のなかに兼業従事者(1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者または農業以外の自営業に従事した者)が1人もいない農家をいう。

④ 工業

事業所数(従業員4人以上)は年によって増減はありますが全体としてはゆるやかな減少傾向にあり、令和元(2019)年で95件となっています。

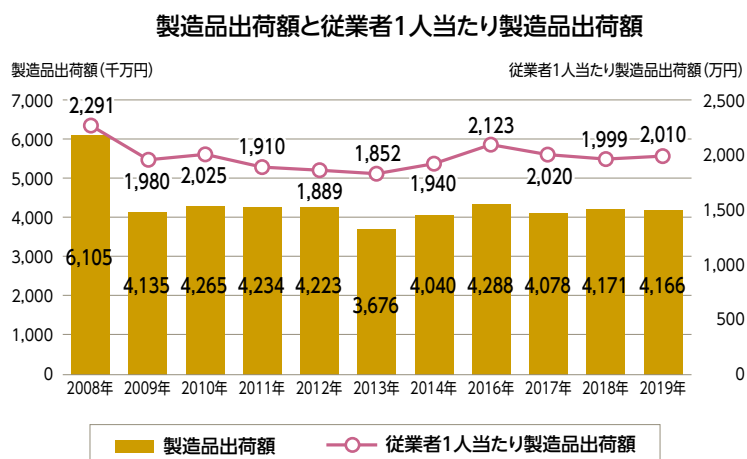
従業者数は近年ほぼ横ばいで、令和元(2019)年で2,073人となっています。



(資料：統計ひたちおた)

製造品出荷額は平成20(2008)年から21(2009)年にかけて大きな減少がみられましたが、その後はほぼ横ばいで令和元(2019)年では約417億円となっています。

従業者1人当たり製造品出荷額でみると、概ね横ばいで、令和元(2019)年では2,010万円となっています。



(資料：統計ひたちおた)



常陸太田工業団地



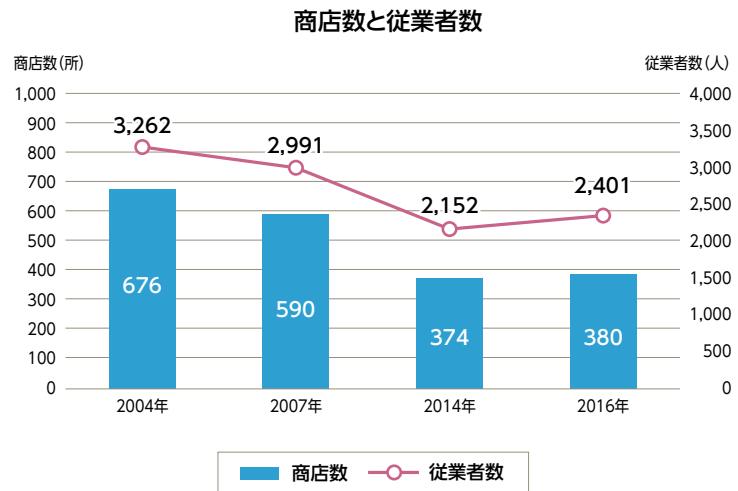
宮の郷工業団地



⑤ 商業

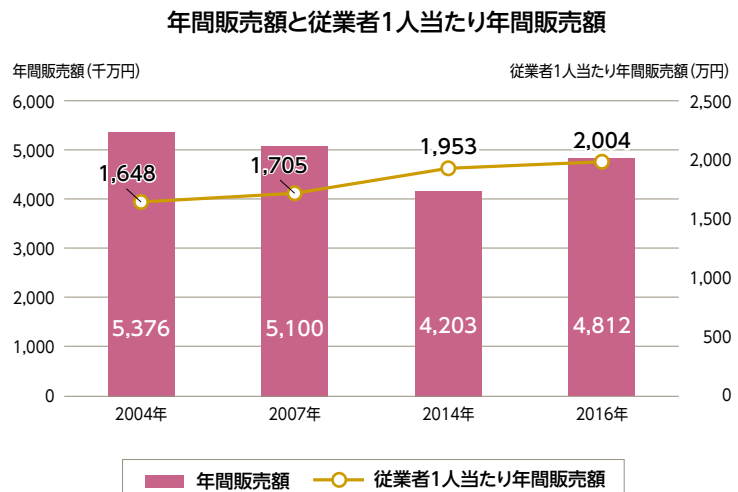
商店数は減少傾向にあり、平成19(2007)年から平成26(2014)年にかけては大きく減少し、平成28(2016)年には380件となっています。

従業者数も同様の傾向を示しており、平成28(2016)年には2,401人となっています。



年間販売額は平成19(2007)年までは500億円を超えていましたが、平成26(2014)年には420億円に減少し、平成28(2016)年は480億円となっています。

一方、従業者1人当たり年間販売額をみると増加傾向にあり、平成28(2016)年には2,004万円となっています。



道の駅ひたちおた



(4) 道路・交通特性

① 道路・鉄道の交通網

高速道路は、常磐自動車道が市の南側を隣接して通っており、日立南太田IC、那珂IC、東海スマートICを利用することになります。

国道は、349号が市内を縦断し、北は福島県矢祭町、南は県都水戸市方面とつながっています。

また、市の北側を国道461号、南側を国道293号が横断し、国道461号は西は太子町、東は高萩市方面とをつなぎ、国道293号は西は常陸大宮市、東は日立市方面とをつないでいます。

鉄道は平成17(2005)年に日立電鉄が廃線となり、現在は、JR水郡線のみが運行しており、常陸太田駅が終着駅となっています。

道路・鉄道の交通網(その1)



道路・鉄道の交通網(その2)





② 鉄道・バス等の運行状況

鉄道は、JR水郡線が運行し、駅は市内に3駅あります。
路線バスのほか、ドア・ツー・ドア^{*16}サービスとして、乗合タクシー、交通空白地有償運送^{*17}が運行しています。

鉄道・バス等の運行体制

令和4(2022)年4月現在

種 類	運行日等	運行便数	運賃等
JR水郡線	毎 日	水戸駅行他 15本/日	市内150円 (常陸太田駅～河合駅) ※水戸駅までは330円
路線バス	毎 日	各路線で異なる	約10km以内：200円 約10km～約20km：310円 約20km以上：510円 ※75歳以上の利用者は半額
乗合タクシー	常陸太田：火・木 金砂郷：水・金 水府：金	午前3便 午後3便	1回300円 ※未就学児、介助者は無料
交通空白地 有償運送	里美：不定休 水府：火		市商工会 ・登録料：3,000円 ・利用料：1km 100円 高倉地域づくりの会 ・登録料：無料 ・利用料：300円



^{*16} ドア・ツー・ドア：建物の戸口から別の建物の戸口までの意味。

^{*17} 交通空白地有償運送：公共交通がないもしくは、本数が少なく利用づらい地域で、自治体やNPO等の地元に密着した団体が許可を得たうえで車を使用して利用者を運ぶ運送サービス。

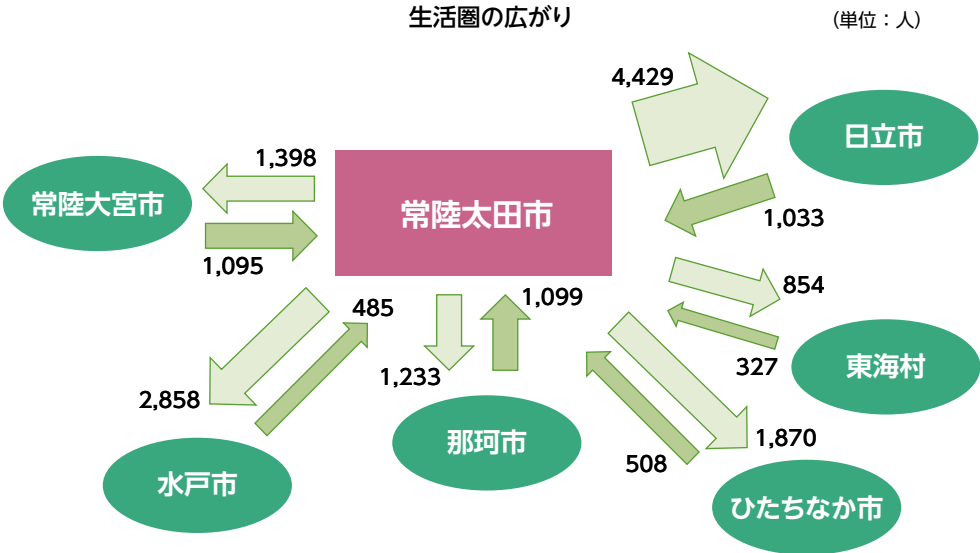
(5) 生活圏の特性

① 通勤・通学

生活圏の広がりを国勢調査の通勤・通学の状況でみると、市外への流出総数13,979人に対し市外からの流入は5,282人と、流出過多となっています。

また、方面別にみると流出先は日立市が最も多く4,429人、次いで水戸市の2,858人、ひたちなか市の1,870人となっています。

一方、本市への流入先をみると、最も多いのは那珂市の1,099人、次いで常陸大宮市の1,095人、日立市の1,033人となっています。



(資料：国勢調査)平成27(2015)年10月1日現在

常陸太田市から他市町村へ通勤・通学している人		
	通 勤	通 学
水戸市	2,194	664
日立市	4,122	307
ひたちなか市	1,807	63
常陸大宮市	1,331	67
那珂市	1,165	68
東海村	852	2
その他	1,142	195
総 数	13,979	

他市町村から常陸太田市へ通勤・通学している人		
	通 勤	通 学
水戸市	483	2
日立市	914	119
ひたちなか市	480	28
常陸大宮市	892	203
那珂市	854	245
東海村	309	18
その他	667	68
総 数	5,282	

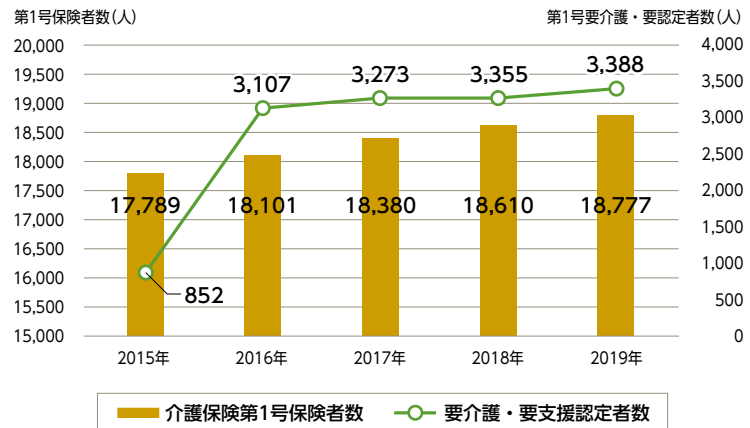


② 福祉

少子高齢化に伴う要介護・要支援認定者数の増加によって介護需要及び介護サービス費用も増加し、施設の受け皿についても今後不足してくることも想定されます。

福祉を支える組織として、各町会、社会福祉協議会*18や福祉関連施設等が対応しています。

介護保険第1号被保険者数、要介護・要支援認定者数



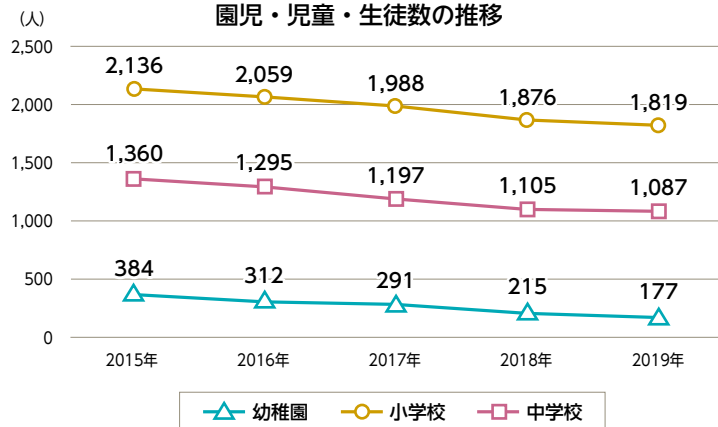
(資料：統計ひたちおた)

③ 教育

市内には、市立の幼稚園4園、小学校8校、中学校7校、県立の中学校1校、高校2校、特別支援学校1校があります。

園児・児童・生徒数の推移をみると、いずれも減少しています。

園児・児童・生徒数の推移



(資料：統計ひたちおた)

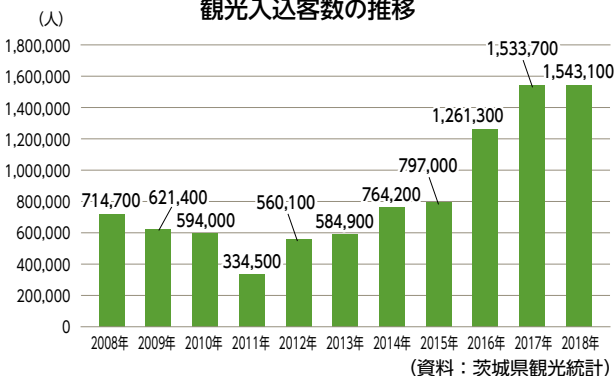
注) 特別支援学校の生徒数は含まれていない

(6) 観光・交流

本市の観光入込客数は、平成23(2011)年を底にV字回復の基調にあり、平成30(2018)年では154万人となっています。

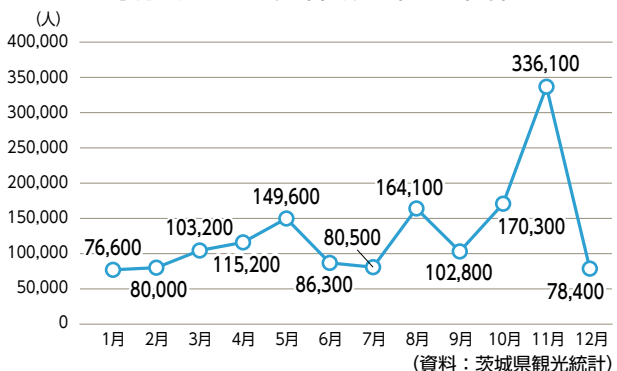
月別の入込状況をみると、竜神大吊橋を中心とした竜神峡一帯の紅葉時期の観光客の増加等により、11月にピークがあります。

観光入込客数の推移



(資料：茨城県観光統計)

月別観光入込客数(平成30(2018)年)



(資料：茨城県観光統計)

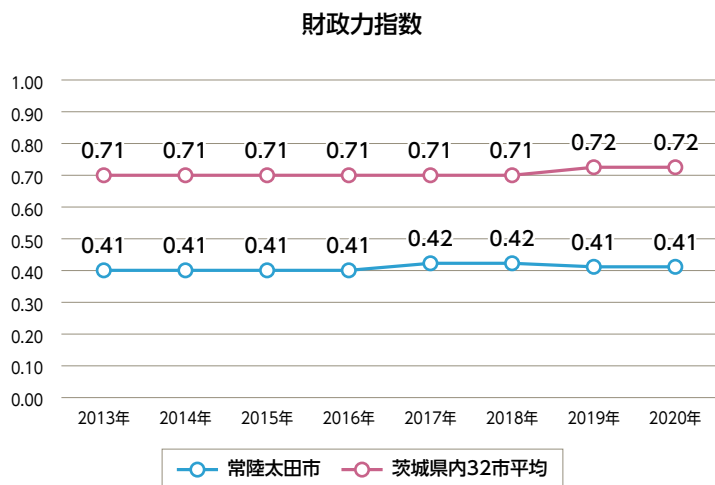
用語
解説

*18 社会福祉協議会：地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っている団体。

(7) 財政状況

財政力指数^{*19}は、自治体の財政力の強弱を示すものです。指数が高いほど裕福な団体ということになり、「1」を超えると交付税の交付を受けなくなります。

本市の指数は、令和2(2020)年で0.41と高い数値ではありませんが、近年同じ状況を維持しています。

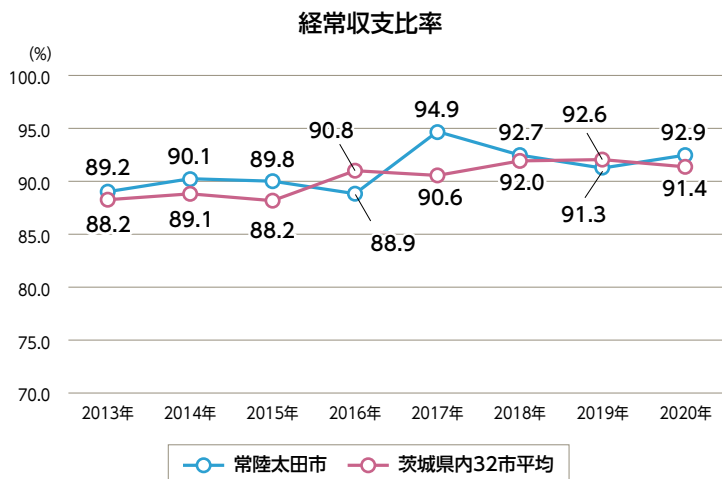


(資料：地方公共団体の主要財政指標一覧)

※県内32市平均は、各市の数値を合算し平均した参考値。以下同じ。

経常収支比率^{*20}は、税などの一般財源を人件費等の経常的支出にどれくらい充当しているかをみる指標で、70～80%を超えると財政運営が硬直化しているといわれます。

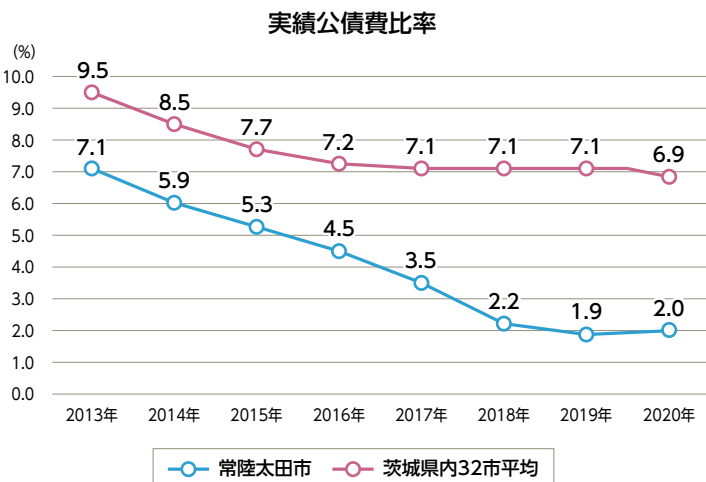
本市の指数は、近年やや減少の傾向にあり、令和2(2020)年で92.9%となっています。



(資料：地方公共団体の主要財政指標一覧)

実質公債費比率^{*21}は、自治体の収入に対する負債返済の割合を示す指標で、10%を超えないことが望ましいとされています。

本市は、減少傾向にあり、令和2(2020)年には、2.0%となっています。



(資料：地方公共団体の主要財政指標一覧)

用語解説

*19 財政力指数：地方公共団体財政の体力を表すもの。この指数が1を超えると財政が豊かな団体とされ、地方交付税が交付されない。

*20 経常収支比率：税などの一般財源のうち、人件費や公債費(借金返済)など経常的に支出する経費が占める割合を表したもの。財政の健全性を判断する指標となり、低い方が望ましい。

*21 実質公債費比率：自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。通常、3年間の平均値を使用。25%以上だと借金を制限される。



6 市民意識

(1) 市民・高校生アンケート

【調査対象】

一般 (18歳以上の市民から無作為抽出)
高校生 (市内の高等学校に通う市内在住の生徒)

【調査方法】

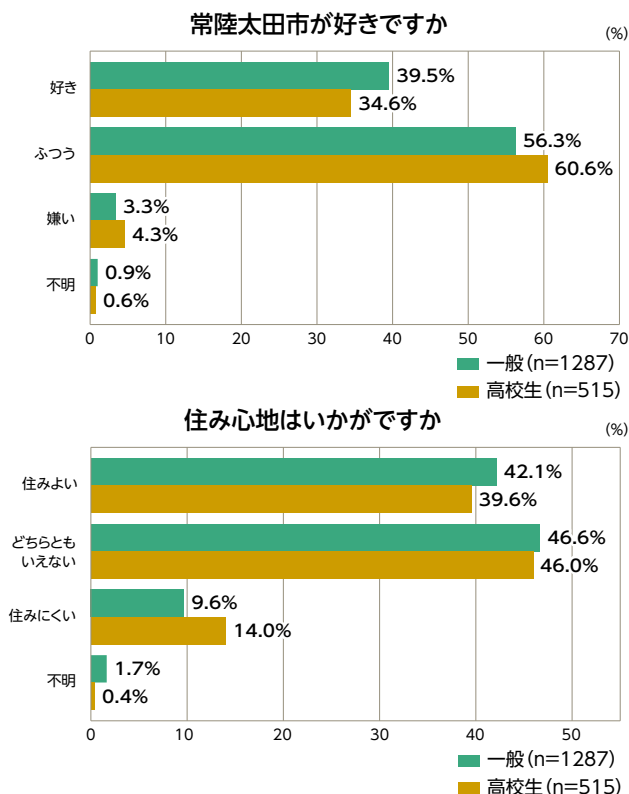
一般 (郵送による配布・回収)
高校生 (学校での配布・回収)

【配布・回収状況】

一般 (配布 3,000票、回収票 1,287票 (42.9%))
高校生 (配布 663票、回収票 515票 (77.7%))

① 地域への愛着について

◆地域への愛着度は、一般も高校生も高く、「好き」と「住みよい」がともに40%前後を占めています。一方、「嫌い」及び「住みにくい」という回答は総じて低く、「嫌い」は4%前後、「住みにくい」も10%前後となっています。



② 「住みやすさ」の条件について

◆一般・高校生ともに、「住みやすさ」の条件としては、次の2つの回答が多くなっています。

○日常の買い物の便利さ ○自然環境の良さ

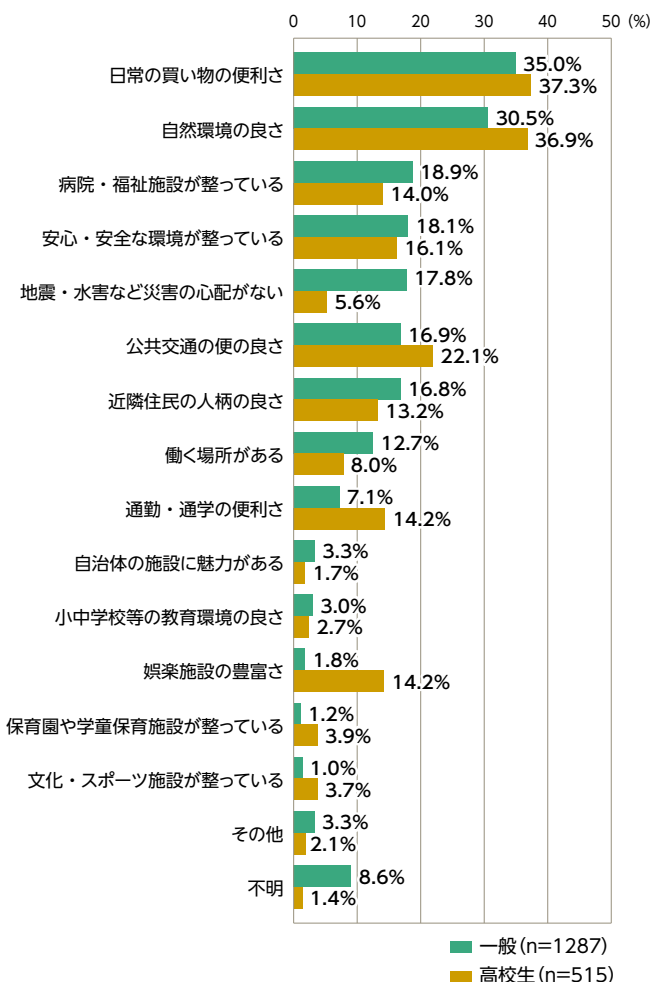
◆一般と高校生において違いがみられるのは、次のものが挙げられます。

【一般の方が高校生より高いもの】

○病院・福祉施設が整っている
○地震・水害など災害の心配がない
○働く場所がある

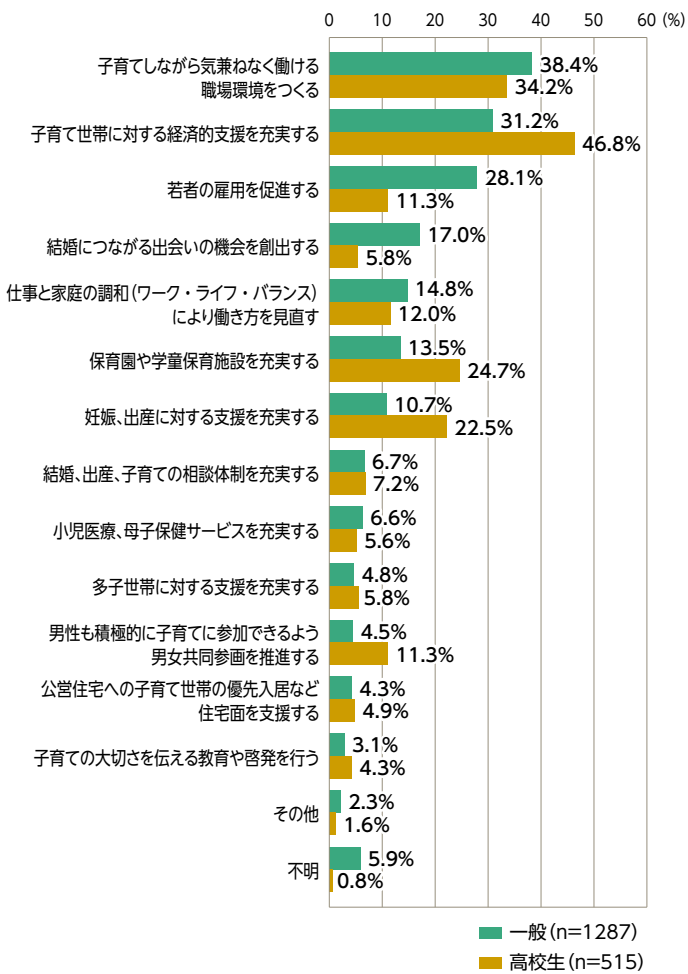
【高校生の方が一般より高いもの】

○自然環境の良さ ○公共交通の便の良さ
○通勤・通学の便利さ ○娯楽施設の豊富さ



③ 少子化対策に必要なことについて

- ◆一般・高校生ともに、上位2つは同じ結果となっています。
 - 子育てをしながら気兼ねなく働ける職場環境をつくる
 - 子育て世帯に対する経済的支援を充実する
- ◆一般と高校生の違いに着目すると、以下の点が挙げられます。
 - 一般は「若者の雇用を促進する」や「結婚につながる出会いの機会を創出する」が上位にきているのに対し、高校生は「保育園や学童保育施設を充実する」、「妊娠、出産に対する支援を充実する」が上位にきています。
- ◆居住地別に着目すると、以下の点が挙げられます。
 - 常陸太田地区及び金砂郷地区では「子育てをしながら気兼ねなく働ける職場環境をつくる」が最も高いのに対し、水府地区では、「子育て世帯に対する経済的支援を充実する」が最も高く、里美地区では、「若者の雇用を促進する」が最も高くなっています。



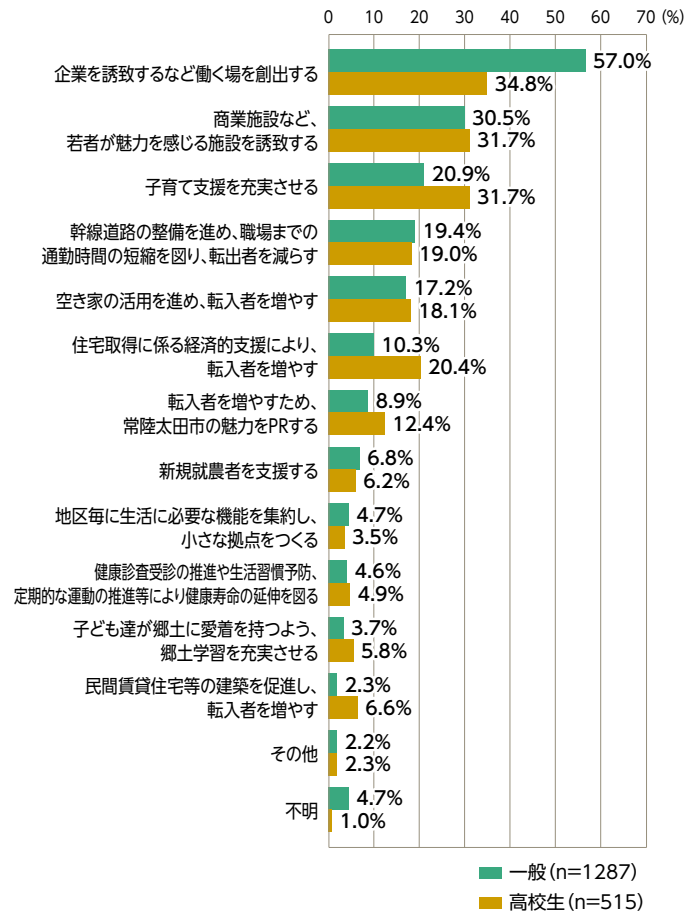
		合 計	問10.今後、少子化対策に必要なと思うもの						
			子育てをしながら気兼ねなく働ける職場環境をつくる	子育て世帯に対する経済的支援を充実する	若者の雇用を促進する	結婚につながる出会いの機会を創出する	仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)により働き方を見直す	保育園や学童保育施設を充実する	妊 娠、出産に対する支援を充実する
全 体		1287	494 38.4	402 31.2	362 28.1	219 17.0	191 14.8	174 13.5	138 10.7
性 別	男 性	600	208 34.7	207 34.5	184 30.7	118 19.7	73 12.2	67 11.2	71 11.8
	女 性	680	285 41.9	192 28.2	176 25.9	101 14.9	118 17.4	105 15.4	66 9.7
居住地区	常陸太田地区	835	339 40.6	256 30.7	232 27.8	125 15.0	129 15.4	120 14.4	89 10.7
	金砂郷地区	233	87 37.3	76 32.6	57 24.5	37 15.9	37 15.9	36 15.5	29 12.4
	水府地区	104	30 28.8	33 31.7	32 30.8	30 28.8	14 13.5	11 10.6	11 10.6
	里美地区	80	23 28.8	26 32.5	34 42.5	23 28.8	8 10.0	4 5.0	8 10.0

上段：回答者数(人) 下段：構成比率(%)



④ 人口減少対策に必要なことについて

- ◆一般・高校生ともに、上位3つは同じ結果となっています。
 - 企業を誘致するなど働く場を創出する
 - 商業施設など、若者が魅力を感じる施設を誘致する
 - 子育て支援を充実させる
- ◆居住地別では、各地区とも「企業誘致するなど働く場所を創出する」が最も高くなっています。
- ◆「少子化対策に必要なこと」とも連動する結果となっており、人口減少を抑制するためには、「働く場の確保」、「若い世代が住みたくなる魅力あるまちづくりの推進」、「安心して子どもを産み育てられる支援体制の充実」等が重要であると要約されます。

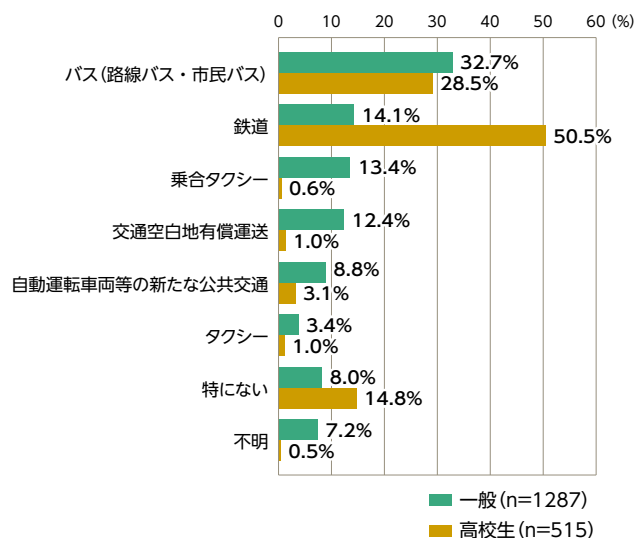


		合 計	問11.今後、人口減少対策に必要なと思うもの						
			企業を誘致するなど働く場を創出する	商業施設など、若者が魅力を感じる施設を誘致する	子育て支援を充実させる	幹線道路の整備を進め、職場までの通勤時間の短縮を図り、転出者を減らす	空き家の活用を進め、転入者を増やす	住宅取得に係る経済的支援により、転入者を増やす	転入者を増やすため、常陸太田市の魅力をPRする
全 体		1287	734 57.0	393 30.5	269 20.9	250 19.4	221 17.2	132 10.3	115 8.9
性 別	男 性	600	356 59.3	177 29.5	123 20.5	109 18.2	97 16.2	75 12.5	58 9.7
	女 性	680	377 55.4	215 31.6	143 21.0	140 20.6	123 18.1	57 8.4	55 8.1
居住地区	常陸太田地区	835	480 57.5	287 34.4	186 22.3	145 17.4	128 15.3	93 11.1	73 8.7
	金砂郷地区	233	129 55.4	58 24.9	46 19.7	52 22.3	49 21.0	24 10.3	14 6.0
	水府地区	104	55 52.9	17 16.3	16 15.4	28 26.9	23 22.1	9 8.7	19 18.3
	里美地区	80	53 66.3	22 27.5	14 17.5	17 21.3	15 18.8	3 3.8	7 8.8

上段：回答者数(人) 下段：構成比率(%)

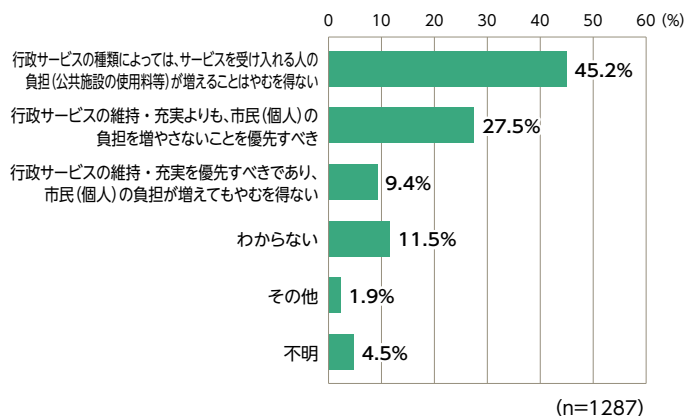
⑤ 充実してほしい交通手段

- ◆「バス(路線バス・市民バス)」は一般と高校生ともに高く、「鉄道」は高校生が高いという大きな特徴がみられます。
- ◆年齢が高くなるにつれて「バス(路線バス・市民バス)」「鉄道」から「バス(路線バス・市民バス)」及びドア・ツー・ドアサービス*16である「乗合タクシー」や「交通等空白地有償運送」へ充実して欲しい交通手段が変化しています。よって、利用者のライフステージ*22別のニーズに合わせた公共交通施策の充実が重要となっています。



⑥ 行政のサービス水準に対する市民負担のあり方

- ◆最も高いのは「行政サービスの種類によっては、サービスを受け入れる人の負担が増えることはやむを得ない」であり、半数近くを占めています。
- ◆この傾向は、性別でも年齢別でもほぼ同様な傾向となっており、市民全体に共通する考えとなっています。



⑦ 今後、望むまちのすがたについて

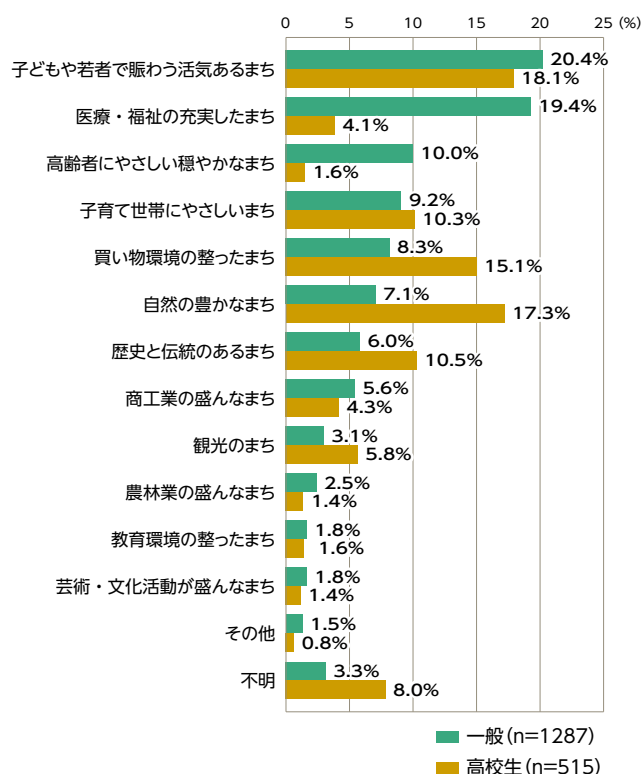
- ◆一般・高校生ともに、「子どもや若者で賑わう活気のあるまち」が最上位となっています。
- ◆但し、第2位・第3位になると違いが表れています。

【一般の第2位・第3位】

- 医療・福祉の充実したまち
- 高齢者にやさしい穏やかなまち

【高校生の第2位・第3位】

- 自然の豊かなまち
- 買い物環境の整ったまち



用語解説

*16 ドア・ツー・ドアサービス：P25参照。

*22 ライフステージ：人間の一生をいくつかの過程に分けたものの各段階。幼年期、青年期、高齢期など。



7 政策ごとの主要な成果と課題

基本目標Ⅰ 安心して働くことのできる仕事の場づくり

政策1 産業振興と新たな雇用創出による仕事の場づくり

主要な成果	◆優遇制度の充実等による東部土地区画整理事業用地への保留地購入企業の決定 ◆商工会、金融機関等との連携による市内中小企業への支援 ◆道の駅ひたちおおたを拠点とした農林畜産業の振興と地域資源を活かした交流人口^{*23}の拡大 ◆地元産生乳を使用したオリジナルチーズの商品化による6次産業化^{*24}の推進 ◆教育旅行等の受入体制整備・連携強化(県北6市町の自治体間連携) 等
主要な課題	◆市民が必要とする魅力ある商業施設及び雇用が見込まれる企業誘致の推進 ◆販路拡大等に対する市内中小企業への支援継続・改善 ◆新規就農者の確保、栽培技術の向上及び農業者の所得向上 ◆農産物及び加工品の安定した生産体制の確立と市外等への販路の拡大 ◆交流・関係人口の拡大への取組みと受入体制の強化 等

基本目標Ⅱ 夢を育み健やかに生きるひとづくり

政策1 安心して子育てのできる環境づくり

主要な成果	◆結婚や出産、子育て世代への支援の充実による転入者の確保 ◆認定こども園^{*25}や民間保育園等の保育環境の整備 ◆子ども夜間診療の実施等による保護者の安心につながる医療体制の充実 ◆妊娠・出産から子育て期のワンストップ窓口「子育て世代包括支援センター」の設置 等
主要な課題	◆市内で安心して結婚・出産・子育てができる環境整備・経済支援の継続・改善 ◆就学前児童数の推移等を注視し、公立幼稚園の認定こども園への移行の検討 ◆子ども夜間診療実施医療機関の増加、平日毎日実施できる体制整備 ◆児童相談所や警察との連携による児童虐待相談の増加に伴う対応 等

政策2 郷土を愛し未来を拓くひとづくり

主要な成果	◆体験学習を通じて故郷の良さを学ぶ「夢塾」での児童の自立性・自主性の向上 ◆学校給食での地場産物の活用による「食育」の推進 ◆国際的に活躍できる人材育成(小・中学校全校に外国人のALT(英語指導助手)を派遣) ◆小中学校の全児童生徒へのICT^{*5}環境整備によるGIGAスクール構想^{*26}の推進 等
主要な課題	◆子どもが減少している中での郷土愛につながる学習の継続・発展 ◆高齢化等に伴い減少している地域人材の確保 ◆子ども会活動等、児童生徒が関わる活動の参加者減少への対策 ◆ICT学習に対応するための教職員のスキルアップの継続的な実施 等

用語解説

^{*5} ICT：P12参照。

^{*23} 交流人口：通勤・通学、買い物、習い事、観光等でその地域に訪れる人々のこと。

^{*24} 6次産業化：農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態。

^{*25} 認定こども園：教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せもっている施設。

^{*26} GIGAスクール構想：一人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること。

政策3 夢と生きがいをもって活躍するひとづくり

主要な成果	◆市民ニーズにあった学習プログラムの提供による生涯学習の充実 ◆健康スポーツチャレンジデー等の開催による市民のスポーツ活動参加の促進 ◆老人クラブ等への支援等による高齢者の社会参加のための体制整備 ◆山吹運動公園の更新に向けた「市新総合体育館整備基本計画」の策定 等
主要な課題	◆各団体の高齢化に伴う人員確保及び活動継続を支援する仕組みの検討 ◆高齢者の生きがいにつながる経験を活かす活躍の場の提供 ◆次世代へつなぐ地域伝統文化の継承・保存に関する取り組みの充実・強化 ◆健康寿命^{*27}の延伸につながる高齢者も実施可能なスポーツの普及及び環境の整備 等

政策4 健やかに生きるひとづくり

主要な成果	◆健康寿命の延伸を目指した健康づくりの意識高揚（健康教育・相談、栄養指導等の実施） ◆地域に密着した福祉ネットワークの構築等、安心して暮らせるまちづくりの推進 ◆地域ケア会議の体制整備等、地域包括ケアシステム^{*28}の構築 等
主要な課題	◆介護予防や生活習慣病抑制の継続 ◆特定健診の受診状況の分析、未受診者への積極的な受診勧奨の実施 ◆新たな感染症への対応・対策強化 等

政策5 地域の特性を活かしたコミュニティづくり

主要な成果	◆結婚相談センター「YOU愛ネット」の運営や交流会等の実施による結婚の推進 ◆子育て世帯等に対する住宅取得への経済的支援や空き家バンク^{*29}等、移住・定住の促進 ◆エコミュージアム^{*30}活動を通じた地域活動の活性化、多世代交流の促進 ◆新たな地域コミュニティの形成（8地区）、活動拠点の整備 等
主要な課題	◆社会動態^{*12}の転入超過につながる子育て世帯、UIターン^{*31}者等への取り組みの改善 ◆空き家バンク等を活用した更なる移住・定住の促進、二地域居住^{*32}の推進 ◆エコミュージアム活動実施後の地域へのフォローアップ ◆地域のコミュニティ活動継続のための人材育成支援 等

用語解説

- ^{*12} 社会動態：P18参照。
- ^{*27} 健康寿命：健康上の問題により、日常生活が制限されることがなく生活することが可能な期間のこと。
- ^{*28} 地域包括ケアシステム：高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能にするための、地域の包括的な支援・サービス提供体制。
- ^{*29} 空き家バンク：主に自治体が、若年者や子育て世帯の定住化や農林業従事者等の増加を目的とし、定住を促進するために空き家を紹介する制度。
- ^{*30} エコミュージアム：エコロジー（生態学）とミュージアム（博物館）の造語で、元々はフランス人が提唱した概念で、日本では地域の人々の生活向上や豊かな環境を守り育てることを目的とした「生活環境博物館」と訳されている。
- ^{*31} UIターン：「Uターン」「Iターン」「Jターン」といわれる都市から地方への移住の流れの総称。Uターン（生まれ育った地方から、都市部に移り住んだ人々が、生まれ育った地方に移住すること）。Iターン（生まれ育ちに関係なく、都市部から地方部に移住すること）。Jターン（生まれ育った地方から、都市部に移り住んだ人々が、自分の生まれ育った地方から近い地域に移住すること）。
- ^{*32} 二地域居住：主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）をもうける暮らし方のこと。



基本目標Ⅲ 暮らしやすく楽しむことのできるまちづくり

政策1 安全・安心なまちづくり

主要な成果	◆市空家等対策計画に基づく空き地・空き家の適正管理 ◆自主防災組織への防災訓練実施の際の支援等、防災体制の強化 ◆原子力災害時の広域避難訓練の実施 ◆雨水幹線の整備、水道施設の耐震化や非常用自家発電設備の整備 ◆小中学校等への防犯カメラの設置による児童生徒の登下校時等における安全対策 等
主要な課題	◆空き家等が地域の生活環境に悪影響を与える前の早い段階での適正管理、利活用の促進 ◆夜間・休日医療体制の整備、計画的な救急救命士の養成の継続 ◆広域避難に関する訓練の継続実施、より実効性の高い原子力災害広域避難実施計画の策定 ◆市民による危険箇所の情報提供の迅速な対応が可能な体制の構築 等

政策2 快適で魅力のあるまちづくり

主要な成果	◆東部土地区画整理事業用地の事業認可、組合設立、工事着工 ◆医療・教育環境等の向上を目的とした市道0139号線整備事業の事業開始 ◆地域公共交通の維持・利用促進に向けた市内公共交通網の再編実施 ◆水道水の安定供給に向けた水質管理の徹底と効率的な生活排水処理施設の整備 ◆太陽光発電設備設置等に対する支援等による地球温暖化ガスの抑制 等
主要な課題	◆東部土地区画整理事業、市道0139号線整備事業等各種事業の計画的な促進 ◆少子高齢化・人口減少に対応した利便性の高い地域公共交通網の再構築 ◆水道事業経営健全化に向けた適正な水道料金への見直し検討 ◆家庭ごみの排出が困難な方への対策 等

基本目標Ⅳ 計画の推進のために

政策1 行政力改革

主要な成果	◆市創生総合戦略^{*33}の策定等、各団体・企業等と連携したまちづくりの推進 ◆指定管理者の経営状況の確認・評価や改善策の検討、改善指導の実施 ◆公共施設等再配置計画に基づく公共施設の適正管理による経費縮減 ◆一部徴収事務の一元化による適正な債権管理の推進と徴収体制の構築 等
主要な課題	◆各地域団体や企業等との連携継続及び事業を実施していくための合意形成 ◆行政のデジタル化の促進による更なる業務の効率化、情報分析能力の向上 ◆職員の更なる資質向上、各部課等間の連携・横断的な取組みの強化 等

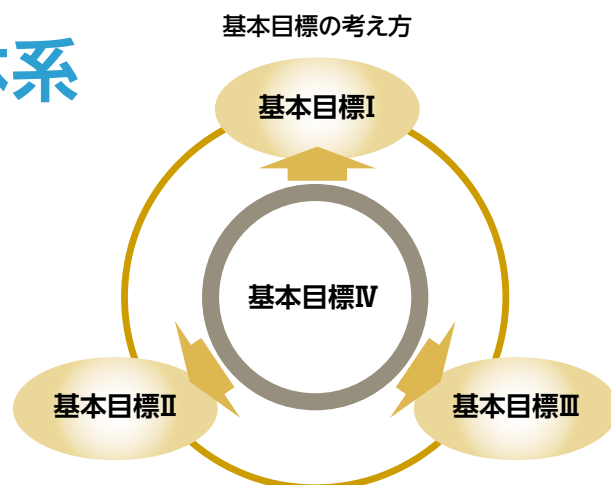
用語
解説

^{*33} 市創生総合戦略：人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指す計画。

後期基本計画

基本目標の考え方と後期基本計画施策体系

基本構想には、まちの将来像の実現のために、具体的な目標として、基本目標Ⅰ～Ⅲが掲げられています。なお、基本目標Ⅳは、これらの具体的な目標を推進するために共通に関わる目標になります。目標達成に向けて、9つの政策と30の基本施策により、新たなまちづくりに取組みます。



施策体系

基本構想		後期基本計画	
【将来像】	【基本目標】	【政 策】	【基本施策】
幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち 常陸太田	Ⅰ 安心して働くことのできる仕事の場づくり	1 産業振興と新たな雇用創出による仕事の場づくり	1 働く機会の創出 2 地域特性を活かした農林水産業の振興 3 商工業の振興と地域内経済の循環促進 4 地域資源に磨きをかけた観光の振興
	Ⅱ 夢を育み健やかに生きるひとづくり	1 安心して子育てのできる環境づくり 2 郷土を愛し未来を拓くひとづくり 3 夢と生きがいをもって活躍するひとづくり 4 健やかに生きるひとづくり	5 子育てへの支援 6 豊かな心の育成 7 魅力ある学校づくり 8 多様な学習機会の支援 9 多彩な人材の育成と活用 10 地域文化活動への支援 11 スポーツ・レクリエーション活動への支援 12 健康づくりへの支援 13 地域の支え合いの支援
	Ⅲ 暮らしやすく楽しむことのできるまちづくり	1 安全・安心なまちづくり 2 快適で魅力のあるまちづくり 3 地域の特性を活かしたコミュニティづくり	14 犯罪のないまちづくり 15 災害に強いまちづくり 16 医療体制の整備 17 交通安全対策 18 安全な消費生活の支援 19 良好で魅力のある市街地の整備 20 公共交通体系の再編・充実 21 道路の整備 22 上下水道の整備 23 自然及び生活環境の保全 24 結婚・定住の推進 25 市民の地域活動への支援 26 男女共同参画社会の促進
	Ⅳ 計画の推進のために	1 行政力改革	27 情報の共有と受発信機能の強化 28 広域連携・産学金官連携の強化 29 デジタル化の推進等による行政経営基盤の強化 30 自主性・自立性の高い財政運営



後期基本計画における SDGs^{*1}の位置づけ

SDGsの推進

「SDGs(エスディーゼズ)」とは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で採択された国際社会共通の目標です。2030年を達成期限とした17の目標と、これを達成するための169のターゲットを掲げ、「誰一人取り残さな

い」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し国際社会全体が取り組んでいます。持続可能で自立したまちづくりの推進にあたっては、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の最適化、地域課題解決の加速化を図っていくことが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



後期基本計画におけるSDGsの位置づけ

国は、2016年12月に策定した「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」の中で、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

当市も、持続可能で自立したまちづくりに向けて、後期基本計画の各施策分野にSDGsの目指す17の目標を関連付けて各施策に反映させ、総合計画とSDGsを一体的に推進していくこととしています。

まちの将来像

幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち 常陸太田
～子育て上手その先へ さらなる魅力の創造～

持続可能で自立したまちづくりへ

実現のための各施策の推進

後期基本計画

4つの基本目標・9つの政策・30の基本施策

各施策に
反映

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



用語
解説

*1 SDGs: P2参照。

SDGs^{*1}と自治体行政の関係

 1 貧困をなくそう	【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援するうえで最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 2 飢餓をゼロに	【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 3 すべての人に健康と福祉を	【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。
 4 質の高い教育をみんなに	【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	【ジェンダー】 ジェンダーの平等^{*34}を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント^{*35}を行う 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。
 6 安全な水とトイレを世界中に	【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出したりする等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
 8 働きがいも経済成長も	【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク^{*36})を促進する 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	【インフラ、産業化、イノベーション^{*37}】 強靱(レジリエント^{*38})なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に地元企業の支援などを盛り込むことで、新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

用語解説

* 1 SDGs: P2参照。

*34 ジェンダー平等：男性と女性の役割の違いによって生まれる社会的・文化的性差をジェンダーと呼び、この性差に起因する差別を撤廃することという。

*35 エンパワーメント：関係者に権限の付与や各種支援を行い、目標の達成のための自律的な行動を促すこと。

*36 ディーセント・ワーク：権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事を指す。

*37 イノベーション：新たな考え方や技術を取り入れて新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や刷新をもたらすこと

*38 レジリエント：弾力や柔軟性があるさま。



10 人や国の不平等をなくそう	【不平等】 国内及び国家間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進するうえでも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられるまちづくりを	【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する 包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任	【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する 環境負荷削減を進めるうえで持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3R^{*39}の徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。
13 気候変動に具体的な対策を	【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう	【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさも守ろう	【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正をすべての人に	【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する 平和で公正な社会を作るうえでも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナリーシップで目標を達成しよう	【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ^{*40}を活性化する 自治体は公的／民間セクター、住民、NGO^{*41}／NPO^{*10}など多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していくうえで多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

※上記資料は次の資料を参考に作成。

1. UCLG (United Cities and Local Governments) (「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)→導入のためのガイドライン(2018年3月版(第2版)」(自治体SDGsガイドライン検討委員会編集))
2. 外務省パンフレット「持続可能な開発目標 (SDGs)と日本の取組」



- ^{*10} NPO：P14参照。
^{*39} 3R：リデュース(Reduce)ごみを減らす、リユース(Reuse)繰り返し使う、リサイクル(Recycle)資源として再利用する、の3つのR(アール)の総称。
^{*40} グローバル・パートナーシップ：国、政府、民間、市民等の連携のこと。
^{*41} NGO：貧困・飢餓や紛争、環境破壊や災害など世界で起こっている様々な課題に、政府や国際機関とは異なる「民間」の立場から、利益を目的とせず取り組む市民団体。

基本施策とSDGs^{*1}の関係

	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
基本目標Ⅰ 安心して働くことのできる仕事の場づくり						
政策1 産業振興と新たな雇用創出による仕事の場づくり						
基本施策1 働く機会の創出	●					
基本施策2 地域特性を活かした農林水産業の振興		●				
基本施策3 商工業の振興と地域内経済の循環促進						
基本施策4 地域資源に磨きをかけた観光の振興						
基本目標Ⅱ 夢を育み健やかに生きるひとづくり						
政策1 安心して子育てのできる環境づくり						
基本施策5 子育てへの支援	●		●	●		
政策2 郷土を愛し未来を拓くひとづくり						
基本施策6 豊かな心の育成		●		●	●	
基本施策7 魅力ある学校づくり	●			●		
政策3 夢と生きがいをもって活躍するひとづくり						
基本施策8 多様な学習機会の支援				●	●	
基本施策9 多彩な人材の育成と活用			●	●		
基本施策10 地域文化活動への支援				●		
基本施策11 スポーツ・レクリエーション活動への支援			●			
政策4 健やかに生きるひとづくり						
基本施策12 健康づくりへの支援			●			
基本施策13 地域の支え合いの支援	●		●		●	
基本目標Ⅲ 暮らしやすく楽しむことのできるまちづくり						
政策1 安全・安心なまちづくり						
基本施策14 犯罪のないまちづくり				●		
基本施策15 災害に強いまちづくり				●		●
基本施策16 医療体制の整備			●	●		
基本施策17 交通安全対策				●		
基本施策18 安全な消費生活の支援			●	●		
政策2 快適で魅力のあるまちづくり						
基本施策19 良好で魅力のある市街地の整備						
基本施策20 公共交通体系の再編・充実						
基本施策21 道路の整備						
基本施策22 上下水道の整備			●			●
基本施策23 自然及び生活環境の保全						●
政策3 地域の特性を活かしたコミュニティづくり						
基本施策24 結婚・定住の推進					●	
基本施策25 市民の地域活動への支援						
基本施策26 男女共同参画社会の促進				●	●	
基本目標Ⅳ 計画の推進のために						
政策1 行政力改革						
基本施策27 情報の共有と受発信機能の強化						
基本施策28 広域連携・産学金官連携の強化						
基本施策29 デジタル化の推進等による行政経営基盤の強化						
基本施策30 自主性・自立性の高い財政運営						

用語解説

*1 SDGs: P2参照。

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 適応する	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさ を守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	●	●			●					
	●	●			●	●		●		
	●	●		●						
	●	●		●			●	●		
			●						●	
			●							
			●						●	
				●					●	●
			●						●	
				●					●	
				●					●	
				●						
				●						
				●						
		●		●						
		●		●						
		●		●						
●				●	●	●	●	●		
		●		●	●					
									●	●
			●						●	
		●		●					●	●
				●					●	●
				●					●	●
				●					●	●
				●					●	●

重点及び総合戦略に紐づく施策概要一覧

基本目標	政 策	基本施策
Ⅰ 安心して働くことのできる仕事場のづくり	1 産業振興と新たな雇用創出による仕事場のづくり	1 働く機会の創出
		2 地域特性を活かした農林水産業の振興
		3 商工業の振興と地域内経済の循環促進
		4 地域資源に磨きをかけた観光の振興
Ⅱ 夢を育み健やかに生きるひとづくり	1 安心して子育てのできる環境づくり	5 子育てへの支援
	2 郷土を愛し未来を拓くひとづくり	6 豊かな心の育成
		7 魅力ある学校づくり
	3 夢と生きがいをもって活躍するひとづくり	8 多様な学習機会の支援
		9 多彩な人材の育成と活用
		11 スポーツ・レクリエーション活動への支援
	4 健やかに生きるひとづくり	12 健康づくりへの支援
		13 地域の支え合いの支援



施策	施策概要	重点施策	総合戦略
1 企業誘致の推進	1 東部土地区画整理事業への魅力ある商業施設等の誘致促進	●	●
2 就労支援の充実・就労環境の向上	2 立地企業のフォローアップの実施	●	
3 起業・創業への支援	1 市内就業の拡大促進	●	●
4 担い手づくり	1 U・I・Jターナー等々の起業・創業支援	●	●
1 生産基盤の整備	1 農業継承の推進等による農業後継者、新規就農者等の確保・育成	●	●
2 地場産物の高品質化	2 認定農業者への農地の利用集約	●	
3 6次産業化の推進	1 生産基盤の整備、農地の利用集積	●	●
4 販路拡大・有利販売	1 地場産物の高品質化や生産拡大	●	
5 農村環境の保全	2 少量多品目生産・消費者ニーズに即応する生産振興	●	●
1 中小企業への支援	4 林業振興と地域産木材の利用促進	●	
2 魅力のある市街地づくりと地域特性を活かした商工業の振興	1 加工品の研究・開発、商品化への支援	●	●
1 地域資源を活かした誘客促進	1 道の駅たちをおたをを活用した農産物や加工品・地域特産品などの販路拡大	●	●
2 魅力ある観光地域づくり	1 有害鳥獣等による農作物被害の防止	●	
3 受入体制の基盤づくり	1 市内中小企業のビジネスチャレンジ事業への支援	●	●
4 歴史資源の保護・活用	1 魅力ある商業施設等の誘致促進	●	●
5 情報発信の強化	1 県北6市町連携による県北教育旅行等の事業の展開	●	●
1 子育て家庭への支援	2 イベント等による交流人口の拡大及び消費拡大	●	●
2 子どもや親の健康確保	1 アウトドアスポーツ等の観光資源の普及及び体験・滞在型観光の推進	●	
3 地域ぐるみの子育て支援	3 地域の特性を活かした各種ツーリズムの推進	●	●
4 保育環境の整備	1 観光施設、飲食店等で観光情報等が得られる環境整備の促進	●	
2 感性や創造力向上の推進	1 文化財の保護・保存	●	●
3 道徳・人権・福祉教育の推進	1 情報受発信体制の拡充と活用	●	
5 青少年の健全育成	1 子育ての学習機会や情報提供の充実、交流の場の確保	●	●
7 食育の推進	2 子育て家庭への経済的支援の充実	●	●
1 確かな学力の向上	3 家庭での養育が困難になった児童への支援や、養育に関する相談体制の充実	●	●
4 教育環境の整備・充実	1 妊娠・出産に伴う不安解消と安全な出産の支援	●	●
5 特色ある学校づくりの推進	2 各種予防接種事業等感染予防の充実	●	●
7 国際理解の促進	3 子どもと親への相談・保健指導・医療体制の充実	●	●
1 生涯学習活動機会の充実	1 子育てボランティアの育成と子育て家庭への派遣の充実	●	●
3 学習施設の機能と環境の充実	3 子どもの居場所の確保・充実	●	●
1 地域人材の活用	1 多様化するニーズに対応した保育園等での教育・保育内容の充実	●	●
2 高齢者いきいき活動の推進	1 学校図書の実施及び学校と図書館のネットワークによる児童生徒の読書活動の推進	●	
1 スポーツ・レクリエーションの推進	2 豊かな体験活動をととした、人権教育や福祉教育の推進	●	
3 施設の充実と有効活用	1 青少年健全育成を目的とするボランティア活動の体制強化	●	
4 高齢者・障がい者の健康体力づくりの推進	1 学校給食での地場産物を活用した食育の推進	●	
1 健康への意識づくり	1 確かな学力の定着及び個性を発揮できる子どもの育成	●	
2 生活習慣病対策と予防対策の強化	1 学校施設整備計画に基づく小中学校の規模の適正化	●	
3 健診・相談体制と事後指導の充実	3 遠距離通園・通学への支援	●	●
2 地域福祉の推進	4 ICTを活用した教育の推進及び推進に係る環境整備	●	
3 自立生活への支援	1 活力ある学校づくりの推進	●	
4 高齢者福祉サービスの充実	2 地域の教育力を活かした教育活動の展開	●	
5 認知症施策の推進	1 国際理解学習・外国語活動機会の充実	●	
	1 時代の要請に的確に対応した学習プログラムの提供	●	●
	2 生涯学習センター等における生涯学習活動の充実	●	●
	1 各地域の生涯学習環境の充実	●	
	1 市民の技能等を発揮できる場づくりの推進	●	●
	1 高齢者の社会参加と生きがいづくり支援のための体制づくりの推進	●	
	1 子どものスポーツ活動の推進	●	
	1 新総合体育館の整備	●	
	2 各地区の特性やスポーツ施設の特性に応じた計画的な整備	●	
	1 高齢者一人ひとりに合わせた気楽に楽しめる生涯スポーツやレクリエーション活動の推進	●	
	1 健康づくりの意識高揚のための啓発・普及	●	●
	1 運動習慣化の促進	●	
	6 高齢者のフレイル対策等の介護予防と生活習慣病等の疾病・重症化予防の一体的な推進	●	
	1 定期的な健康診断等の実施	●	
	3 生活習慣病予防検診・がん検診の充実	●	
	4 健診結果に基づく指導の充実と相談しやすい体制づくりの推進	●	
	5 人間ドック・脳ドックの継続実施	●	
	1 すべての市民にやさしい福祉のまちづくりの推進（地域共生社会の実現）	●	
	1 自立訓練などの充実による障がい者が社会参加しやすい環境づくり	●	
	2 生活困窮世帯等の自立支援による就労の相談・支援体制の充実・強化	●	
	5 生活困窮世帯の子どもへの学習支援・生活支援の充実	●	
	1 地域包括ケアシステム等、相談体制のネットワーク化の推進	●	
	1 認知症総合支援事業の実施	●	

基本目標	政 策	基本施策
Ⅲ 暮らしやすく楽しむことのできるまちづくり	1 安全・安心なまちづくり	14 犯罪のないまちづくり
		15 災害に強いまちづくり
		16 医療体制の整備
		17 交通安全対策
	2 快適で魅力のあるまちづくり	19 良好で魅力のある市街地の整備
		20 公共交通体系の再編・充実
		21 道路の整備
		22 上下水道の整備
		23 自然及び生活環境の保全
	3 地域の特性を活かしたコミュニティづくり	24 結婚・定住の推進
		25 市民の地域活動への支援
		26 男女共同参画社会の促進
Ⅳ 計画の推進のために	1 行政力改革	27 情報の共有と受発信機能の強化
		28 広域連携・産学官連携の強化
		29 デジタル化の推進等による行政経営基盤の強化
		30 自主性・自立性の高い財政運営



施策	施策概要	重点施策	総合戦略
2 防犯体制の充実・安全管理の徹底	2 計画的な防犯灯の整備の推進		●
3 子どもの安全対策	3 空き地・空き家の適切な管理及び関係機関との連携 1 登下校時の安全対策の強化	●	●
2 上下水道施設の整備と復旧対策の充実	1 災害に強い水道施設整備の促進 3 災害に強い下水道施設整備の促進	●	
3 防災体制の整備	1 地域防災計画の見直し及びICTを活用した実効性のある防災体制の強化 5 災害時の防災情報伝達手段の確保・整備	●	
4 消防体制の強化	1 消防団を核とした地域防災力の充実・強化 3 消防水利施設（防火水槽・消火栓等）の充実・整備	●	
5 原子力災害対策の推進	1 原子力災害広域避難計画の実効性を高める実施計画の策定	●	
1 地域医療の充実	1 地域一体型の医療サービスの推進	●	
2 救急医療の充実	1 夜間・休日医療体制の充実 2 消防と医療機関が一体となった救急搬送体制の充実	●	●
1 交通安全意識の高揚	2 危険箇所などの把握		●
1 市街地の整備	1 東部土地区画整理事業など、魅力ある市街地づくりの推進	●	●
1 地域交通の充実	1 市民が利用しやすい公共交通の確立と運行支援	●	●
3 利便性と環境に配慮した新たな交通システムの導入	1 ICTを活用したMaaS等の取組みの推進	●	●
1 広域的幹線道路の整備促進	1 広域交通網の早期完成に向けた国・県道の整備促進 2 幹線市道の計画的な整備促進	●	
2 生活道路の整備・維持・管理	1 安全性や快適性、利便性を高める道路環境づくりの推進	●	
1 安全で安心な水の安定供給	1 水道施設の計画的な整備（更新・耐震化等）促進	●	●
2 生活排水対策の推進	1 下水道施設の計画的な整備（新設・更新等）促進	●	●
3 適正なごみ処理対策と公害対策の推進	1 ごみの減量化・資源化の推進	●	
4 地球温暖化防止対策の推進	1 低炭素社会の実現に向けた省エネ機器や次世代自動車の普及促進	●	
1 結婚支援活動の充実	1 結婚を取り巻く多様な機会に対しての積極的な支援の実施 2 結婚を希望する独身者への相談体制の充実 3 地域などとの連携による男女の出会いの場の創出	●	●
2 移住・定住の促進	1 U/Iターン者への支援 2 住宅取得に対する経済的支援等の継続実施 3 魅力ある住宅環境づくりの推進 4 空き家の利活用による移住の促進	●	●
2 新たな地域コミュニティの形成	1 各種団体間の情報共有化や新たな地域コミュニティの組織化への支援の推進	●	
3 多世代交流機会の創出	2 保育園・幼稚園・学校と高齢者や福祉施設の相互交流の推進	●	
2 男女共同参画の環境づくり	1 就業や雇用労働条件などにおける男女平等の推進	●	
1 広報・広聴活動の充実	1 ICTの発展・進展に対応したホームページの充実と、地域情報の収集とSNS等による情報発信、内容の拡充	●	
2 産学官連携によるまちづくりの推進	1 各種団体、教育機関、企業等との連携による特色を活かした地域づくりの推進	●	
1 行政組織力の強化	1 政策目標や行政課題に応じた横断的な取組みの強化	●	
3 行政のデジタル化の推進・電子基盤の整備	1 行政改革及び行政手続きにおけるDXの推進 2 業務の効率化のためのマイナンバーカード利活用の促進	●	
2 税等の安定的な自主財源の確保	1 債権管理の推進と効率的な徴収体制の構築	●	
3 経費の削減合理化	1 公共施設の適正管理の推進	●	
4 事務事業の進行管理と事務事業評価制度の構築・推進	1 財政状況を踏まえた実施計画の策定の推進 2 事務事業評価制度のPDCAサイクルによる行政経営の推進	●	

基本計画の構成と見方

各基本施策の基本的方向を記載しています。

市の基本施策に関する課題等を記載しています。

基本施策に関して、取組む施策と施策概要を記載しています。

各施策の施策概要はすべて市が実施する重要な取組みです。その中で重点施策として取組む施策に◎、それ以外の施策に○、更に総合戦略に紐づく施策概要については、☆を付しています。

基本目標

I

安心して働くことのできる仕事の場づくり



基本施策

1 働く機会の創出

施策の基本的方向

○立地企業への優遇施策や企業・市民への支援等の充実、テレワーク⁷利用環境の整備等を図り、市内で働く機会の創出を推進します。
○UIターン³¹者の起業・創業支援や農林業の担い手の育成・支援等を推進します。

成果

新たな雇用を創出するため、東部土地区画整理事業用地への企業誘致に取組み、保留地購入企業が決定し、大型店舗等の進出が予定されています。また、商工会や金融機関等との連携による市内中小企業やUIターン者への支援、農業後継者・新規就農者等の確保等に取組んできました。

課題

市民が必要とする魅力ある商業施設及び雇用が見込まれる企業誘致の推進、農業後継者・新規就農者等を確保するための栽培技術の向上及び農業者の所得向上、新たな働き方を見据えたテレワーク利用環境の整備等に取組んでいく必要があります。

施策1 企業誘致の推進

施策概要	担当課
◎☆ 東部土地区画整理事業への魅力ある商業施設等の誘致促進	商工振興・企業誘致課
○ 立地企業のフォローアップの実施	

施策2 就労支援の充実・就労環境の向上

施策概要	担当課
◎☆ 市内就業の拡大促進	商工振興・企業誘致課
○ 子育て世代・女性、若者の就労支援や就労環境の向上	
○ 就労環境の向上促進	

施策3 起業・創業への支援

施策概要	担当課
◎☆ UIターン者等の起業・創業支援	商工振興・企業誘致課

用語解説

7

テレワーク：P12参照。

31

UIターン：P34参照。

54

Hitachiota City

48 Hitachiota City



常陸太田市 第6次総合計画
後期基本計画
(令和4年度～令和8年度)

施策4 担い手づくり

8 持続可能な開発目標
SDGs

12 責任ある消費と生産
SDGs

施策概要	担当課
◎☆ 農業継承の推進等による農業後継者・新規就農者等の確保・育成	農政課
◎ 認定農業者*44への農地の利用集約	
○ 林業の担い手育成の強化	

施策5 テレワーク利用環境の整備と魅力発信

9 働きがいと経済成長
SDGs

施策概要	担当課
○ テレワークに対応する環境の整備	商工振興・企業誘致課
○ ワークেশョン*45利用環境の整備とプロモーション活動*46の展開	少子化・人口減少対策課

数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
常陸太田市東部地区の企業立地率	0.0%	100.0%	商工振興・企業誘致課
UIターン者等起業・就職支援制度による支援件数【累計】	10件	85件	商工振興・企業誘致課
認定農業者数	152人	157人	農政課

主な関連計画

- 常陸太田市都市計画マスタープラン(令和2年度～令和22年度)
- 常陸太田市立地適正化計画(令和2年度～令和22年度)

用語解説

*44 認定農業者：農業経営改善計画(5年後の経営目標と達成に向けた方策)を作成し、市の認定を受けた効率的で安定した農業経営を目指す農業者。
*45 ワークেশョン：ワーク(仕事)とベケーション(休暇)を組み合わせた造語(そうご)。リゾート地などで休みを取りつつ(または引越して)テレワークをする働き方のこと。
*46 プロモーション活動：まちの魅力や特性を様々な手段を使って市外に向けて発信し、まちと市外の人を結びつけるための戦略。

Hitachiota City 55

SDGsの17のどの目標に紐づく取組みかを示しています。

基本施策ごとに指標を3つまで記載しています。

各基本施策に関連する主な関連計画を記載しています。

Hitachiota City

49



基本目標



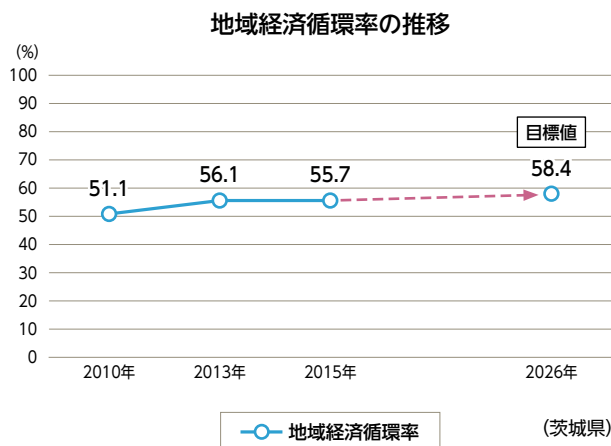
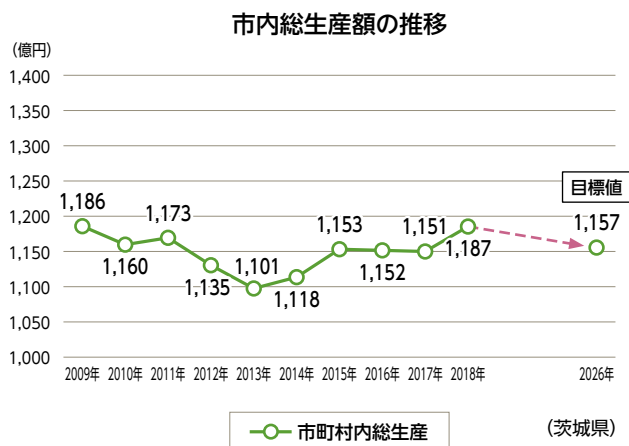
安心して働くことのできる 仕事の場づくり

地域内経済の循環と活性化を図り、暮らし続けられる環境をつくるため、誰もが安心して働くことのできる仕事の場づくりを推進します。定住人口^{*2}の維持・増加や雇用の拡大等に向けて、既存産業の活性化や新たな企業誘致、観光振興施策等に取り組めます。

成果指標

市内総生産額	
基準値 (2017年度)	目標値 (2026年度)
1,151億円	1,157億円

地域経済循環率 ^{*42}	
基準値 (2015年度)	目標値 (2026年度)
55.7%	58.4%

用語
解説

*2 定住人口：P5参照。

*42 地域経済循環率：生産(付加価値額(企業が一定期間に生み出した利益))を分配(所得)で除した値であり、地域経済の自立度を示している。(値が低いほど他地域から流入する所得に対する依存度が高い。)



常陸太田市産生乳を使用したチーズ



特産品のぶどう



(株)ファーム赤土



道の駅たちおた

政策 1

産業振興と新たな雇用創出による
仕事の場づくり

少 子化・人口減少対策として、若者や子育て世代への移住・定住に対する支援を積極的に進めており、だれもが安心して働くことのできる仕事の場づくりは重要な取り組みです。産業振興と雇用創出を推進するため、積極的な企業誘致活動を展開するとともに、農林業や商工業の振興を図ります。また、新たな時代における働き方を見据えたテレワーク^{*7}利用環境の整備や、アフターコロナにおける観光の受入体制を強化していきます。

基本施策	施 策
基本施策1 働く機会の創出	施策1 企業誘致の推進
	施策2 就労支援の充実・就労環境の向上
	施策3 起業・創業への支援
	施策4 担い手づくり
	施策5 テレワーク利用環境の整備と魅力発信
基本施策2 地域特性を活かした農林水産業の振興	施策1 生産基盤の整備
	施策2 地場産物の高品質化
	施策3 6次産業化 ^{*24} の推進
	施策4 販路拡大・有利販売 ^{*43}
	施策5 農村環境の保全
基本施策3 商工業の振興と地域内経済の循環促進	施策1 中小企業への支援
	施策2 魅力のある市街地づくりと地域特性を活かした商工業の振興
基本施策4 地域資源に磨きをかけた観光の振興	施策1 地域資源を活かした誘客促進
	施策2 魅力ある観光地域づくり
	施策3 受入体制の基盤づくり
	施策4 歴史資源の保護・活用
	施策5 情報発信の強化



^{*7} テレワーク：P12参照。
^{*24} 6次産業化：P33参照。
^{*43} 有利販売：出荷や価格に生産者の意向が反映できる販売方法のこと。



キャトルファーム・セキ



ひたちおおたチーズ工房



竜神バンジー



竜神ボート



カヌー



基本施策

1 働く機会の創出

施策の基本的方向

- 立地企業への優遇施策や企業・市民への支援等の充実、テレワーク^{*7}利用環境の整備等を図り、市内で働く機会の創出を推進します。
- UIJターン^{*31}者の起業・創業支援や農林業の担い手の育成・支援等を推進します。

成果

新たな雇用を創出するため、東部土地区画整理事業用地への企業誘致に取組み、保留地購入企業が決定し、大型店舗等の進出が予定されています。また、商工会や金融機関等との連携による市内中小企業やUIJターン者への支援、農業後継者・新規就農者等の確保等に取組んできました。

課題

市民が必要とする魅力ある商業施設及び雇用が見込まれる企業誘致の推進、農業後継者・新規就農者等を確保するための栽培技術の向上及び農業者の所得向上、新たな働き方を見据えたテレワーク利用環境の整備等に取組んでいく必要があります。

施策
1

企業誘致の推進



施策概要	担当課
◎☆ 東部土地区画整理事業への魅力ある商業施設等の誘致促進	商工振興・企業誘致課
○ 立地企業のフォローアップの実施	

施策
2

就労支援の充実・就労環境の向上



施策概要	担当課
◎☆ 市内就業の拡大促進	商工振興・企業誘致課
○ 子育て世代・女性、若者の就労支援や就労環境の向上	
○ 就労環境の向上促進	

施策
3

起業・創業への支援



施策概要	担当課
◎☆ UIJターン者等の起業・創業支援	商工振興・企業誘致課



- *7 テレワーク：P12参照。
- *31 UIJターン：P34参照。



施策4 担い手づくり



施策概要	担当課
◎☆ 農業継承の推進等による農業後継者、新規就農者等の確保・育成	農政課
◎ 認定農業者*44への農地の利用集約	
○ 林業の担い手育成の強化	

施策5 テレワーク利用環境の整備と魅力発信



施策概要	担当課
○ テレワークに対応する環境の整備	商工振興・企業誘致課
○ ワークেশョン*45利用環境の整備とプロモーション活動*46の展開	少子化・人口減少対策課

数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
常陸太田市東部地区の企業立地率	0.0%	100.0%	商工振興・企業誘致課
UIターン者等起業・就職支援制度による支援件数【累計】	10件	85件	商工振興・企業誘致課
認定農業者数	152人	157人	農政課

主な関連計画

- 常陸太田市都市計画マスタープラン(令和2年度～令和22年度)
- 常陸太田市立地適正化計画(令和2年度～令和22年度)



ワークেশョン研修(かなざ笑楽校)



間伐作業

用語解説

- *44 認定農業者：農業経営改善計画(5年後の経営目標と達成に向けた方策)を作成し、市の認定を受けた効率的で安定した農業経営を目指す農業者。
 *45 ワークেশョン：ワーク(仕事)とパーケーション(休暇)を組み合わせた造語(ぞうご)。リゾート地などで休みを取りつつ(または引越して)テレワークをする働き方のこと。
 *46 プロモーション活動：まちの魅力や特性を様々な手段を使って市外に向けて発信し、まちと市外の人を結びつけるための戦略。



基本施策

2

地域特性を活かした
農林水産業の振興

施策の基本的方向

- 農村環境の保全に努めるとともに、生産基盤の整備と安定した生産体制の確立を図ります。
- 6次産業化^{*24}の取組みを含め、地場産物の高品質化や販路の拡大、知名度向上を目指します。

成果

農業者の所得向上と地域産業の振興に向けて、首都圏での促進キャンペーン等による特産品の認知度向上、オリジナルチーズ等の6次産業化支援、地域特産品の販売促進のほか、ほ場整備事業の推進等による生産基盤の整備等に取り組んできました。また、道の駅ひたちおおたを拠点とした農林水産業の振興と交流人口^{*23}の拡大を図ってきました。

課題

農林水産業の生産基盤の整備を進め、農産物の安定した生産体制の確立を図るとともに、販路の拡大を図る必要があります。また、地場産物の付加価値を高めるための6次産業化への取組みの更なる強化、森林環境譲与税^{*47}を有効に活用した林業振興を進める必要があります。

施策
1

生産基盤の整備



施策概要	担当課
◎☆ 生産基盤の整備、農地の利用集積 ○ 農業施設の管理や長寿命化対策等の地域共同活動への支援 ○ 土地改良団体の計画的な支援 ○ AI^{*48}等の技術を活用したスマート農業^{*49}の推進	農政課

施策
2

地場産物の高品質化



施策概要	担当課
◎ 地場産物の高品質化や生産拡大	農政課 販売流通対策課
○☆ 少量多品目生産・消費者ニーズに即応する生産振興 ○ 産直支援体制^{*50}の充実	販売流通対策課
◎ 林業振興と地域産木材の利用促進 ○ 畜産業、水産業の振興	農政課

用語
解説

^{*23} 交流人口：P33参照。

^{*24} 6次産業化：P33参照。

^{*47} 森林環境譲与税：市町村において、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てるためのもの。

^{*48} AI：人工知能(AI: Artificial Intelligence)の略で、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念。

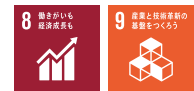
^{*49} スマート農業：ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

^{*50} 産直支援体制：産直とは「産地直結」「産地直送」「産地直売」の略であり、卸売市場などの流通経路を通さずに、生産者から消費者へ直接販売すること。その支援する体制を産直支援体制という。



施策
3

6次産業化の推進



施策概要	担当課
◎☆ 加工品の研究・開発、商品化への支援	農政課 販売流通対策課

施策
4

販路拡大・有利販売^{*43}



施策概要	担当課
◎☆ 道の駅ひたちおおたを活用した農産物や加工品・地域特産品などの販路拡大	販売流通対策課
○ 地場産物や市認証特産品の販売及びPRの推進	

施策
5

農村環境の保全



施策概要	担当課
◎ 有害鳥獣等による農作物被害の防止	農政課
○ 農業集落機能の維持・強化のための共同活動の推進	
○ エコ農業 ^{*51} 、循環型農業 ^{*52} の推進	
○ 農地の有効活用等による耕作放棄地 ^{*53} の発生防止	

数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
市産材利用木材住宅等 建築助成金年間活用件数	9件	15件	農政課
道の駅ひたちおおたの 年間販売額	742,336千円 (2019年度)	745,000千円	販売流通対策課
認証特産品年間販売額	825,897千円 (2019年度)	860,000千円	販売流通対策課

主な関連計画

●常陸太田市果樹産地構造改革計画(後期)(令和2年度～令和6年度)

用語
解説

^{*43} 有利販売：P52参照。

^{*51} エコ農業：化学肥料や化学合成農薬の使用を抑えるなど、環境への負荷を減らした農業。

^{*52} 循環型農業：農産物を収穫した後のわらや収穫くずが家畜のえさとなり、その家畜のふんから堆肥が作られ、その堆肥で農産物が育つ、といった、有機資源を循環させながら農産物を生産する営み。

^{*53} 耕作放棄地：以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。



基本施策

3

商工業の振興と 地域内経済の循環促進

施策の基本的方向

- 商工会等との連携による中小企業への支援の充実を図ります。
- 地域循環の仕組みづくりとともに地域特性を活かした商工業の振興に努めます。

成果

魅力ある商業施設等の誘致の促進により、東部土地区画整理事業用地の保留地購入企業が決定し、大型店舗等の進出が予定されています。また、販路拡大促進事業等の活用による中小企業の支援体制の充実、商工業者等の自主的な活動の支援等を推進してきました。

課題

少子高齢化に伴う商圈マーケットの縮小や大型量販店との競争が厳しさを増していることから、商工会等、関係機関との連携を密にしながら、中小企業に対する支援体制のより一層の充実に取り組む必要があります。

施策 1

中小企業への支援



施策概要	担当課
◎☆ 市内中小企業のビジネスチャレンジ事業への支援	商工振興・ 企業誘致課
○ 商工会との連携による相談・支援体制、講習会等の充実	

施策 2

魅力のある市街地づくりと地域特性を活かした商工業の振興



施策概要	担当課
◎☆ 魅力ある商業施設等の誘致促進	商工振興・ 企業誘致課
○ 商工業者等による地域振興事業への支援	

数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
ビジネスチャレンジ事業実施件数【累計】	32件	74件	商工振興・ 企業誘致課
常陸太田市東部地区の企業立地率(再掲)	0.0%	100.0%	商工振興・ 企業誘致課



東部土地区画整理事業



就職面接会



基本施策

4

地域資源に磨きをかけた観光の振興

施策の基本的方向

- 地域資源を活用し、受入体制を充実させた魅力ある観光地域づくりを推進します。
- 歴史資源の保護・活用及び観光情報の充実と発信体制の拡充に努めます。

成果

地域資源を活かしたイベント開催等による誘客促進、交流人口^{*23}の拡大に努めるとともに、体験・滞在型観光の拡大を図るためのキャンプ場の整備、宿泊施設の改修等による観光の受入体制の基盤づくりを進めてきました。また、情報発信の体制拡充による観光誘客の推進に努めています。

課題

アフターコロナを見据え、地域資源・地域の特性を活かした更なる誘客促進、交流人口の拡大、リピーターの増加につながるようなイベント等の継続した実施・支援、マイクロツーリズム^{*54}等の新たな観光施策の推進を図るとともに、文化財^{*55}の保護と活用や情報発信の強化等の対応を図っていく必要があります。

施策 1

地域資源を活かした誘客促進



施策概要	担当課
◎☆ 県北6市町連携による県北教育旅行等の事業の展開	観光振興課
◎☆ イベント等による交流人口の拡大及び消費拡大	
○ 地域や市民主導のまつり・イベントの支援	
○ 観光客を対象とした誘客促進	

施策 2

魅力ある観光地域づくり



施策概要	担当課
◎ アウトドアスポーツ等の観光資源の普及及び体験・滞在型観光の推進	観光振興課
○ 自然、歴史、観光資源の発掘・活用による地域の魅力向上	
○☆ 地域の特性を活かした各種ツーリズムの推進	
○ 観光施設の管理、利用者に対するサービスの向上	

用語
解説

^{*23} 交流人口：P33参照。

^{*54} マイクロツーリズム：自宅から1～2時間で行ける範囲の旅行。

^{*55} 文化財：国が指定・選定・登録するもので、「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」及び「伝統的建造物群」に分けられる。



施策
3

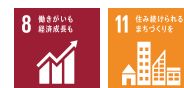
受入体制の基盤づくり



施策概要	担当課
◎ 観光施設、飲食店等で観光情報等が得られる環境整備の促進	観光振興課
○ 市内周遊の利便性を高める取組みの推進	
○ おもてなし向上のための人材育成	
○ 茨城県北ロングトレイル*56及び奥久慈里山ヒルクライム*57の推進	企画課

施策
4

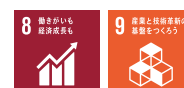
歴史資源の保護・活用



施策概要	担当課
◎ 文化財の保護・保存	文化課
○ 文化財に触れる機会の拡充	

施策
5

情報発信の強化



施策概要	担当課
◎ 情報受発信体制の拡充と活用	観光振興課
○ ロケ地を活用した観光誘客の推進	

数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
年間観光入込客数	1,422,772人 (2019年度)	1,604,600人	観光振興課
指定文化財*58 集中曝涼来場者数	8,491人 (2018年度)	10,000人	文化課
観光物産協会 ホームページアクセス数	980,141件 (2019年度)	1,105,000件	観光振興課



県北教育旅行でのそば打ち体験



指定文化財集中曝涼

用語
解説

- *56 ロングトレイル：森林や原野、里山などにある「歩くための道」を、歩くはやさで旅するのがトレイルであり、ロングトレイルは大人が歩く距離の目安として、平坦地で1日20キロのトレイルのこと。
*57 ヒルクライム：主に峠や山道の決められたコースを、ロードバイクを中心としたスポーツバイクで登ること。
*58 指定文化財：文化財保護法・文化財保護条例で保護の対象として指定されている文化財のことで、学術的・歴史的に貴重なもの。



基本目標

II

夢を育み 健やかに生きるひとづくり

市民のだれもが、夢や生きがいを持ち、健康で文化的な暮らしができるまちづくりを推進します。安心して子育てをすることができる環境づくり、未来を担う子どもたちが心豊かに学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、生涯にわたる社会参加や文化的活動、スポーツ活動ができる機会の創出を推進していきます。

成果指標

合計特殊出生率 *4

基準値 (2020年度)

1.08

目標値 (2026年度)

1.41

子どもたちの地域への愛着度

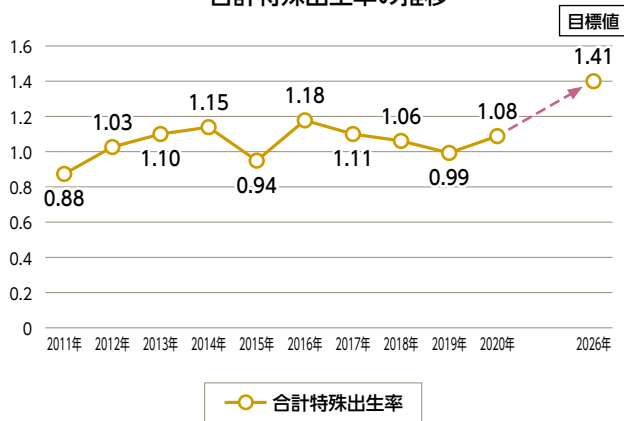
基準値 (2019年度)

62.4%

目標値 (2026年度)

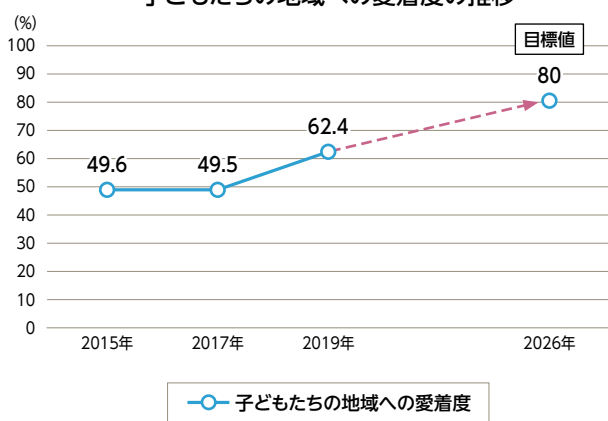
80.0%

合計特殊出生率の推移



(茨城県 人口動態推計)

子どもたちの地域への愛着度の推移



(全国学力・学習状況調査)

用語
解説

*4 合計特殊出生率：P11参照。



成果指標

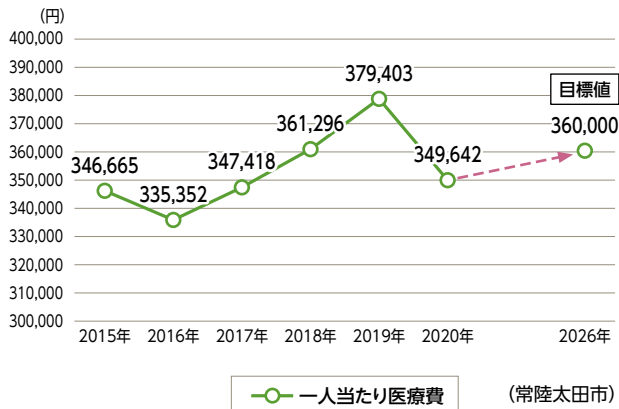
一人当たりの医療費(国保)

基準値(2019年度)	目標値(2026年度)
379,403円	360,000円

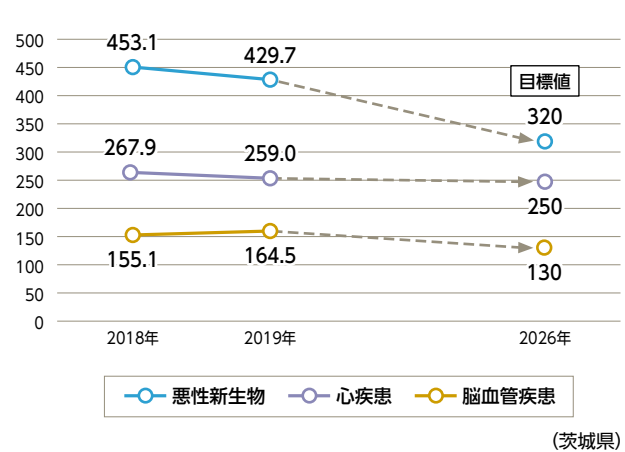
三大生活習慣病 *59 による年間死亡率(人口10万人当たり)

基準値(2019年度)	目標値(2026年度)
【悪性新生物】 429.7人	320人
【心疾患】 259.0人	250人
【脳血管疾患】 164.5人	130人

一人当たりの医療費(国保)の推移



三大生活習慣病による年間死亡率の推移



用語
解説

*59 三大生活習慣病：不適切な食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する病気の総称。

政策

1

安心して子育てのできる
環境づくり

少

子化の抑制には、安心して子育てのできる環境づくりが重要です。一人で悩むことなく、地域で支え合える、地域ぐるみで子育てができる環境を整え、子どもだけでなく、親も一緒に成長していけるよう、子育て家庭に対するきめ細やかな支援と地域全体で子どもを大切に育てる地域社会づくりを推進します。

基本施策	施 策
基本施策5 子育てへの支援	施策1 子育て家庭への支援
	施策2 子どもや親の健康確保
	施策3 地域ぐるみの子育て支援
	施策4 保育環境の整備



子育て世代包括支援センター ここキララ



すいふこども園



七夕(うぐいすこども園)



基本施策

5 子育てへの支援

施策の基本的方向

- 子育て家庭への経済的支援や子どもや親の健康確保への取組みの継続に努めます。
- 子育てや見守りのボランティア等による地域ぐるみの支援、また、多様化するニーズに対応した保育環境の整備を図ります。

成果

保護者の交流の場や児童相談体制・支援の充実、医療費等の様々な経済的支援制度等により、子育て世代への支援を行ってきました。また、子ども夜間診療の実施等によって、保護者の安心につながる医療体制の充実を図るとともに、認定こども園^{*25}や民間保育園等の保育環境の整備を進め、子どもの居場所の確保、教育・保育内容の充実を図るなど、安心して子育てできる環境の整備を進めてきました。

課題

妊娠、出産、子育て等に係る様々なニーズに対応できるよう、各関係機関との連携強化を図りながら、今まで以上に、切れ目のない支援を実施していく必要があります。また、地域ぐるみでの子育て支援、保育環境の整備等、継続した取組みを進めていく必要があります。

施策 1

子育て家庭への支援



施策概要	担当課
◎☆ 子育ての学習機会や情報提供の充実、交流の場の確保	子ども福祉課 図書館
◎☆ 子育て家庭への経済的支援の充実	少子化・人口減少 対策課 子ども福祉課 教育総務課
◎☆ 家庭での養育が困難になった児童への支援や、養育に関する相談体制の充実	子ども福祉課

施策 2

子どもや親の健康確保



施策概要	担当課
◎☆ 妊娠・出産に伴う不安解消と安全な出産の支援	健康づくり推進課 子ども福祉課
○☆ 各種予防接種事業等感染予防の充実	健康づくり推進課
◎☆ 子どもと親への相談・保健指導・医療体制の充実	健康づくり推進課 子ども福祉課

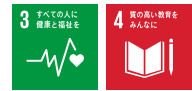
用語
解説

*25 認定こども園：P33参照。



施策
3

地域ぐるみの子育て支援



施策概要	担当課
◎☆ 子育てボランティアの育成と子育て家庭への派遣の充実	子ども福祉課
○ 多世代交流による子育て支援の充実	
◎☆ 子どもの居場所の確保・充実	子ども福祉課 生涯学習課

施策
4

保育環境の整備



施策概要	担当課
◎☆ 多様化するニーズに対応した保育園等での教育・保育内容の充実	子ども福祉課

数値目標

施策指標		基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
子育て支援センター	設置数	6箇所 (2019年度)	7箇所	子ども福祉課
	年間 利用者数	6,502組 (2019年度)	7,400組	
あかちゃんタイム年間利用者数		405人 (2019年度)	600人	図書館
不妊治療制度利用による年間妊娠数		12件	15件	健康づくり推進課

主な関連計画

- 常陸太田市第2次健康増進計画(令和2年度～令和6年度)
- 第2期子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)



乳児相談



サッカー教室(うぐいすこども園)

政策 2

郷土を愛し
未来を拓くひとづくり

郷

土は、思考・人格・個性など、自己形成に大きな役割を果たすとともに、生きるうえでの精神的な支えになるものであることから、郷土への愛着や誇りを育てていく必要があります。

また、子どもたちが自立した大人として育ち、これからの社会を支えていくためには、達成感や満足感を味わうことができる教育に取り組むことが大切であることから、将来に夢や希望をもち、その実現に向かって意欲的に学び続ける教育「夢育」を推進します。

基本施策	施 策
基本施策6 豊かな心の育成	施策1 ふるさと郷土学習の推進
	施策2 感性や創造力向上の推進
	施策3 道徳・人権・福祉教育の推進
	施策4 勤労観・職業観の向上
	施策5 青少年の健全育成
	施策6 相談体制の充実
	施策7 食育の推進
基本施策7 魅力ある学校づくり	施策1 確かな学力の向上
	施策2 特別支援教育の充実
	施策3 教職員の資質の向上
	施策4 教育環境の整備・充実
	施策5 特色ある学校づくりの推進
	施策6 体力の向上・スポーツ環境の整備
	施策7 国際理解の促進



新しく整備された校舎(水府小・中学校)



地場産物を活用した給食



ICTを活用した授業



子供会体験学習



基本施策

6

豊かな心の育成

施策の基本的方向

- 地域の教育力を活かしながら、幼児教育や小中学校の9年間の学びを通した中での継続した郷土愛の育成と、将来の夢の実現に向けて学び続ける教育「夢育」を推進していきます。
- 人権教育や地域ボランティア活動への参加等により、児童生徒の豊かな心の育成と、健全に育成するための環境づくりを推進していきます。

成果

学校教育や地域活動を通した、ふるさとを学ぶ様々な体験学習や地域を知る活動に取組み、伝統文化や芸術への関心をもつきっかけをつくるとともに、郷土愛を育む活動を積極的に行ってきました。なお、児童生徒の心の相談体制づくりなど、日々のきめ細やかな取組みによって、全児童生徒の9割が「学校が楽しい」と答えるという結果が出ています。

課題

地域資源や人材の活用等、地域の教育力との連携によるふるさと教育への取組みを図るとともに、人権・福祉等に係る教育の充実による豊かな人間性の育成への取組みが必要です。

施策
1

ふるさと郷土学習の推進



施策概要	担当課
○ 地域との連携による郷土愛を育む学習の充実	指導室
○ 地域資源や地域人材を活用した多様な体験活動の推進	生涯学習課 文化課

施策
2

感性や創造力向上の推進



施策概要	担当課
◎ 学校図書の充実及び学校と図書館のネットワークによる児童生徒の読書活動の推進	教育総務課 指導室 図書館
○ 青少年の芸術文化活動の充実	教育総務課 文化課

施策
3

道徳・人権・福祉教育の推進



施策概要	担当課
○ 「いじめ防止基本方針」に基づく、いじめの早期発見、早期対応の徹底	指導室
◎ 豊かな体験活動をととした、人権教育や福祉教育の推進	指導室 生涯学習課

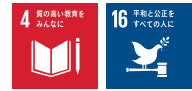


施策4 勤労観・職業観の向上



施策概要	担当課
○ 家庭や地域と連携した小・中学生のキャリア教育の推進	指導室

施策5 青少年の健全育成



施策概要	担当課
◎ 青少年健全育成を目的とするボランティア活動の体制強化	生涯学習課
○ 子ども会等青少年育成団体の活動支援	

施策6 相談体制の充実



施策概要	担当課
○ 学校と家庭等の連携による児童・生徒の心の相談体制強化	指導室
○ 青少年相談員による地域活動の充実	生涯学習課
○ 児童虐待の抑止体制確立と関係機関との連携の推進	子ども福祉課

施策7 食育の推進



施策概要	担当課
◎ 学校給食での地場産物を活用した食育の推進	学校給食センター
○ 学校給食の地産地消の日の拡充	
○ 食の大切さやバランスの良い食事内容などを学ぶ機会の充実	健康づくり推進課

数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
親子自然探索サークル年間参加者数【延べ】	318人 (2019年度)	600人	生涯学習課
小中学生への市立図書館の図書貸出冊数	23,466冊	30,000冊	図書館
学校給食の地場産率	46.5%	50.0%	学校給食センター

主な関連計画

- 常陸太田市第2次健康増進計画(令和2年度～令和6年度)
- 常陸太田市子ども読書活動推進計画(平成30年度～令和4年度)



基本施策

7

魅力ある学校づくり

施策の基本的方向

- 教職員の資質の向上を図り、児童生徒一人ひとりに応じた指導や地域と連携した特色ある学校づくりを進めることで、確かな学力の定着と、それらを活用した課題を解決する力の育成に努めます。
- 少子化が進行する中で、小中学校の統合等により、児童生徒数に対応した教育環境の整備・充実を図り、安全・安心で快適な学校整備に努めます。
- 安全で健康な生活のための体力づくりや、国際化への対応を見据えた取組みを推進します。

成果

魅力ある学校づくりに向けて、新学習指導要領の全面实施や、ICT*5教育の充実を踏まえた教職員の研修を行うとともに、小中一貫教育環境の整備・充実を進め、確かな学力の定着と、それらを活用する力の育成を図ってきました。また、海外研修を含めた英語教育の充実を図り、広い視野と国際感覚の醸成に努めるとともに、健康で安全な生活の基礎となる体力づくりを推進してきました。

課題

教育の質の向上を図るため、教職員の研修内容の充実を進めながら、9年間の学びを通した中で、主体的・対話的で深い学びの実現と、児童生徒一人ひとりに応じた適切な指導の充実を図っていく必要があります。また、安全・安心で快適な教育環境の整備を進め、地域住民の参画を得ながら、各学校が自校の特色を活かした教育活動を展開していくなど、魅力ある学校づくりを進める必要があります。

施策
1

確かな学力の向上



施策概要	担当課
◎ 確かな学力の定着及び個性を発揮できる子どもの育成	教育総務課 指導室

施策
2

特別支援教育の充実



施策概要	担当課
○ 児童・生徒等一人ひとりに応じた適切な指導の充実	教育総務課 指導室

施策
3

教職員の資質の向上



施策概要	担当課
○ 教育の方向性や課題を踏まえた研修の実施	指導室
○ 市学校教育指針の教職員への徹底	

用語
解説

*5 ICT：P12参照。



施策
4

教育環境の整備・充実



施策概要	担当課
◎ 学校施設整備計画に基づく小中学校の規模の適正化	教育総務課
○ 校舎等の長寿命化の推進	
○☆ 遠距離通園・通学への支援	子ども福祉課 教育総務課
◎ ICT*5を活用した教育の推進及び推進に係る環境整備	教育総務課 指導室

施策
5

特色ある学校づくりの推進



施策概要	担当課
◎ 活力ある学校づくりの推進	指導室
◎ 地域の教育力を活かした教育活動の展開	
○ 児童生徒の地域意識の向上と地域学習機会の拡充	

施策
6

体力の向上・スポーツ環境の整備



施策概要	担当課
○ 児童生徒の体力づくりと環境の充実	教育総務課 指導室
○ 学校体育や部活動の充実	

施策
7

国際理解の促進



施策概要	担当課
◎ 国際理解学習・外国語活動機会の充実	教育総務課 指導室
○ 中学生海外研修派遣事業の充実	

数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
教職員研修講座への職員参加率	—	➡ 100.0%	指導室
「学校生活が楽しい」と答える児童生徒の割合	93.8%	➡ 100.0%	指導室
「英語を使った活動が楽しい」と答える児童の割合	—	➡ 100.0%	指導室
中学生の英検IBA(3級相当)の取得割合	56.1%	➡ 60.0%	

主な関連計画

- 常陸太田市学校施設等の長寿命化計画(令和3年度～令和42年度)
- 常陸太田市学校施設整備計画(早期・中長期・長期)

政策 3

夢と生きがいをもって活躍する
ひとづくり

子 どもから高齢者まですべての市民が生きがいをもって日常生活を送れるよう、市民ニーズや時代潮流に応じた学びの場や機会づくりの提供と環境整備に努めます。

また、各種事業の充実を図り、地域に根差した芸術文化活動や伝統文化等の継承活動を積極的に支援していくとともに、市民のライフステージ^{*22}に合わせたスポーツへの参加の機会と環境を整え、市民のスポーツ・レクリエーション活動の拡充と健康づくりを進めます。

基本施策	施 策
基本施策8 多様な学習機会の支援	施策1 生涯学習活動機会の充実
	施策2 学習情報と学習相談の充実
	施策3 学習施設の機能と環境の充実
基本施策9 多彩な人材の育成と活用	施策1 地域人材の活用
	施策2 高齢者いきいき活動の推進
基本施策10 地域文化活動への支援	施策1 芸術文化活動への支援
	施策2 地域伝統文化への支援
基本施策11 スポーツ・レクリエーション活動への支援	施策1 スポーツ・レクリエーションの推進
	施策2 スポーツ団体への支援
	施策3 施設の充実と有効活用
	施策4 高齢者・障がい者の健康体力づくりの推進



*22 ライフステージ：P32参照。



健康スポーツチャレンジデー(ラジオ体操教室)



県北スポーツ交流会



西金砂登山マラソン



都々逸全国大会



基本施策

8

多様な学習機会の支援

施策の基本的方向

- 地域の人材や資源等の活用により、市民ニーズや時代の要請に的確に対応した生涯学習機会の充実を図ります。
- 各地域の学習施設の機能や相談体制の充実を図ります。

成果

市民ニーズや時代潮流に応じた教養、家庭教育、健康、趣味など様々な分野にわたる学習プログラムの講座等を開催し、多世代の需要に応じた学習機会の充実に取り組んできました。また、地区公民館や学習施設等の環境整備を進め、市民の利便性の向上とともに、快適な生涯学習環境を整えました。

課題

生涯学習プログラムの講座等は、多様な市民ニーズに対応するため、随時アンケート等を実施し、内容の見直し等を行う必要があります。また、各地域における生涯学習環境の充実に努めていく必要があります。

施策 1

生涯学習活動機会の充実



施策概要	担当課
◎☆ 時代の要請に的確に対応した学習プログラムの提供	生涯学習課
○☆ 生涯学習センター等における生涯学習活動の充実	
○ 図書館資料の充実と読書活動の振興	図書館

施策 2

学習情報と学習相談の充実



施策概要	担当課
○ 市民の学習意欲を喚起するための情報発信機能の充実	生涯学習課
○ 各地域の学習・相談体制の充実	

施策 3

学習施設の機能と環境の充実



施策概要	担当課
◎ 各地域の生涯学習環境の充実	生涯学習課
○ 文化施設利用を促進するための事業の企画及び施設環境の充実	文化課



数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
外国語講座 年間受講者数【延べ】	425人 (2019年度)	600人	生涯学習課
外国人に対する日本語講座 年間受講者人数【延べ】	178人 (2019年度)	200人	
図書館資料 年間貸出冊・点数	173,831冊・点 (2019年度)	200,000冊・点	図書館
市民交流センター 年間利用者数	86,501人 (2019年度)	90,000人	文化課

主な関連計画

- 常陸太田市子ども読書活動推進計画(平成30年度～令和4年度)



市立図書館





基本施策

9 多彩な人材の育成と活用

施策の基本的方向

- 市民活動への支援や地域人材が技能等を発揮できる場づくりを推進します。
- 高齢者の生きがいづくりや、高齢者が経験等を活かす場の拡充等を推進します。

成果

各種生涯学習活動等の中で、市民の技や技能を発揮できる場づくりを進め、高齢者等、市民の生きがいづくりの提供を図ってきました。また、市民活動に対する支援制度である市民活動保険の登録数が増加しており、安全な市民活動を支える施策が推進されました。

課題

各団体の構成員や技能者の高齢化、活動資金の不足等により、各団体の存続が難しくなっていることから、各種支援を継続する必要があります。また、今後も、高齢者等、市民の生きがいにつなげるための場を提供するため、経験や技能を活かす機会の充実に向けた支援体制づくりを継続的に行っていく必要があります。

施策 1

地域人材の活用



施策概要	担当課
◎☆ 市民の技能等を発揮できる場づくりの推進	生涯学習課
○ 市民活動に対する支援制度の充実、活動・活躍の場の拡充	市民協働推進課

施策 2

高齢者いきいき活動の推進



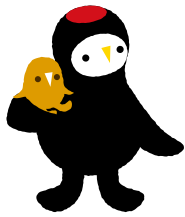
施策概要	担当課
◎ 高齢者の社会参加と生きがいづくり支援のための体制づくりの推進	高齢福祉課
○ 高齢者の知恵・経験・技能などを活かす機会・場の拡充	

数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
地域人材による指導者数	40人	50人	生涯学習課
老人クラブ数及び敬老会主催団体数	152団体	154団体	高齢福祉課
シルバー人材センター登録者数	320人	385人	高齢福祉課

主な関連計画

- 第8期常陸太田市高齢者福祉計画(令和3年度～令和5年度)



基本施策

10 地域文化活動への支援

施策の基本的方向

- 市民の文化芸術活動機会の充実や成果発表の場の提供等、団体の育成と活動の支援及び団体相互交流の促進に努めます。
- 地域の伝統文化・伝統行事の保存・継承に向けた市民活動を支援します。

成果

市や各団体等による各種芸能祭や市音楽協会主催のコンサート等を通じ、芸能や音楽とふれあう機会の提供、出演者等の交流機会への支援を行ってきました。また、「都々逸全国大会」等による伝統芸能の継承と保存活動への支援を行うことにより、市民の文化活動への機運が高まってきています。

課題

少子高齢化・人口減少等に伴い、活動団体が高齢化し活動の継続が困難になりつつあることから、若い世代と文化団体等との交流ができる仕組みづくりや、それを行う地域文化活動拠点施設の維持等を行う必要があります。

施策
1

芸術文化活動への支援



施策概要	担当課
○ 文化芸術活動機会の充実や活動成果発表の場の提供	文化課
○ 文化団体の育成等の支援及び団体相互交流の促進	

施策
2

地域伝統文化への支援



施策概要	担当課
○ 地域の伝統文化等の保存・継承への支援	文化課

数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
市民交流センター年間利用者数(再掲)	86,501人 (2019年度)	➡ 90,000人	文化課
文化団体等の開催する催事数	19件 (2019年度)	➡ 22件	文化課
文化団体連合会加盟団体数	97団体	➡ 102団体	文化課



基本施策

11 スポーツ・レクリエーション活動への支援

施策の基本的方向

- 市民がライフステージ^{*22}に応じ、誰もがいつでも・どこでも気軽に楽しくスポーツ・レクリエーションに親しめる機会の提供と環境整備を進めます。
- 高齢者・障がい者の生涯スポーツ活動の推進や各スポーツ団体への支援を行います。

成果

「スポーツ推進計画」を策定し、「子どものスポーツ活動の推進」、「スポーツを通じた健康増進」、「スポーツ施設の整備と適切な維持管理」の3つの目標を掲げ、スポーツ振興に取り組んでいます。未就学児を対象とした運動教室の実施のほか、全市民を対象に健康増進を目的とした「健康スポーツチャレンジデー」を実施し、その参加率は64.4%（2019年度）と年々増加するなど、市民のスポーツ意欲が高まっています。また、スポーツ施設の充実を図るため、「スポーツ施設整備計画」、「新総合体育館整備基本計画」を策定し、施設整備を進めることとしています。

課題

今後とも、子どもから高齢者まで実施可能なスポーツの普及を進める必要があります。また、市民がライフステージに応じて、気軽に楽しくスポーツ活動に親しむことのできる環境の充実を図るとともに、障がい者のスポーツ活動の普及に取り組んでいく必要があります。

施策 1

スポーツ・レクリエーションの推進



施策概要	担当課
◎ 子どものスポーツ活動の推進	スポーツ振興課
○ スポーツを通じた健康増進	
○ 誰でも気軽に参加できるスポーツの普及・促進	
○ スポーツ指導者の育成	

施策 2

スポーツ団体への支援



施策概要	担当課
○ 総合型地域スポーツクラブ ^{*60} への支援	スポーツ振興課
○ 各種スポーツ団体の育成及び支援	
○ スポーツ少年団・青少年スポーツクラブ等青少年スポーツの団体の育成及び活動への支援	



^{*22} ライフステージ：P32参照。

^{*60} 総合型地域スポーツクラブ：幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブ。



施策
3

施設の充実と有効活用



施策概要	担当課
◎ 新総合体育館の整備	スポーツ振興課
◎ 各地区の特性やスポーツ施設の特徴に応じた計画的な整備	
○ 民間のノウハウ等を活かしたスポーツ施設の管理運営の推進	

施策
4

高齢者・障がい者の健康体力づくりの推進



施策概要	担当課
◎ 高齢者一人ひとりに合わせた気楽に楽しめる生涯スポーツやレクリエーション活動の推進	健康づくり推進課 高齢福祉課 スポーツ振興課
○ 障がい者の健康体力づくりの推進	社会福祉課

数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
未就学児を対象とした運動教室実施回数	30回 →	50回	スポーツ振興課
健康スポーツチャレンジデー参加率	64.4% → (2019年度)	65.0%	スポーツ振興課
いきいきヘルス体操教室年間参加者数	20,849人 → (2019年度)	21,000人	健康づくり推進課

主な関連計画

- 常陸太田市第2次健康増進計画(令和2年度～令和6年度)
- 常陸太田市スポーツ推進計画(令和元年度～令和5年度)
- 常陸太田市スポーツ施設整備計画(令和2年度～令和11年度)
- 常陸太田市新総合体育館整備基本計画(令和3年度～令和8年度)

政策 4

健やかに生きるひとづくり

生 涯現役を目指して、高齢者への介護予防につながる健康づくり対策を充実させるとともに、現役世代の生活習慣病の抑制等に向けた取組みを推進します。また高齢者や障がい者等に対する各種福祉サービスと自立支援の充実を図るとともに、地域で支え合う支援体制をつくり、まち全体での地域共生社会^{*61}の実現に向けた取組みを促進します。

基本施策	施 策
基本施策12 健康づくりへの支援	施策1 健康への意識づくり
	施策2 生活習慣病対策と予防対策の強化
	施策3 健診・相談体制と事後指導の充実
	施策4 保険制度の安定運営
基本施策13 地域の支え合いの支援	施策1 福祉意識の高揚
	施策2 地域福祉の推進
	施策3 自立生活への支援
	施策4 高齢者福祉サービスの充実
	施策5 認知症施策の推進



^{*61} 地域共生社会：社会構造や暮らしの変化に応じて、制度・分野の枠や「支える側」と「支えらえる側」という関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域とともに創っていく社会のこと。



すこやか食育教室



健康教室



地域福祉計画研修



いきいきヘルス体操



基本施策

12 健康づくりへの支援

施策の基本的方向

- 健康への意識づくりとともに、介護予防及び生活習慣病等の疾病重症化予防につながる対策を強化します。
- 定期的な健診や相談体制の充実により、保険制度の安定運営に努めます。

成果

生活習慣病抑制に向けた事業として、栄養指導・健康教育の充実に向けた地域の体制強化を図りました。また、関係団体等による各種受診勧奨活動により、がん検診の受診率が向上したとともに、高齢者のフレイル^{*62}対策等を推進し新規の要介護認定者を抑制することで、介護保険の円滑な事業運営や財政の安定化に寄与しました。

課題

平成37(2025)年には、団塊の世代が介護を必要とする年齢となるため、更なる保険料の増加が見込まれることから、生活習慣病抑制に向けて関係機関との支援体制を強化しながら、地域の健康課題に対し、栄養指導・健康教育の充実を図る必要があります。また、特定健診の受診状況の分析や、未受診者対策等によって受診率向上を図り、効果的な保健指導を実施していく必要があります。

施策 1

健康への意識づくり



施策概要	担当課
◎☆ 健康づくりの意識高揚のための啓発・普及	健康づくり推進課

施策 2

生活習慣病対策と予防対策の強化



施策概要	担当課
◎ 運動習慣化の促進	健康づくり推進課
○ 感染症拡大防止の取組み	
○ 栄養指導・教育の充実	
○ 運動指導の充実	
○ 健康教育や食生活改善指導などの充実・強化	健康づくり推進課 高齢福祉課
◎ 高齢者のフレイル対策等の介護予防と生活習慣病等の疾病・重症化予防の一体的な推進	保険年金課 健康づくり推進課 高齢福祉課



*62 フレイル：健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと。



施策
3

健診・相談体制と事後指導の充実



施策概要	担当課
○ 定期的な健康診断等の実施	保険年金課
○ 効果的な保健事業の展開	健康づくり推進課
○ 生活習慣病予防健診・がん検診の充実	健康づくり推進課
○ 健診結果に基づく指導の充実と相談しやすい体制づくりの推進	健康づくり推進課
○ 人間ドック・脳ドックの継続実施	保険年金課
○ 保健推進員の確保、育成	健康づくり推進課

施策
4

保険制度の安定運営



施策概要	担当課
○ 国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療制度の健全運営	保険年金課 高齢福祉課
○ 国民年金への加入促進	保険年金課
○ 介護予防の充実、介護給付費の抑制	高齢福祉課

数値目標

施策指標		基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
健康教育	年間 実施回数	368回 (2019年度)	400回	健康づくり推進課
	年間 参加者数	10,091人 (2019年度)	13,000人	
がん検診受診者数 【延べ】	(肺がん)	5,399人	5,500人	健康づくり推進課
	(胃がん)	1,699人	1,800人	
	(大腸がん)	4,083人	4,200人	
	(乳がん)	2,910人	3,000人	
	(子宮がん)	1,731人	1,800人	
		(全て2019年度)		
特定保健指導	実施者数	340人 (2019年度)	360人	健康づくり推進課
	実施率	62.5% (2019年度)	63.0%	

主な関連計画

- 第8期常陸太田市高齢者福祉計画 (令和3年度～令和5年度)
- 常陸太田市国民健康保険第2期データヘルス計画 (平成30年度～令和5年度)
- 常陸太田市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画 (平成30年度～令和5年度)
- 常陸太田市第2次健康増進計画 (令和2年度～令和6年度)
- 常陸太田市自殺対策推進計画 (令和2年度～令和6年度)



基本施策

13 地域の支え合いの支援

施策の基本的方向

- 地域共生社会^{*61}の実現に向けて、各種講座や啓発活動による福祉意識の高揚を図るとともに、誰もが社会の一員として日常生活が送れるよう、地域福祉の推進を図ります。
- 介護予防や地域包括ケアシステム^{*28}の推進を含めた高齢者福祉サービスの充実に加え、障がい者や生活困窮者の自立支援体制の充実・強化、認知症施策の推進を図ります。

成果

中学生・高校生や教職員を対象とした各種「福祉セミナー」や、小・中学校等で福祉体験学習を開催し、福祉意識の高揚を図ってきました。また、社会福祉協議会^{*18}内に生活支援コーディネーターを配置し、住み慣れた地域で在宅生活を継続していく高齢者への支援体制の充実を図りました。

課題

地域共生社会の実現のために、福祉教育や福祉意識の更なる高揚・啓発が必要です。地域福祉活動の充実を図るため、今後も社会福祉協議会との連携と支援が重要であり、行政との責任と役割分担を明確にし、効率的に福祉事業の運営を推進する必要があります。また、高齢者への見守り・相談体制、認知症患者やその家族に対する支援等の更なる充実を図る必要があります。

施策 1

福祉意識の高揚



施策概要	担当課
○ 福祉ボランティア体験や福祉関連講座等の充実	社会福祉課
○ 関係機関の連携による福祉関連講座等の開催	
○ 障がい者への理解やノーマライゼーション ^{*63} の理念の啓発活動の充実	

施策 2

地域福祉の推進



施策概要	担当課
◎ すべての市民にやさしい福祉のまちづくりの推進(地域共生社会の実現)	社会福祉課
○ 福祉関係機関と連携による市民の権利擁護の推進	
○ 各種相談活動や見守り活動等の充実	
○ 住み慣れた地域で住み続けられる地域包括ケアシステムの充実	高齢福祉課
○ 市民が安心して外出し、社会参加できる環境の整備	
○ 社会福祉協議会との連携、支援の推進	社会福祉課 高齢福祉課



^{*18} 社会福祉協議会：P27参照。

^{*28} 地域包括ケアシステム：P34参照。

^{*61} 地域共生社会：P82参照。

^{*63} ノーマライゼーション：障がい者等であっても特別視されず、健常者と一緒に助け合い、社会参加を促進するという考え方。



施策3 自立生活への支援



施策概要	担当課
○ 自立訓練などの充実による障がい者が社会参加しやすい環境づくり ○ 生活困窮世帯等の自立支援による勤労の相談・支援体制の充実・強化 ○ 在宅福祉サービス相談や住宅改造費用助成の充実 ○ 民設民営による障がい者支援施設の整備促進 ○ 生活困窮世帯の子どもへの学習支援・生活支援の充実	社会福祉課

施策4 高齢者福祉サービスの充実



施策概要	担当課
○ 地域包括ケアシステム等、相談体制のネットワーク化の推進 ○ 在宅の高齢者への各種サービスの充実 ○ 一人暮らし高齢者や要援護者*64の見守り体制の充実	高齢福祉課

施策5 認知症施策の推進



施策概要	担当課
○ 認知症総合支援事業の実施 ○ 認知症に対する知識の普及・啓発 ○ 認知症家族介護者支援の推進	高齢福祉課

数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
福祉登録個人ボランティア数	60人	85人	社会福祉課
地域福祉懇談会参加者数	250人	950人	社会福祉課
就労達成率(就労支援事業参加者数のうち就労した人の数)	50.0%	55.0%	社会福祉課

主な関連計画

- 第8期常陸太田市高齢者福祉計画(令和3年度～令和5年度)
- 常陸太田市障害者計画(令和元年度～令和5年度)
- 常陸太田市第6期障害福祉計画・常陸太田市第2期障害児福祉計画
(令和3年度～令和5年度)
- 第2期常陸太田市地域福祉計画(平成29年度～令和3年度)
- 第2期常陸太田市地域福祉活動計画(平成29年度～令和3年度)



*64 要援護者：災害時の避難に助けを必要とする方。



基本目標

III

暮らしやすく 楽しむことのできるまちづくり

市民の暮らしの基本となる安全・安心を確保し、快適に楽しむことができるまちづくりを推進します。

そのため、災害時や日常生活における安全対策を進めるとともに、快適で魅力的な市街地整備や地域公共交通網の充実を図ります。また、移住・定住施策を積極的に進めるとともに、新たなコミュニティの形成に努めます。

成果指標

交通事故発生件数(人身事故)

基準値(2020年度)

42件

目標値(2026年度)

35件

公共交通年間利用者数

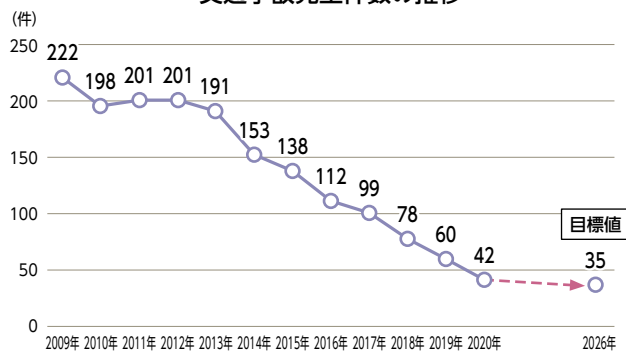
基準値(2019年度)

659,363人

目標値(2026年度)

658,000人

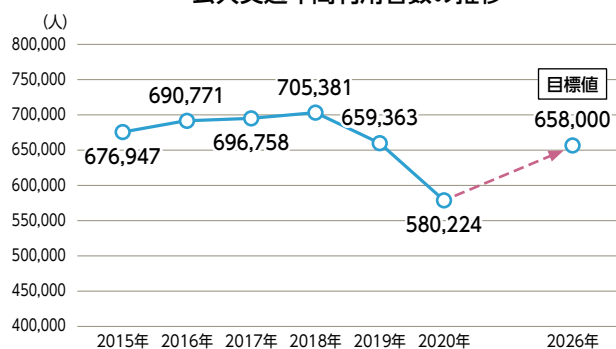
交通事故発生件数の推移



—○— 事故発生件数

(茨城県 太田警察署統計)

公共交通年間利用者数の推移



—○— 公共交通年間利用者数

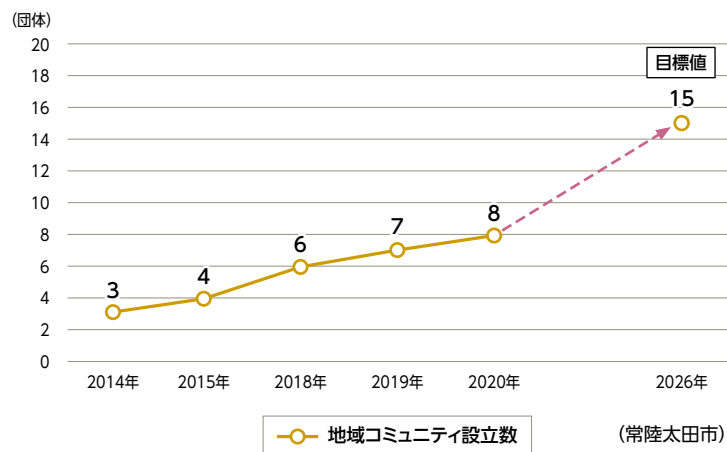
(常陸太田市)



成果指標

地域コミュニティ設立数【累計】	
基準値(2020年度)	目標値(2026年度)
8団体	15団体

地域コミュニティ設立数【累計】の推移



水郡線



交通安全キャンペーン

政策 1

安全・安心なまちづくり

大 雨や地震等による様々な自然災害に対し、災害を未然に防ぐ対策を充実していきます。
また、日常生活における犯罪防止や、交通安全、緊急医療対策の充実を図るとともに、近年の複雑化する様々な消費者トラブル防止対策に努めます。

基本施策	施 策
基本施策14 犯罪のないまちづくり	施策1 防犯意識の高揚
	施策2 防犯体制の充実・安全管理の徹底
	施策3 子どもの安全対策
基本施策15 災害に強いまちづくり	施策1 河川の整備促進
	施策2 上下水道施設の整備と復旧対策の充実
	施策3 防災体制の整備
	施策4 消防体制の強化
	施策5 原子力災害対策の推進
	施策6 防災・減災教育の充実
基本施策16 医療体制の整備	施策1 地域医療の充実
	施策2 救急医療の充実
基本施策17 交通安全対策	施策1 交通安全意識の高揚
	施策2 交通安全施設の整備
基本施策18 安全な消費生活の支援	施策1 相談体制づくりと意識の高揚



避難所開設・運営訓練



防犯キャンペーン



交通安全教室



消費生活センターでの相談



基本施策

14 犯罪のないまちづくり

施策の基本的方向

- 市民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯体制の充実・安全管理の徹底を図ります。
- 地域住民の協力を得ながら、登下校時等における子どもの安全対策を強化します。

成果

警察署等と連携した防犯キャンペーンや防犯教室等の開催によって市民等への啓発を行ったことにより、防犯意識の高揚が図られました。また、関係機関及び団体と緊密に連携しながら、青少年の健全育成と非行防止の推進に努めています。更に、市内小中学校・幼稚園及び主要な幹線道路の交差点等に防犯カメラを設置し、防犯体制の強化を図るとともに、空き地及び空き家の適正管理に関する条例を制定し、管理不良・不適切な状態の空き地等に対する対策を進めています。

課題

市民の生活環境が複雑かつ多様化していることから、新たな犯罪抑止のためにも、更なる市民の防犯意識の高揚、地域と行政等が連携した防犯活動が必要です。また地域の生活環境に悪影響を与える空き地・空き家は、早い段階での適正管理や利活用に結び付くよう、推進を図ることが必要です。

施策 1

防犯意識の高揚



施策概要	担当課
○ 市民への防犯意識の啓発	市民協働推進課

施策 2

防犯体制の充実・安全管理の徹底



施策概要	担当課
○ 自主防犯組織の育成・支援、組織相互のネットワーク化の推進	市民協働推進課
○☆ 計画的な防犯灯の整備の推進	
○☆ 空き地・空き家の適切な管理及び関係機関との連携	
○ 青少年の非行防止活動等への支援	生涯学習課

施策 3

子どもの安全対策



施策概要	担当課
○☆ 登下校時の安全対策の強化	教育総務課
○ 学校での防犯・防災体制の強化	



数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
自主防犯組織数【累計】	26団体	32団体	市民協働推進課
防犯灯設置数【累計】	5,204基	5,612基	市民協働推進課
地域子ども安全 ボランティア数【累計】	600人	600人	教育総務課

主な関連計画

●常陸太田市空家等対策計画(令和元年度～令和5年度)



自警団による防犯キャンペーン出発式



防犯灯



基本施策

15 災害に強いまちづくり

施策の基本的方向

- 災害時に備え、防災意識の啓発、防災体制の整備、災害に強い施設整備等を進めます。
- 自然災害への対策強化、原子力災害対策の推進を図ります。

成果

災害を未然に防ぐ取組みとして、河川の危険箇所の補修や雨水幹線の整備等を行うとともに、災害時においても安全・安心な水道水を安定供給できるよう、水道施設の耐震化と主要施設への非常用自家発電設備の整備を進めました。また、常備消防体制や、消防団を中核とした地域防災力の機能強化を図るため、いばらき消防指令センターでの指令業務の共同化や、消防団車両及び消防水利の整備を進めるとともに、地域と連携した自主防災リーダー研修会の開催、要配慮者^{*65}が利用する施設における「避難確保計画^{*66}」の策定を推進しました。更に、関係機関と連携を図り、原子力災害時の広域避難訓練を実施しました。

課題

治水力を高めるための河川整備や安全・安心な水道水を安定供給するための水道施設の耐震化、市街化区域の浸水対策となる雨水幹線整備等を進めます。また、防災や消防に関する啓発活動により市民の意識を更に高めるとともに、消防団員の確保等を図っていく必要があります。原子力災害については、引き続き、関係自治体及び関係機関等と連携した対策の推進が必要です。

施策 1

河川の整備促進



施策概要	担当課
○ 災害に強い河川整備の促進	建設課

施策 2

上下水道施設の整備と復旧対策の充実



施策概要	担当課
◎ 災害に強い水道施設整備の促進	上水道課
○ 上下水道施設の早期復旧・応急給水活動のための体制強化	上水道課 下水道課
◎ 災害に強い下水道施設整備の促進	下水道課



^{*65} 要配慮者：災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

^{*66} 避難確保計画：施設利用者の円滑かつ迅速な避難体制の強化を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設を対象に作成が義務化された計画のこと。



施策
3

防災体制の整備



施策概要	担当課
◎ 地域防災計画*67の見直し及びICT*5を活用した実効性のある防災体制の強化	防災対策課
○ 自主防災組織等との連携推進及び活動充実のための支援の強化	
○ 他自治体や企業等との災害時応援協定の締結	
○ 防災拠点施設としての公共施設等の機能強化の充実	
◎ 災害時の防災情報伝達手段の確保・整備	防災対策課 消防本部総務課
○ 災害時の要援護者*64の見守り・避難支援体制の充実	社会福祉課
○ 民間医療・福祉施設との福祉避難所*68の協定締結の推進	高齢福祉課
○ 住宅耐震化の環境整備の促進	建築住宅課

施策
4

消防体制の強化



施策概要	担当課
◎ 消防団を核とした地域防災力の充実・強化	消防本部総務課
○ 常備消防体制の充実・強化	
◎ 消防水利施設(防火水槽・消火栓等)の充実・整備	
○ 住宅火災に対する防火対策・予防体制の充実	消防本部消防課
○ 防火・防災意識の普及・啓発	

施策
5

原子力災害対策の推進



施策概要	担当課
◎ 原子力災害広域避難計画*69の実効性を高める実施計画の策定	防災対策課
○ 原子力施設周辺地域の安全確保等のための「原子力安全協定*70」の適正運用	
○ 放射線量の測定、監視及び測定情報の提供の継続実施	環境政策課

施策
6

防災・減災教育の充実



施策概要	担当課
○ 子どもの頃からの防災・減災に関する教育の実施	教育総務課 指導室

用語
解説

- *5 ICT：P12参照。
 *64 要援護者：P87参照。
 *67 地域防災計画：災害対策基本法に基づき、各地方自治体(都道府県や市町村)の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。
 *68 福祉避難所：災害時に、主に高齢者、障がい者、乳幼児等、特別な配慮が必要な方が助言や支援を受けることのできる避難所。
 *69 原子力災害広域避難計画：原子力災害に係る住民等の避難を迅速に実施できるよう策定する計画。
 *70 原子力安全協定：原子力施設周辺の住民の健康と生活環境を守るため、県と所在及び隣接市町村が原子力事業所との間で結んでいる協定。

数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
防災リーダー研修会参加者数	116人 (2019年度)	248人	防災対策課
住宅の耐震化率	88.2%	95.0%	建築住宅課
消防団車両配備数	40台	40台	消防本部総務課
消防団員数	867人	920人	

主な関連計画

- 常陸太田市庁舎長寿命化計画 (平成29年度～令和5年度)
- 常陸太田市地域防災計画 (平成21年度～)
- 常陸太田市原子力災害広域避難計画 (平成29年度～)
- 第8期常陸太田市高齢者福祉計画 (令和3年度～令和5年度)
- 常陸太田市耐震改修促進計画 (平成28年度～令和3年度)
- 常陸太田市新水道事業ビジョン



出前講座(土のうづくり)



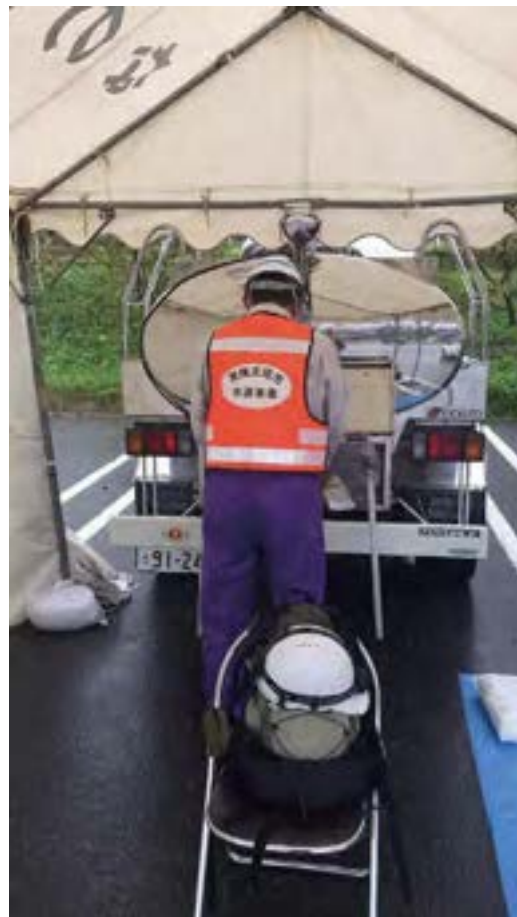
防災ヘリコプター



消防出初式



消防ポンプ自動車



給水車



基本施策

16 医療体制の整備

施策の基本的方向

- 医療機関等との連携強化による地域一体型の医療サービスの推進等により、地域医療の充実を図ります。
- 夜間・休日医療の拡充や救急搬送体制の強化等により、救急医療の充実を図ります。

成果

市民が、救急医療が必要な場合において、夜間や休日にも医療を受けられるよう、市医師会の協力のもと、夜間・休日医療体制の充実を図りました。更に、ドクターヘリ^{*71}の積極的活用に加え、令和2(2020)年度からラピッドカー^{*72}の運用も開始し、救急搬送体制の充実を図りました。また、救命講習を年間平均約100回実施し、市民約2,000名の参加があり、心肺蘇生法(AED^{*73}の使用も含め)の市民への浸透と効果的な情報の周知を促進しました。

課題

今後も、安全・安心なまちづくりを進めるため、AEDの設置増進や救急救命士の養成を図るとともに、救急医療として、夜間・休日医療体制、消防と医療機関が一体となった救急搬送体制等の更なる充実が必要です。

施策 1

地域医療の充実



施策概要	担当課
◎ 地域一体型の医療サービスの推進	健康づくり推進課
○ 救急体制の充実	消防本部総務課
○ AED(自動体外式除細動器) 配備や使い方等の情報周知の促進	

施策 2

救急医療の充実



施策概要	担当課
◎☆ 夜間・休日医療体制の充実	健康づくり推進課
◎☆ 消防と医療機関が一体となった救急搬送体制の充実	消防本部消防課
○ 応急手当の普及啓発活動の充実	

用語 解説

^{*71} ドクターヘリ：医師や看護師が同乗し救急現場に向かためのヘリコプターで、医療機器を装備し医薬品を搭載している。市内には51箇所の離着陸場が設定されている。

^{*72} ラピッドカー：消防からの出動要請を受けて、日立総合病院・救命救急センターの医師や看護師が同乗し『心肺停止や重症な傷病者の救命治療をいち早く行う』ことを目的に救急現場に向かうための専用車両。

^{*73} AED：心臓が痙攣し血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。



数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
公共施設等に対するAEDの設置数	74台	100台	消防本部総務課
心肺停止患者の救命率(社会復帰率)	3.7%	5.0%	消防本部消防課
救命講習会参加人数	2,067人 (2019年度)	2,400人	消防本部消防課



ラピッドカー



救命講習会



高規格救急自動車



基本施策

17 交通安全対策

施策の基本的方向

- 市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、危険箇所の把握と解消に努めます。
- 市民の安全確保のため、適切に交通安全施設等の整備を促進します。

成果

警察署等の関係機関と連携した立哨、交通安全キャンペーン等の実施により、市民の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るとともに、交通安全意識の高揚を図ってきました。また、児童・生徒の通学路の安全確保のため、地域等からの危険箇所の報告に対し、関係機関と連携して現地調査を行い、警察署への道路安全施設の整備要望等により、危険案件の解消を図りました。

課題

交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、高齢者の関係する事故が多く発生しており、交通事故を防止するため、関係機関等と連携して更なる対策を講じる必要があります。また、市内には、道路の見通しが悪いなどの危険箇所があることから、市民の安全確保のために道路安全施設等の整備が必要です。

施策 1

交通安全意識の高揚



施策概要	担当課
○ 市民の交通安全意識の高揚の促進	市民協働推進課
○☆ 危険箇所などの把握	

施策 2

交通安全施設の整備



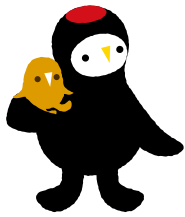
施策概要	担当課
○ 適切な交通安全施設の整備の推進	建設課

数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
交通安全教室参加者数	2,034人 (2019年度)	2,200人	市民協働推進課
交通安全施設(カーブミラー等)整備率	100.0%	100.0%	建設課

主な関連計画

- 常陸太田市地域公共交通計画(令和4年度～令和8年度)
- 常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画(令和4年度～令和8年度)
- 第11次常陸太田市交通安全計画(令和3年度～令和7年度)



基本施策

18 安全な消費生活の支援

施策の基本的方向

- 消費者トラブルに対する相談体制の強化と、消費者被害を未然に防ぐための意識啓発等を推進します。
- 防犯教室の実施等、高齢者等に対する地域支援体制を強化します。

成果

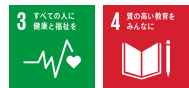
国や県等が主催する各種研修会等に
参加し、担当職員や消費生活相談員^{*74}
のスキルアップを図ったことにより、消費者からの
相談に対して、迅速かつ効果的な対応ができてい
ます。また、市老人クラブ等の行事に合わせて、防
犯教室等の啓発活動に取組み、防犯意識の高揚を
図りました。

課題

悪徳商法等は、年々複雑化・巧妙化
していることから、消費者被害が様々
な世代に及んでいる状況に的確に対応できるよ
う、関係機関との更なる連携強化が必要です。
また、被害を未然に防ぐため、引き続き啓発活動
に取組んでいく必要があります。

施策
1

相談体制づくりと意識の高揚



施策概要	担当課
○ 消費者トラブルの未然防止と相談体制の強化	市民協働推進課
○ 消費者トラブル対応のための関係機関との連携強化	
○ 消費者被害未然防止等による消費者への意識啓発	
○ 高齢者等に対する地域支援体制の強化	高齢福祉課

数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
消費生活に関する出前講座参加者数	427人 (2019年度)	500人	市民協働推進課
防犯教室等開催件数	1件 (2019年度)	2件	高齢福祉課

主な関連計画

●第8期常陸太田市高齢者福祉計画(令和3年度～令和5年度)



*74 消費生活相談員：地方公共団体の消費生活相談センター及び消費生活相談窓口において消費生活相談やあっせんに対応する専門職。

政策 2

快適で魅力のあるまちづくり

自 然や歴史・文化等の地域資源を活かしながら、快適で魅力のあるまちづくりを進めます。
 魅力ある市街地の整備や、日常生活の利便性の向上に向けた道路の整備・交通システムの充実を図ります。また、上下水道等の基盤環境の充実に努めるとともに、再生可能エネルギー^{*9}の活用促進やカーボンニュートラルの実現に向けた地球温暖化への取組み、ごみの減量化・資源化等への取組み等を推進します。

基本施策	施 策
基本施策19 良好で魅力のある市街地の整備	施策1 市街地の整備
	施策2 住環境をはじめとした生活環境の整備
基本施策20 公共交通体系の再編・充実	施策1 地域交通の充実
	施策2 公共交通の利用促進
	施策3 利便性と環境に配慮した新たな交通システムの導入
基本施策21 道路の整備	施策1 広域的幹線道路の整備促進
	施策2 生活道路の整備・維持・管理
基本施策22 上下水道の整備	施策1 安全で安心な水の安定供給
	施策2 生活排水対策の推進
基本施策23 自然及び生活環境の保全	施策1 里山・森林の保全
	施策2 生活環境の保全と生態系の保護
	施策3 適正なごみ処理対策と公害対策の推進
	施策4 地球温暖化防止対策の推進



*9 再生可能エネルギー：P12参照。



森林の保全



電気自動車(公用車)



資源ごみの分別





基本施策

19 良好で魅力のある市街地の整備

施策の基本的方向

- 快適で魅力ある市街地の整備を進めます。
- 市民主導または協働によるまちづくりを推進しつつ、市民の生活環境に合わせた住環境の整備を図ります。

成果

市街地の良好な景観の形成や維持を図るため、新市街地景観地区でもある「四季の丘はたそめ地区」、「真弓ヶ丘団地地区」及び「国道349号バイパス沿道地区」について、地区計画の都市計画決定を行いました。また、現在、東部土地区画整理事業の推進を図っています。JR常陸太田駅周辺の整備では一時駐車場にコインパーキングを整備し、利用者の利便性の向上を図りました。更に、地域住民との協働による公園の維持管理を推進し、市民のコミュニティの場となるような公園を目指して、公園管理協定^{*75}の締結を進めました。

課題

市街地の魅力を高めるには地域の特性を活かすとともに、誰もが集まりやすく快適に感じるユニバーサルデザイン^{*76}への取り組みを更に進めていく必要があります。また、快適な住環境や生活環境を形成していくために、市民主導あるいは協働によるまちづくりや各種施設の運営・維持管理のあり方について、今後も市民等と協議を進めていく必要があります。

施策 1

市街地の整備



施策概要	担当課
◎☆ 東部土地区画整理事業など、魅力ある市街地づくりの推進	都市計画課
○ 快適で利便性の高い都市生活実現のための都市基盤の整備	
○ 地域や景観の特性を活かした魅力ある景観形成の整備	
○ 土地利用の適正化・高度利用による良好な環境の市街地の形成	
○ JR常陸太田駅前の機能の充実	
○ ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備や改修	

施策 2

住環境をはじめとした生活環境の整備



施策概要	担当課
○ 定住促進を図るための良好な住環境の確保	建築住宅課
○ 区域指定制度の活用による既存集落の維持保全の促進	
○ 地域ごとの生活環境に合わせた特色のある地域づくりの推進	都市計画課
○ 景観に配慮した市街地内の公園・緑地等の保全、整備の推進	
○ 市営霊園の計画的な整備の推進	環境政策課

用語 解説

*75 公園管理協定：公園の日常的な維持管理を地域の人々が行えるよう、地方自治体との間で結ぶ協定。

*76 ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障がいの有無、年齢別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生環境をデザインする考え方。



数値目標

施策指標		基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
土地区画整理事業面積(東部地区)【累計】		0ha	➡ 26ha	都市計画課
長寿命化修繕戸数(市営住宅)		239戸	➡ 315戸	建築住宅課
公園管理協定の締結数【累計】	町 会	12町会	➡ 17町会	都市計画課
	公 園	35公園	➡ 40公園	

主な関連計画

- 常陸太田市都市計画マスタープラン(令和2年度～令和22年度)
- 常陸太田市立地適正化計画(令和2年度～令和22年度)
- 常陸太田市公園施設長寿命化計画(令和4年度～令和13年度)
- 常陸太田市公営住宅等長寿命化計画(令和3年度～令和12年度)
- 常陸太田市地域公共交通計画(令和4年度～令和8年度)
- 常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画(令和4年度～令和8年度)



山吹運動公園のじょうづるはうすと親水広場



常陸太田駅前広場



基本施策

20 公共交通体系の再編・充実

施策の基本的方向

- 市民の利便性を考慮した公共交通の充実及び利用促進を図っていきます。
- ICT^{*5}を活用した新たな交通システムの取組みを推進していきます。

成果

快適で利便性の高い公共交通網の整備を図るため、「地域公共交通計画」及び「地域公共交通利便増進実施計画^{*77}」を策定し、順次再編に取り組んでいます。利用者への運賃助成等、各種制度の充実を図り、利用者の維持や利便性の向上等に努めるとともに、バス交通の運行支援として、路線バス事業者等への補助や、路線バスとJR水郡線との接続の円滑化等を推進しました。

課題

高齢者や交通弱者の移動や児童・生徒の通学等の重要な交通手段である公共交通網の更なる再編に向けて、路線バスの運行路線やダイヤの改善、ドア・ツー・ドアサービス^{*16}の充実、路線バスとJR水郡線との接続、更には市街地整備に対応した公共交通網の見直し、新たなシステムの導入など、市民ニーズに対応した改善策の検討を常に進めていく必要があります。

施策 1

地域交通の充実



施策概要	担当課
◎☆ 市民が利用しやすい公共交通の確立と運行支援	企画課

施策 2

公共交通の利用促進



施策概要	担当課
○ JR水郡線各駅周辺的环境整備や二次交通 ^{*78} の接続改善	企画課
○ 鉄道を活用した地域の活性化の推進	
○ 運賃助成等、各種制度の充実による公共交通の利用促進	

施策 3

利便性と環境に配慮した新たな交通システムの導入



施策概要	担当課
◎☆ ICTを活用したMaaS ^{*79} 等の取組みの推進	企画課

用語 解説

^{*5} ICT：P12参照。

^{*16} ドア・ツー・ドア：P25参照。

^{*77} 地域公共交通利便増進実施計画：地域公共交通計画に基づき、利便性の高い地域旅客運送サービスの提供を図るための事業を実施するための計画。

^{*78} 二次交通：拠点となる空港や鉄道の駅等から次の目的地までの交通のこと。

^{*79} MaaS：Mobility as a Serviceの略で、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせで検索・予約・決済等を一括で行うサービス等のこと。



数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
路線バスの年間利用者数	228,177人 (2019年度)	230,000人	企画課
常陸太田駅の年間乗車数	420,845人 (2019年度)	420,000人	企画課

主な関連計画

- 常陸太田市地域公共交通計画 (令和4年度～令和8年度)
- 常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画 (令和4年度～令和8年度)



路線バス(常陸太田駅バス停)



水郡線(常陸太田駅)



基本施策

21 道路の整備

施策の基本的方向

- 国・県等の関係機関との連携を強化し、広域的幹線道路の整備を促進していきます。
- 生活道路の安全性や快適性、利便性を高めるための整備・維持・管理を推進していきます。

成果

道路の整備では特に幹線市道の整備に組み、3路線の整備が完了しました。また、各地区の生活道路の整備を進め、市民の利便性の向上や通学路等の安全性の確保に努めました。更に、橋梁の長寿命化を促進するため、市道にかかるすべての橋梁(2m以上)の点検を実施し、点検結果をもとに新たな「橋梁長寿命化修繕計画」を作成し、橋梁の長寿命化に取り組んでいます。

課題

広域的幹線道路である国県道について、関係機関との連携により更なる整備を促進していく必要があります。また、市民の日常生活に関わる生活道路についても、利用状況に即した整備・充実を図っていく必要があります。

施策 1

広域的幹線道路の整備促進



施策概要	担当課
◎ 広域交通網の早期完成に向けた国・県道の整備促進	建設課
◎ 幹線市道の計画的な整備促進	建設課 都市計画課

施策 2

生活道路の整備・維持・管理



施策概要	担当課
◎ 安全性や快適性、利便性を高める道路環境づくりの推進	建設課

数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
幹線市道の舗装率	88.1%	⇒ 91.0%	建設課
市道舗装率	55.5%	⇒ 60.0%	建設課
橋りょう長寿命化修繕率(修繕が必要な橋梁: 51橋)	23.5%	⇒ 82.0%	建設課

主な関連計画

- 常陸太田市橋梁長寿命化修繕計画(令和2年度～令和51年度)



国道461号線北沢トンネル開通式



国道293号線バイパス(長尾橋)



基本施策

22 上下水道の整備

施策の基本的方向

- 効率的かつ効果的な上下水道施設の整備（更新・耐震化等）を計画的に進めるとともに、上下水道事業の健全な経営に努めます。
- し尿処理施設の適切な管理運営と計画的な改修整備に努めます。

成果

安全・安心な水道水を安定供給できるよう、水質管理の徹底や水道施設の耐震化等を進めるとともに、公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や農業集落排水など地域の実情に添った効率的な生活排水処理施設の整備を進めました。また、し尿処理施設の適切な管理運営と改修整備に努めています。

課題

給水人口の減少等による水需要の減少に伴い、上下水道料金収入の減少も懸念されることから、より一層効率的な上下水道事業の経営が必要となります。一方で、老朽化が進む上下水道施設の修繕や更新が必要となることから、将来にわたり持続可能な事業経営を行うため、効率的かつ効果的な施設の更新等を計画的に行うとともに、適正な料金水準の検討をする必要があります。また、し尿処理施設について、今後も適切な管理運営と改修整備を継続する必要があります。

施策 1

安全で安心な水の安定供給



施策概要	担当課
◎☆ 水道施設の計画的な整備(更新・耐震化等)促進	上水道課
○ 徹底した水質管理	
○ 事業経営の健全化(水道事業、簡易水道事業)	上下水道総務課 上水道課

施策 2

生活排水対策の推進



施策概要	担当課
◎☆ 下水道施設の計画的な整備(新設・更新等)促進	下水道課
○ 下水道(汚水処理)施設供用開始区域*80世帯の早期接続の促進	
○ 事業経営の健全化(公共下水道事業等)	上下水道総務課 下水道課
○ し尿処理施設の管理運営と計画的な改修整備	清掃センター



*80 下水道(汚水処理)施設供用開始区域：下水道が整備され、下水を終末処理場や排水処理施設で処理することができる区域。



数値目標

施策指標		基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
基幹管路の耐震化率	(水道)	34.1% →	44.6%	上水道課
	(簡易水道)	0.0% →	25.0%	
汚水処理人口普及率		84.0% →	85.2%	下水道課
下水道接続率		91.4% →	92.6%	下水道課

主な関連計画

●常陸太田市新水道事業ビジョン



浄水場の自家発電設備



基本施策

23 自然及び生活環境の保全

施策の基本的方向

- 自然環境保全団体等との連携による里山や森林の保全及び河川環境の保全に努めます。
- ごみの減量化・資源化を継続するほか、不法投棄防止のための施策等を推進します。
- 低炭素化を推進するため、省エネルギー機器の普及促進及び再生可能エネルギー^{*9}の普及を図ります。

成果

森林環境譲与税^{*47}及び県森林湖沼環境税^{*81}を活用し、里山・森林の保全に努めています。また、ごみの23分別の推進により、ごみの減量化・資源化に取り組んでいます。更に、各家庭への太陽光発電設備や高効率給湯器の設置補助制度の実施により機器の設置を促し、低炭素社会の実現に向けた地球温暖化ガスの抑制に努めるとともに、再生可能エネルギー発電設備の適正設置等に関する条例を整備して適正設置を進め、地球環境の保全に努めています。

課題

今後も、里山、森林、河川環境といった自然環境の保全や適正利用のほか、再生可能エネルギー発電所の適正な設置を推進し、自然環境及び景観を保全する必要があります。また、カーボンニュートラルの実現に向けて、地球温暖化防止対策や再生可能エネルギーの普及を推進するとともに、引き続き、ごみの減量化・資源化、不法投棄に対する対策等を図り、適正なごみ処理対策と公害対策を推進することが必要です。

施策 1

里山・森林の保全



施策概要	担当課
○ 荒廃山林・里山林の保全 ○ 里山・森林保全活動への市民参加の促進	農政課

施策 2

生活環境の保全と生態系の保護



施策概要	担当課
○ 自然保護意識の高揚や生態系の保護の推進 ○ 河川環境保全の市民意識の向上及び河川環境の復元・保全活動への支援	環境政策課

用語 解説

^{*9} 再生可能エネルギー：P12参照。

^{*47} 森林環境譲与税：P56参照。

^{*81} 県森林湖沼環境税：県民の理解と協力の下に「森林並びに湖沼及び河川の環境の保全に資する施策の一層の推進を図る」ことを目的として、平成20年度に導入されたもの。



施策
3

適正なごみ処理対策と公害対策の推進



施策概要	担当課
◎ ごみの減量化・資源化の推進 ○ 不法投棄防止等生活環境の保全 ○ 事業所からの公害発生防止対策の推進 ○ 公害発生時の早期の対策の実施 ○ 循環型社会*8の形成 ○ ごみ焼却施設の管理運営と計画的な改修整備	環境政策課 清掃センター

施策
4

地球温暖化防止対策の推進



施策概要	担当課
◎ 低炭素社会の実現に向けた省エネ機器や次世代自動車の普及促進 ○ 再生可能エネルギーの普及推進	環境政策課

数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
ごみの減量化 (一日一人当たりのごみの排出量)	523g/人・日	430g/人・日	環境政策課
再資源化率	13.2%	17.5%	環境政策課
補助対象製品導入による 二酸化炭素削減量	4,221t-CO ₂	6,627t-CO ₂	環境政策課

主な関連計画

- 第3次常陸太田市環境基本計画(令和元年度～令和5年度)
- 第2次常陸太田市地球環境温暖化対策実行計画(区域施策編)(令和元年度～令和5年度)
- 常陸太田市一般廃棄物処理基本計画(令和元年度～令和10年度)



*8 循環型社会：P12参照。

政策 3

地域の特性を活かした コミュニティづくり

若 い世代の結婚・出産・子育てへの支援や、移住・定住への取組み、地域のコミュニティ活動への支援等を進めています。今後も、各種支援の継続・拡充等により一層の充実を図るとともに、男女共同、多様性の視点を持ち、地域全体が協力し合いながらつながるコミュニティづくりを推進します。

基本施策	施 策
基本施策24 結婚・定住の推進	施策1 結婚支援活動の充実
	施策2 移住・定住の促進
基本施策25 市民の地域活動への支援	施策1 地域コミュニティへの支援
	施策2 新たな地域コミュニティの形成
	施策3 多世代交流機会の創出
基本施策26 男女共同参画社会の促進	施策1 男女共同参画意識の醸成
	施策2 男女共同参画の環境づくり
	施策3 多様性を認め合う社会の理解促進



出前講座(人口減少対策)



じゃがいも掘り(幸久幼稚園)



男女共同参画事業(パパと一緒にクッキング)



基本施策

24 結婚・定住の推進

施策の基本的方向

- 結婚推進に向けて、出会いの場の創出など、結婚につながる支援活動の充実を図ります。
- 移住・定住を促進するため、UIターン^{*31}者や子育て世帯等への支援、移住・定住への環境づくりに努めます。

成果

結婚の推進を図り、市が運営する結婚相談センター「YOU愛ネット」の利用による結婚件数については、一定の成果を上げています。また、移住・定住の取組みを進め、空き家バンク^{*29}制度への登録件数の増加や、民間集合賃貸住宅建設費助成による民間集合賃貸住宅の建設の促進等、移住・定住の推進が図られています。

課題

結婚推進、移住・定住を促す取組みとして、結婚相談センター「YOU愛ネット」の更なる利用促進や、空き家バンク制度等による市内の空き家の利活用を積極的に進める必要があります。また、新たな居住環境の確保拡大のための事業継続と補助内容の拡充等を図るとともに、ワーケーション^{*45}や二地域居住^{*32}等、新たな生活環境整備の推進を図る必要があります。

施策 1

結婚支援活動の充実



施策概要	担当課
◎☆ 結婚を取り巻く多様な機会に対しての積極的な支援の実施	少子化・人口減少 対策課
◎☆ 結婚を希望する独身者への相談体制の充実	
○☆ 地域などとの連携による男女の出会いの場の創出	

施策 2

移住・定住の促進



施策概要	担当課
◎☆ UIターン者への支援	少子化・人口減少 対策課 教育総務課
◎☆ 住宅取得に対する経済的支援等の継続実施	少子化・人口減少 対策課 建築住宅課
○☆ 魅力ある住宅環境づくりの推進	
◎☆ 空き家の利活用による移住の促進	少子化・人口減少 対策課
○ ワーケーション利用環境の整備とプロモーション活動 ^{*46} の展開【再掲】	
○ 二地域居住の環境整備の推進	

用語 解説

- *29 空き家バンク：P34参照。
- *31 UIターン：P34参照。
- *32 二地域居住：P34参照。
- *45 ワーケーション：P55参照。
- *46 プロモーション活動：P55参照。



数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
YOU愛ネット登録者の結婚件数【累計】	150件	240件	少子化・人口減少 対策課
移住・定住に対する助成制度を利用した 転入件数に対する定住率	83.3%	86.3%	少子化・人口減少 対策課
空き家バンクを利用した転入者数【累計】	74人	176人	少子化・人口減少 対策課



移住者による起業支援(乗馬クラブ)



結婚推進事業(ラフティング婚活イベント)



結婚相談(YOU愛ネット)



基本施策

25 市民の地域活動への支援

施策の基本的方向 ……………

- 市民の社会参加や市職員の地域活動参加の促進など、官民一体となった地域コミュニティの支援を推進します。
- 活力ある自治活動に取り組むため、新たな地域コミュニティの形成や多世代交流機会の創出の促進を図ります。

成果

少子高齢化・人口減少が進む中で、地域活動の存続を目的に、地域の各団体等を連携させた新たな地域コミュニティの組織化を推進してきました。また、エコミュージアム*30活動を推進し、多世代交流の促進を図るとともに、地域と市の橋渡し役を行う地域担当職員制度を設け、地域の様々な課題への対応の円滑化を図っています。

課題

今後も、各団体等が連携しやすい環境づくりを推進し、新たな地域コミュニティの組織化を図るとともに、地域づくりや人材育成につながる体制の構築やそれに対する支援を行う必要があります。また、引き続き、多世代交流機会の創出を図るとともに、地域コミュニティ活動の拠点となる、集会所等の改修・整備を推進する必要があります。

施策 1

地域コミュニティへの支援



施策概要	担当課
○ エコミュージアム活動を通じた地域の良さの再確認や愛着心の育成	文化課
○ 町会が行う地域コミュニティ活動の支援	市民協働推進課
○ 職員の地域活動参加への環境づくりの推進	
○ 町会活動など、市民の主体的な社会参加の促進	
○ 各団体等の活動を活性化するため、各団体等が連携しやすい環境づくりの推進	
○ NPO*10などの育成や活動支援、相談体制の強化の促進	
○ 町会及び地域等の拠点となる集会所の改修・整備の推進	

用語
解説

*10 NPO：P14参照。

*30 エコミュージアム：P34参照。



施策
2

新たな地域コミュニティの形成



施策概要	担当課
◎ 各種団体間の情報共有化や新たな地域コミュニティの組織化への支援の推進 ○ 新たな地域コミュニティ間等の交流や情報交換機会の創出 ○ 地域コミュニティ組織等の各種事業活動への支援 ○ 地域コミュニティ活動拠点の公共施設の活用の推進	市民協働推進課

施策
3

多世代交流機会の創出



施策概要	担当課
○ エコミュージアム活動等による多世代交流の促進	文化課
◎ 保育園・幼稚園・学校と高齢者や福祉施設の相互交流の推進	子ども福祉課
○ 地域が行う各種イベントへの支援	生涯学習課

数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
市民活動団体数 (NPO法人、任意団体)【累計】	303団体	333団体	市民協働推進課
多世代交流事業参加者数【延べ】	2,226人 (2019年度)	2,300人	子ども福祉課



新たな地域コミュニティ組織化説明会



エコミュージアム活動



基本施策

26 男女共同参画社会の促進

施策の基本的方向

- 個性と能力が発揮できる男女共同参画の環境づくり及び、意識の醸成の促進による男女平等社会の実現を目指します。
- 人権を尊重するとともに、多様性を認め合う社会の理解促進を図ります。

成果

男女共同参画意識を醸成するため、市内の企業や団体等に対し、年次有給休暇の取得促進やノー残業デー導入の啓発活動等による仕事と家庭の両立の促進を図りました。また、各種審議会等の政策決定の場において女性登用の促進を図り、女性の意見が反映しやすい環境づくりに取り組みました。

課題

すべての人々が互いに人権を尊重するとともに、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会環境づくりが必要です。そのためには、市民や企業等が一体となって環境づくりに取り組むための意識啓発を行っていく必要があります。また、今後も、人権教育・道徳教育の更なる充実を図るとともに、多様性を認め合う社会の理解促進が必要です。

施策 1

男女共同参画意識の醸成



施策概要	担当課
○ 誰もが個性と能力を発揮できる職場環境や社会環境づくりの推進	少子化・人口減少対策課
○ 男女がお互いを思いやる人権教育・道徳教育の充実	指導室

施策 2

男女共同参画の環境づくり



施策概要	担当課
◎ 就業や雇用労働条件などにおける男女平等の推進	総務課 少子化・人口減少対策課 商工振興・企業誘致課
○ 働く女性の職域の拡大促進	
○ 各種審議会などへの女性の登用と意見が反映しやすい環境づくりの推進	
○ DV*82や子どもや高齢者への虐待等の発生防止に向けた意識の啓発の推進	

施策 3

多様性を認め合う社会の理解促進



施策概要	担当課
○ 人権を尊重し、多様性を認め合う社会の理解促進	少子化・人口減少対策課 社会福祉課



*82 DV：ドメスティック・バイオレンスの略で、夫・妻やパートナー、恋人等の親密な関係にある、もしくはあった者の間でふるわれる暴力のこと。



数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
市職員の管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	6.8%	➡ 10.0%	総務課
社会全体における男女の立場が平等であると答えた市民の割合	23.0%	➡ 50.0%	少子化・人口減少対策課
審議会、委員会等における女性の割合	21.2%	➡ 30.0%	少子化・人口減少対策課

主な関連計画

●第3次常陸太田市男女共同参画推進計画(令和3年度～令和7年度)



まちづくり懇談会





基本目標

IV

計画の推進のために

基本目標の達成に向けて、市民等との情報共有に努めるとともに、産学金等との連携により、まちづくりの推進を図ります。また、複雑・多様化する社会環境の変化や市民ニーズ等に対応していくため、行政経営基盤の強化を図るとともに、自主性・自立性の高い健全な財政運営に努めます。

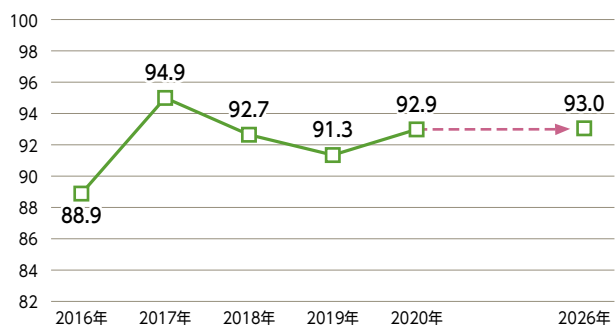
成果指標

経常収支比率 *20	
基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
92.9%	93.0%

実質公債費比率 *21	
基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
2.0%	4.0%

○今後、地域の持続的発展、市民サービスの向上等を目的とした大規模な公共整備事業の実施を予定しており、その投資的経費が増加することとなりますが、各事業実施において徹底した歳出削減と財源確保を図り、上昇の抑制に努めることとします。

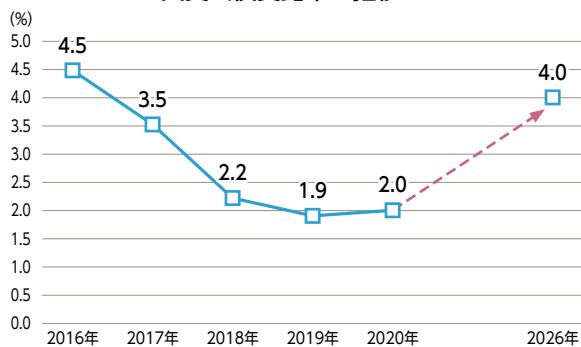
経常収支比率の推移



—□— 経常収支比率

(常陸太田市)

実質公債費比率の推移



—□— 実質公債費比率

(常陸太田市)

用語解説

*20 経常収支比率：P28参照。
*21 実質公債費比率：P28参照。



政策 1

行政力改革

計 画の推進には、市民等との情報の共有が重要であることから、ICT*5等を積極的に活用して情報の受発信機能の強化を進めるとともに、広聴機会の充実を図り、情報の共有化を推進します。
また、市民等と行政の密接な交流や意見交換等を通して、効果的で効率的な行財政運営に向けた行政力改革を推進します。

基本施策	施 策
基本施策27 情報の共有と受発信機能の強化	施策1 広報・広聴活動の充実
	施策2 行政情報の公開と個人情報の保護
基本施策28 広域連携・産学金官連携の強化	施策1 広域連携・広域交流の推進
	施策2 産学金官連携によるまちづくりの推進
基本施策29 デジタル化の推進等による行政経営基盤の強化	施策1 行政組織力の強化
	施策2 職員の資質向上
	施策3 行政のデジタル化の推進・電子基盤の整備
基本施策30 自主性・自立性の高い財政運営	施策1 行政の担うべき役割の重点化
	施策2 税等の安定的な自主財源の確保
	施策3 経費の削減合理化
	施策4 事務事業の進行管理と事務事業評価制度の構築・推進

用語解説 → *5 ICT：P12参照。



基本施策

27 情報の共有と受発信機能の強化

施策の基本的方向

- まちづくりには情報の共有が不可欠であることから、ICT*5等を活用した情報の受発信機能の強化に努めます。
- 行政情報の適切な取扱いと個人情報の保護の徹底に努めます。

成果

市民及び市外へ向けた情報発信機能として、市ホームページの充実に努めたことにより、アクセス数が徐々に増えていきます。また、市民相談窓口における相談対応や出前講座の積極的な開催等により、市民との情報共有を図っています。

課題

社会情勢や市民ニーズを反映した各種講座の内容の工夫や、コロナ禍等における市民等とのコミュニケーション方法としてのICT等を活用した広報・公聴活動やSNS*83等の活用など、情報の受発信や市民等との情報の共有に対する新たな対応策が課題となっています。

施策1

広報・広聴活動の充実



施策概要	担当課
◎ ICTの発展・進展に対応したホームページの充実と、地域情報の収集とSNS等による情報発信、内容の拡充 ○ 市民の広聴機会の充実 ○ 市の主要な事業や各種制度等の出前講座の開催 ○ 常陸太田大使*84との連携強化による情報発信の強化	広報広聴課

施策2

行政情報の公開と個人情報の保護



施策概要	担当課
○ 行政情報の適時適切な提供と公開、個人情報の保護の徹底	総務課 企画課

数値目標

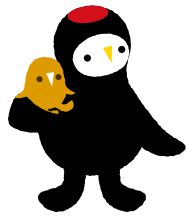
施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
市ホームページアクセス数	約27,000件	→ 37,000件	広報広聴課
市公式SNS登録件数	約8,000件	→ 10,500件	広報広聴課

用語解説

*5 ICT：P12参照。

*83 SNS：ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことで、スマートフォンなどで利用できる身近で便利なコミュニケーション手段のこと。

*84 常陸太田大使：市のイメージアップと観光の振興、まちの活性化を図ることを目的に、市の出身者または市にゆかりのある方で、経済・教育・芸術文化などの分野で活躍されている方に常陸太田大使を委嘱。



基本施策

28

広域連携・ 産学金官連携の強化

施策の基本的方向

- 地域特性等を活かした魅力的で効果的な連携・交流事業の展開に努めます。
- 産学金官連携の強化を図り、各々の特色を活かしたまちづくりを推進します。

成果

JAや商工会等の各種団体、教育機関、企業、金融機関等との各種連携事業の実施により、産業振興や地域づくりの推進を図りました。また、姉妹都市・友好都市等との交流事業、県北地域6市町と連携した教育旅行の実施、3市(日立市、高萩市、北茨城市)と日製日立総合病院との連携によるラピッドカー^{*72}の運行等、広域連携・産学金官連携事業に取り組んでいます。

課題

各種連携事業への民間事業者等の積極的な参加や、若年層の参加をいかに促していくかが課題となっています。また、今後も、各種団体等とこれまで以上に緊密な連携を図ることで、産学金官連携の強化を図り、まちづくりを推進することが必要になります。

施策
1

広域連携・広域交流の推進



施策概要	担当課
○ 行政サービスの効率化、人材の交流促進のための広域行政の推進	企画課
○ 国で検討・制度化される広域連携の仕組みの研究による広域連携のあり方の検討	
○ 姉妹都市・友好都市等との交流の推進	市民協働推進課

施策
2

産学金官連携によるまちづくりの推進



施策概要	担当課
◎ 各種団体、教育機関、企業等との連携による特色を活かした地域づくりの推進	企画課 商工振興・ 企業誘致課

数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
都市交流事業参加者数	163人 (2019年度)	200人	市民協働推進課
連携によるまちづくり事業年間実施件数	17件	20件	企画課



*72 ラピッドカー：P98参照。



基本施策

29 デジタル化の推進等による行政経営基盤の強化

施策の基本的方向

- 社会変化や市民ニーズの多様化等に対応した行政課題に的確に対応するため、柔軟に組織機構の見直しを実施するとともに、職員の意識改革を図り、職員の資質向上に努めます。
- DX^{*85}の推進やマイナンバーカード^{*86}利活用の促進等に取り組み、行政のデジタル化の推進を図ります。

成果

本市では、組織機構の見直しを毎年実施し、行政サービスに迅速かつ的確な対応を図ることができる組織づくりを進めてきました。また、行政の組織力強化のための各部課等の横断的な取組みを積極的に推進するとともに、職員の行政機関等への派遣や各種研修会等への積極的な参加により、職員の政策立案能力や分析能力等の向上に努めてきました。

課題

社会変化や市民ニーズの多様化等に伴い、行政課題の多くが、単独の部課等だけでは課題解決を図ることが困難となってきたことから、今後も組織の横断的な取組みを積極的に推進し、課題解決や施策の推進を図る必要があります。また、DXやマイナンバーカードの利活用など、行政のデジタル化を積極的に進めていく必要があります。

施策1

行政組織力の強化



施策概要	担当課
◎ 政策目標や行政課題に応じた横断的な取組みの強化	企画課
○ 社会情勢の変化等に即応できる組織機構の構築	総務課
○ 接遇研修等による市民窓口サービスの向上	
○ 業務をより効率的に処理できるような体制の整備強化	

施策2

職員の資質向上



施策概要	担当課
○ 庁内の研修等による職員の資質向上	総務課
○ 行政機関等への派遣研修による職員の資質向上	
○ 職員の自己啓発意欲醸成のための効果的な支援体制の整備	
○ 定期的な健康診断や相談体制の充実	
○ ビッグデータを活用した情報分析能力の向上	企画課



- ^{*85} DX：デジタル・トランスフォーメーションのことで、文書や手続きを単に電子化するだけでなく、ITを徹底的に活用することで、手続きを簡単・便利にし蓄積されたデータを政策立案に役立て、国民と行政、双方の生産性を抜本的に向上させること。
- ^{*86} マイナンバーカード：本人の顔写真と氏名、住所、生年月日、性別マイナンバー（日本国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号）が記載され、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続きを行う際の番号確認に利用できるプラスチック製のカード。



施策
3

行政のデジタル化の推進・電子基盤の整備



施策概要	担当課
◎ 行政改革及び行政手続きにおけるDXの推進	総務課 企画課
◎ 業務の効率化のためのマイナンバーカード利活用の促進	政策推進課 企画課 市民課
○ 電子入札システムの利用の推進	契約管財課
○ 県や電気通信事業者などとの連携によるブロードバンド*87の活用の推進	企画課
○ 山間部などの携帯電話不感地域の解消の推進	

数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
待遇等に係る研修への参加者数	14人	35人	総務課
国・県・企業等への 年間派遣職員数	5人 (国1人) (県4人)	7人 (国1人) (県4人) (企業2人)	総務課
光ファイバースブロードバンド サービス*88への加入件数 (市で整備したIRU地域*89のみ)【累計】	4,202件	4,800件	企画課

主な関連計画

● 常陸太田市行政改革大綱(令和2年度～令和6年度)



職員研修



市ツイッター

用語
解説

*87 ブロードバンド：FTTH(光ファイバーの家庭向けデータ通信)やDSL(デジタル加入者回線)、CATV(ケーブルテレビ)、無線などを利用した大量のデジタルデータ伝送が可能な高速・大容量通信。

*88 光ファイバースブロードバンドサービス：従来のダイヤルアップ接続やISDNを用いたインターネット通信と比較して、より広域帯で高速な通信を提供する回線やサービスの総称。

*89 IRU地域：自治体が回線を整備し、その回線を通信業者に貸し出し、通信サービスの提供を受ける形態。



基本施策

30 自主性・自立性の高い財政運営

施策の基本的方向

- 市税や使用料等の徴収率の維持・向上を図るとともに、民間活力の導入を含めた自主財源の確保に努めます。
- 引き続き、事務事業の見直しなどによる経費削減や合理化を進めるとともに、各事業の計画的な進行管理に努めます。

成果

効果的で効率的な財政運営を図るため、債権管理条例に基づく適正な債権管理等により安定的な自主財源の確保に努めるとともに、職員の定員適正化計画の推進、公共施設の適正管理、事務事業評価制度のPDCAサイクル^{*90}による計画の進捗管理等に取り組んでいます。

課題

本市の財政構造は、自主財源の割合が低く、依存財源の割合が非常に高い状況であり、今後、人口減少等による収入の減少も想定されることから、経費削減や事務事業の合理化を図り、自主財源を確保し、自主性・自立性の高い財政運営に努める必要があります。また、適正な行財政運営を進めるため、総合計画の体系による目的と手段の明確化を図りながら、的確な進行管理に努める必要があります。

施策1

行政の担うべき役割の重点化



施策概要	担当課
○ 地方公営企業や市が出資する団体の経営健全化の推進 ○ 民間委託や指定管理者制度^{*91}などの民間活力活用の推進	総務課

施策2

税等の安定的な自主財源の確保



施策概要	担当課
◎ 債権管理の推進と効率的な徴収体制の構築 ○ 収入未済額の縮減と徴収率の維持・向上 ○ 使用料等の徴収率の維持・向上	収納課
○ 広告収入、ふるさと納税^{*92}、市有財産の売却などによる自主財源の確保	政策推進課 広報広聴課 契約管財課

用語解説

^{*90} PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

^{*91} 指定管理者制度：住民サービスの向上、経費削減を目的として公共施設の管理運営を民間企業等に指定する制度。地方公共団体が指定する法人その他の団体に、公の施設の管理（施設の使用許可含む）を行わせるもの。

^{*92} ふるさと納税：居住する自治体に関わらず、自分が貢献したいと思う都道府県や市区町村へ寄付することで、住民税や所得税から一定の控除を受けることができる制度。



施策
3

経費の削減合理化



施策概要	担当課
◎ 公共施設の適正管理の推進	企画課
○ 職員の定員適正化計画の推進	総務課

施策
4

事務事業の進行管理と事務事業評価制度の構築・推進



施策概要	担当課
◎ 財政状況を踏まえた実施計画の策定の推進	企画課
◎ 事務事業評価制度のPDCAサイクルによる行政経営の推進	
○ 個々の事務事業の目標達成率向上のための進行管理	

数値目標

施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
制度導入効果(収支、サービス面等)が向上した指定管理施設の割合	66.7%	100.0%	総務課
市税徴収率	96.7% (2019年度)	96.8%	収納課
保険税、使用料、負担金等徴収率	95.6% (2019年度)	96.0%	収納課

主な関連計画

- 常陸太田市定員管理適正化計画(平成3年度～令和7年度)
- 常陸太田市公共施設等総合管理計画(令和4年度～令和8年度)
- 常陸太田市公共施設等再配置計画(令和4年度～令和8年度)



資料編

1 | 指標一覧

※新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、2020年度の数値を現状値として設定することが相応しくない指標に関しては、原則2019年度の値を現状値とし、「(2019年度)」等と付記して、掲載している。

基本目標Ⅰ 安心して働くことのできる仕事の場づくり

政策1 産業振興と新たな雇用創出による仕事の場づくり

基本施策	施策概要	施策指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
1 働く機会の創出	東部土地区画整理事業への魅力ある商業施設等の誘致促進	常陸太田市東部地区の企業立地率	0.0%	100.0%	商工振興・企業誘致課
	立地企業のフォローアップの実施	工業団地等立地企業の従業員数	990人	1,513人	
	市内就業の拡大促進	市民等雇用奨励金等受給者数【累計】	56人	176人	
	U・I・Jターン者等の起業・創業支援	U・I・Jターン者等新規起業支援制度による支援件数【累計】	10件	85件	
	農業継承の推進等による農業後継者、新規就農者等の確保・育成	認定新規就農者数【累計】	3人 (うち市外1人)	10人 (うち市外5人)	農政課
	認定農業者への農地の利用集約	認定農業者数	152人	157人	
	林業の担い手育成の強化	林業の新規就労者数【累計】	5人	11人	
2 地域特性を活かした農林水産業の振興	生産基盤の整備、農地の利用集積	農業生産基盤整備単地改良事業実施地区	4地区	4地区	農政課
		県営土地改良事業工事実施面積	21.8ha	158ha	
	地場産物の高品質化や生産拡大	一等米比率	90.0%	90.0%	販売流通対策課
		そばの種子年間更新量	4,538.5Kg	4,538.5Kg	
		果樹栽培面積	42ha	42ha	
	少量多品目生産・消費者ニーズに即応する生産振興	道の駅ひたちおたの直売所における地場(市内)産農産物の年間販売額	114,035千円 (2019年度)	122,000千円	農政課
	林業振興と地域産木材の利用促進	市産材利用木材住宅等建築助成金年間活用件数	9件	15件	
	加工品の研究・開発、商品化への支援	加工品開発等に取り組んだ事業者数【累計】	28件	40件	販売流通対策課
	道の駅ひたちおたを活用した農産物や加工品・地域特産品などの販路拡大	道の駅ひたちおたの年間販売額	742,336千円 (2019年度)	745,000千円	
		道の駅ひたちおたの農産物等直売所の年間販売額	434,882千円 (2019年度)	460,000千円	
3 商工業の振興と地域内経済の循環促進	地場産物や市認証特産品の販売及びPRの推進	認証特産品年間販売額	825,897千円 (2019年度)	860,000千円	農政課
	有害鳥獣等による農作物被害の防止	有害鳥獣による被害面積	229a	130a	
	市内中小企業のビジネスチャレンジ事業への支援	ビジネスチャレンジ事業実施件数【累計】	32件	74件	商工振興・企業誘致課
4 地域資源に磨きをかけた観光の振興	魅力ある商業施設等の誘致促進	常陸太田市東部地区の企業立地率(再掲)	0.0%	100.0%	
	県北6市町連携による県北教育旅行等の事業の展開	教育旅行受入人数(常陸太田市分)	648人 (2019年度)	1,050人 (2025年度)	観光振興課
	イベント等による交流人口の拡大及び消費拡大	まつり・イベント年間来場者数	311,474人 (2019年度)	350,000人	
	アウトドアスポーツ等の観光資源の普及及び体験・滞在型観光の推進	体験メニュー利用者数	4,698人 (2019年度)	5,450人	
	観光施設の管理、利用者に対するサービスの向上	観光施設利用者数	516,275人 (2019年度)	609,100人	
	観光施設、飲食店等で観光情報等が得られる環境整備の促進	年間観光入込客数	1,422,772人 (2019年度)	1,604,600人	文化課
	文化財の保護・保存	国指定文化財数	7点	8点	
	文化財に触れる機会の拡充	指定文化財集中曝涼来場者数	8,491人 (2018年度)	10,000人	
		郷土資料館の年間入館者数	11,647人 (2019年度)	18,000人	観光振興課
	情報受発信体制の拡充と活用	観光物産協会ホームページアクセス数	980,141件 (2019年度)	1,105,000件	

基本目標Ⅱ 夢を育み健やかに生きるひとづくり

政策1 安心して子育てのできる環境づくり

基本施策	施策概要	施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
5 子育てへの支援	子育ての学習機会や情報提供の充実、 交流の場の確保	子育て支援センター	設置数 6箇所 (2019年度)	7箇所	子ども福祉課
		年間利用者数	6,502組 (2019年度)	7,400組	
		あかちゃんタイム年間利用者数	405人 (2019年度)	600人	図書館
	子育て家庭への経済的支援の充実	出生者数に対する新入学児童数（増加人数）	47人	60人	少子化・人口減少 対策課
		新入生入学祝品の贈呈	304人	262人	教育総務課
	家庭での養育が困難になった児童への 支援や、養育に関する相談体制の 充実	相談実処理件数【延べ】	64件	60件	子ども福祉課
	妊娠・出産に伴う不安解消と安全な 出産の支援	不妊治療制度利用による年間妊娠数	12件	15件	健康づくり 推進課
		不妊治療費助成件数【延べ】	28件	39件	
		不育症治療費助成件数【延べ】	2件	9件	
	各種予防接種事業等感染予防の充実	予防接種四種混合の接種人数	893人	900人	
	子どもと親への相談・保健指導・ 医療体制の充実	1歳6か月児健診受診率	99.1%	100.0%	
		3歳児健診受診率	99.3%	100.0%	
		5歳児健康相談者数	257人	220人	
		こども夜間診療の年間受診件数	200件 (2019年度)	220件	
		すこやか食育教室年間参加者数	63人	90人	
		発達支援相談年間実施回数	8回 (2019年度)	8回	子ども福祉課
		助産師による年間相談件数	183件	190件	
	子育てボランティアの育成と子育て 家庭への派遣の充実	ファミリーサポートセンター設置運営事業実施 件数【延べ】	642件	730件	
	子どもの居場所の確保・充実	放課後児童クラブ・放課後子ども教室の連携数	9箇所	8箇所	生涯学習課
		放課後こども教室の内容の充実度	80.0%	80.0%	
	多様化するニーズに対応した保育園 等での教育・保育内容の充実	待機児童数	0人	0人	子ども福祉課

政策2 郷土を愛し未来を拓くひとづくり

基本施策	施策概要	施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
6 豊かな心の育成	地域との連携による郷土愛を育む学習の充実	子どもたちの地域への愛着度	62.4% (2019年度)	80.0%	指導室
	地域資源や地域人材を活用した多様な体験活動の推進	親子自然探索サークル年間参加者数【延べ】	318人 (2019年度)	600人	生涯学習課
	学校図書の実践及び学校と図書館のネットワークによる児童生徒の読書活動の推進	年間50冊以上本を読んだ小学生の割合	89.9%	90.0%	指導室
		小中学生への市立図書館の図書貸出冊数	23,466冊	30,000冊	図書館
	青少年の芸術文化活動の充実	芸術鑑賞教室参加者数（小学校）	617人 (2019年度)	603人	教育総務課
		芸術鑑賞教室参加者数（中学校）	729人 (2019年度)	563人	
	豊かな体験活動をととした、人権教育や福祉教育の推進	小学校・中学校における人権教室や人権集会等の実施率	100.0%	100.0%	指導室
		Q-Uアンケートにおける学級生活満足度群	70.5%	80.0%	
	青少年健全育成を目的とするボランティア活動の体制強化	高校生ボランティア数【延べ】	100人	100人	生涯学習課
	学校と家庭等の連携による児童・生徒の心の相談体制強化	スクールカウンセラーの配置状況	全校	全校	指導室
	青少年相談員による地域活動の充実	青少年が関係した犯罪発生件数	0件	0件	生涯学習課
	学校給食での地場産物を活用した食育の推進	学校給食の地場産率	46.5%	50.0%	学校給食センター
	学校給食の地産地消の日の拡充	学校給食地産地消の日の年間回数	15回	15回	
7 魅力ある学校づくり	食の大切さやバランスの良い食事内容などを学ぶ機会の充実	ばくとわたしのチャレンジクッキング年間参加者数	501人 (2019年度)	600人	健康づくり推進課
	確かな学力の定着及び個性を発揮できる子どもの育成	全小学校へのT T講師配置率	100.0%	100.0%	教育総務課
	児童・生徒等一人ひとりに応じた適切な指導の充実	個別に支援を必要とする児童生徒への特別支援教育指導員の配置率	100.0%	100.0%	指導室
	教育の方向性や課題を踏まえた研修の実施	教職員研修講座への職員参加率	—	100.0%	
	学校施設整備計画に基づく小中学校の規模の適正化	複式学級のある小学校数	2校	0校	教育総務課
	ICTを活用した教育の推進及び推進に係る環境整備	教育活動でのICT機器活用割合	—	100.0%	指導室
	活力ある学校づくりの推進	「学校生活が楽しい」と答える児童生徒の割合	93.8%	100.0%	
		「授業がわかる」と答える児童生徒の割合	95.3%	100.0%	
		体力テスト総合評価AまたはBの児童生徒の割合	66.4% (2019年度)	70.0%	教育総務課
	地域の教育力を活かした教育活動の展開	地域の未来を考える児童生徒の割合	53.6% (2021年度)	70.0%	指導室
	国際理解学習・外国語活動機会の充実	「英語を使った活動が楽しい」と答える児童の割合	—	100.0%	
		中学生の英検I B A（3級相当）の取得割合	56.1%	60.0%	
	中学生海外研修派遣事業の充実	中学生海外派遣生徒数	26人 (2019年度)	30人	教育総務課

政策3 夢と生きがいをもって活躍するひとづくり

基本施策	施策概要	施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
8 多様な学習機会の支援	時代の要請に的確に対応した学習プログラムの提供	外国語講座年間受講者数【延べ】	425人 (2019年度)	600人	生涯学習課
		外国人に対する日本語講座年間受講者数【延べ】	178人 (2019年度)	200人	
		生涯学習講座・教室への年間参加者数【延べ】	4,234人 (2019年度)	4,500人	
	図書館資料の充実と読書活動の振興	図書館資料年間貸出冊・点数	173,831冊・点 (2019年度)	200,000冊・点	図書館
	各地域の生涯学習環境の充実	(生涯学習センター)	60,140人	61,000人	生涯学習課
		(金砂郷学習センター)	17,528人	18,000人	
		(水府学習センター)	19,386人	20,000人	
		(里美学習センター)	5,819人	6,000人	
		(公民館)	61,333人 (全て2019年度)	50,000人	
	文化施設利用を促進するための事業の企画及び施設環境の充実	市民交流センター年間利用者数	86,501人 (2019年度)	90,000人	文化課
		郷土資料館の入館者数（再掲）	11,647人 (2019年度)	18,000人	
9 多彩な人材の育成と活用	市民の技能等を発揮できる場づくりの推進	地域人材による指導者数	40人	50人	生涯学習課
	高齢者の社会参加と生きがいづくり支援のための体制づくりの推進	老人クラブ数及び敬老会主催団体数	152団体	154団体	高齢福祉課
	高齢者の知恵・経験・技能などを活かす機会・場の拡充	シルバー人材センター登録者数	320人	385人	
10 地域文化活動への支援	文化芸術活動機会の充実や活動成果発表の場の提供	市民交流センター年間利用者数（再掲）	86,501人 (2019年度)	90,000人	文化課
		文化団体等の開催する催事数	19件 (2019年度)	22件	
	文化団体の育成等の支援及び団体相互交流の促進	文化団体連合会加盟団体数	97団体	102団体	
11 スポーツ・レクリエーション活動への支援	子どものスポーツ活動の推進	未就学児を対象とした運動教室実施回数	30回	50回	スポーツ振興課
	スポーツを通じた健康増進	健康スポーツチャレンジデー参加率	64.4% (2019年度)	65.0%	
	新総合体育館の整備	新総合体育館完成年度	－	2027年度完成	
	各地区の特性やスポーツ施設の特徴に応じた計画的な整備	市内スポーツ施設、学校体育施設の年間利用者数	351,369人 (2019年度)	400,000人	健康づくり推進課
	高齢者一人ひとりに合わせた気軽に楽しめる生涯スポーツやレクリエーション活動の推進	いきいきヘルス体操教室年間参加者数	20,849人 (2019年度)	21,000人	
	障がい者の健康体力づくりの推進	障がい者スポーツ大会年間参加者数	30人 (2018年度)	30人	社会福祉課

政策4 健やかに生きるひとづくり

基本施策	施策概要	施策指標		基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
12 健康づくりへの支援	健康づくりの意識高揚のための啓発・普及	健康教育	年間実施回数	368回 (2019年度)	400回	健康づくり 推進課
			年間参加者数	10,091人 (2019年度)	13,000人	
		地域での健康教室参加者数		8,810人 (2019年度)	7,200人	
	運動習慣化の促進	(悪性新生物)		429.7	320	
		三大疾病死亡率 (現状値は2019年度)		(心疾患) 259.0	250	
		(脳血管疾患)		164.5	130	
	栄養指導・教育の充実	食生活改善教室	年実施回数	34回 (2019年度)	30回	健康づくり 推進課
			年間参加者数	1,355人 (2019年度)	1,200人	
	高齢者のフレイル対策等の介護予防と生活習慣病等の疾患・重症化予防の一体的な推進	らくらく健康塾参加者数【延べ】		743人 (2019年度)	750人	
	定期的な健康診断等の実施	特定健診・受診率 (40歳以上75歳未満)		45.5% (2019年度)	60.0%	保険年金課
	人間ドック・脳ドックの継続実施	後期高齢者健診受診者数・受診率		23.7% (2019年度)	26.0%	
	生活習慣病予防健診・がん検診の充実	生活習慣病予防健診年間受診者数 (20歳以上40歳未満)		135人 (2019年度)	200人	健康づくり 推進課
		がん検診受診者数【延べ】	(肺がん)	5,399人	5,500人	
			(胃がん)	1,699人	1,800人	
			(大腸がん)	4,083人	4,200人	
			(乳がん)	2,910人	3,000人	
			(子宮がん)	1,731人 (全て2019年度)	1,800人	
	健診結果に基づく指導の充実と相談しやすい体制づくりの推進	自殺率（人口10万人対）		12.9以下	12.9以下	
		特定保健診指導	実施者数	340人 (2019年度)	360人	
			実施率	62.5% (2019年度)	63.0%	
	保健推進員の確保、育成	保健推進員の活動回数		1,401回 (2019年度)	1,400回	
	介護予防の充実、介護給付費の抑制	介護保険利用率		16.4%	17.0%	高齢福祉課
		要支援・要介護認定者数		3,554人	3,583人	

政策4 健やかに生きるひとづくり

基本施策	施策概要	施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
13 地域の支え合いの支援	福祉ボランティア体験や福祉関連講座等の充実	福祉登録個人ボランティア数	60人	85人	社会福祉課
		福祉登録ボランティアサークル数	159団体	160団体	
	すべての市民にやさしい福祉のまちづくりの推進(地域共生社会の実現)	地域福祉懇談会参加者数	250人	950人	
	各種相談活動や見守り活動等の充実	見守り協定締結事業者数	15事業者	20事業者	高齢福祉課
	住み慣れた地域で住み続けられる地域包括ケアシステムの充実	ふれあいネットワーク地域ケアチーム数	748チーム	830チーム	
	社会福祉協議会との連携、支援の推進	多職種実務者ネットワーク会議の開催数	54回	54回	
		地域ケア会議等への参画数	150人	190人	社会福祉課
	自立訓練などの充実による障がい者が社会参加しやすい環境づくり	就労達成率 (就労支援事業参加者数のうち就労した人の数)	50.0%	55.0%	
		障がい福祉サービスの年間利用実績件数	3,439件	4,557件	
	生活困窮世帯等の自立支援による勤労の相談・支援体制の充実・強化	生活困窮者自立支援新規相談件数	35件	40件	
	生活困窮世帯の子どもへの学習支援・生活支援の充実	子どもの学習・生活支援事業参加者数	30人	20人	高齢福祉課
	地域包括ケアシステム等、相談体制のネットワーク化の推進	地域包括支援センター相談件数【累計】	6,910件	7,300件	
	在宅の高齢者への各種サービスの充実	配食サービス事業年間配食数	44,993食	52,000食	
		外出支援サービス利用者実人数	653人	740人	
		介護・高齢者福祉サービス利用者数【延べ】	1,213人 (2019年度)	2,200人	
		在宅医療介護連携推進事業研修会等開催件数	5件	5件	
	一人暮らし高齢者や要援護者の見守り体制の充実	高齢者見守りニーズフォローアップ訪問者数【延べ】	16,000人	18,000人	
		宅配・買物代行サービス利用者実人数	20人	15人	
	認知症総合支援事業の実施	認知症地域支援相談件数	8件	14件	
		認知症初期集中支援チーム初期対応相談件数	6件	14件	

基本目標 Ⅲ 暮らしやすく楽しむことのできるまちづくり

政策1 安心・安全なまちづくり

基本施策	施策概要	施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
14 犯罪のないまちづくり	自主防犯組織の育成・支援、組織相互のネットワーク化の推進	自主防犯組織数【累計】	26団体	32団体	市民協働推進課
		刑法犯認知件数	153件	120件	
	計画的な防犯灯の整備の促進	防犯灯設置数【累計】	5,204基	5,612基	
	空き地・空き家の適切な管理及び関係機関との連携	空き地・空き家の適正化率	33.3%	50.0%	
	青少年の非行防止活動等への支援	青少年が関係した犯罪発生件数	0件	0件	生涯学習課
	登下校時の安全対策の強化	地域子どもボランティア数【累計】	600人	640人	教育総務課
		「子どもを守る110番の家」設置数	400戸	400戸	
15 災害に強いまちづくり	災害に強い水道施設整備の促進	(水道) 基幹管路の耐震化率	34.1%	44.6%	上水道課
		(簡易水道)	0.0%	25.0%	
	上下水道施設の早期復旧・応急給水活動のための体制強化	給水ボランティア登録人数	33人	40人	上下水道総務課
	災害に強い下水道施設整備の促進	2号雨水幹線整備率（完了延長/全体延長）	33.7%	100.0%	下水道課
	地域防災計画の見直し及びICTを活用した実効性のある防災体制の強化	戸別受信機のデジタル化率	0.0%	100.0%	防災対策課
	自主防災組織との連携推進及び活動充実のための支援の強化	防災リーダー研修会参加者数	116人 (2019年度)	248人	
		自主防災訓練 年間実施組織数	30団体 (2019年度)	60団体	
	他自治体や企業等との災害時応援協定の締結	企業等との災害時応援協定締結数【累計】	0協定	3協定	
	防災拠点施設としての公共施設等の機能強化の充実	市有の対象建築物等耐震化率	100.0%	100.0%	契約管財課
	災害時の防災情報伝達手段の確保・整備	屋外拡声子局のデジタル化【累計】	0局	159局	防災対策課
		茨城消防救急無線・指令センター共同運用稼働率	100.0%	100.0%	消防本部総務課
	民間医療・福祉施設との福祉避難所の協定締結の推進	協定締結事業所数	7事業所	7事業所	高齢福祉課
	住宅耐震化の環境整備の促進	民間の特定建築物等耐震化率	83.3%	95.0%	建築住宅課
		耐震診断士派遣件数【累計】	183件	213件	
		住宅の耐震化率	88.2%	95.0%	
	消防団を核とした地域防災力の充実・強化	消防団車両配備数	40台	40台	消防本部総務課
		消防団員数	867人	920人	
	常備消防体制の充実・強化	整備計画に基づく消防署車両配備数	16台	16台	
	消防水利施設（防火水槽・消火栓等）の充実・整備	消防水利施設の設置数【累計】	980基	1,016基	
	住宅火災に対する防火対策・予防体制の充実	住宅用火災警報器等の設置率	82.1%	86.0%	消防本部消防課
	防火・防災意識の普及・啓発	民間防火団体数	25団体	32団体	防災対策課
	原子力災害広域避難計画の実効性を高める実施計画の策定	原子力災害広域避難訓練の実施回数	0回	1回	
	子どもの頃からの防災・減災に関する教育の実施	学校の防火防災訓練の開催校（年3回以上）	15校/19校	15校/15校	

政策1 安心・安全なまちづくり

基本施策	施策概要	施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
16 医療体制の整備	地域一体型の医療サービスの推進	救急医療二次病院運営費補助額	5,085千円	5,085千円	健康づくり 推進課
	救急体制の充実	更新整備計画に基づく整備数	0台	1台	消防本部 総務課
	AED（自動体外式除細動器）配備 や使い方等の情報周知の促進	公共施設等に対するAEDの設置数	74台	100台	
	夜間・休日医療体制の充実	こども夜間診療受診件数	200件 (2019年度)	220件	健康づくり 推進課
	消防と医療機関が一体となった救急 搬送体制の充実	心肺停止患者の救命率（社会復帰率）	3.7%	5.0%	消防本部 消防課
	応急手当の普及啓発活動の充実	救命講習会参加人数	2,067人 (2019年度)	2,400人	
17 交通安全対策	市民の交通安全意識の高揚の促進	交通安全教室参加者数	2,034人 (2019年度)	2,200人	市民協働 推進課
	適切な交通安全施設の整備の促進	交通安全施設（カーブミラー等）整備対策率	100.0%	100.0%	建設課
18 安全な消費生活の 支援	消費者被害未然防止等による消費者 への意識啓発	消費生活に関する出前講座参加者数	427人 (2019年度)	500人	市民協働 推進課
	高齢者に対する地域支援体制の強化	防犯教室等開催件数	1件 (2019年度)	2件	高齢福祉課

政策2 快適で魅力のあるまちづくり

基本施策	施策概要	施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
19 良好で魅力のある 市街地の整備	東部土地区画整理事業など、魅力 ある市街地づくりの推進	土地区画整理事業面積（東部地区）【累計】	0ha	26ha	都市計画課
	定住促進を図るための良好な住環境 の確保	長寿命化修繕戸数（市営住宅）	239戸	315戸	建築住宅課
	景観に配慮した市街地内の公園・ 緑地等の保全、整備の推進	公園管理協定の締結数【累計】 (町会)	12町会	17町会	都市計画課
		(公園)	35公園	40公園	
	金井近隣公園の整備【累計】	0ha	1.8ha		
20 公共交通体系の 再編・充実	市民が利用しやすい公共交通の 確立と運行支援	路線バスの年間利用者数	228,177人 (2019年度)	230,000人	企画課
		常陸太田駅の年間乗車数	420,845人 (2019年度)	420,000人	
	ICTを活用したMaaS等の取り 組みの推進	公共交通年間利用者数	659,363人 (2019年度)	658,000人	
21 道路の整備	広域交通網の早期完成に向けた 国・県道の整備促進	要望活動回数	8回	6回	建設課
	幹線市道の計画的な整備促進	幹線市道の舗装率	88.1%	91.0%	
	安全性や快適性、利便性を高める 道路環境づくりの推進	市道舗装率	55.5%	60.0%	
		橋りょう長寿命化修繕率 (修繕が必要な橋梁：51橋)	23.5%	82.0%	

政策2 快適で魅力のあるまちづくり

基本施策	施策概要	施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
22 上下水道の整備	水道施設の計画的な整備（更新・耐震化等）促進	基幹管路の耐震化率 (水道) (簡易水道)	34.1% 0.0%	44.6% 25.0%	上水道課
	徹底した水質管理	水質基準不適合項目件数	0件	0件	上水道課
	事業経営の健全化 (水道事業、簡易水道事業)	料金回収率 (水道) (簡易水道)	101.7% 54.59%	100% 100%	上下水道 総務課
	下水道施設の計画的な整備 (新設・更新等) 促進	汚水処理人口普及率	84.0%	85.2%	下水道課
	下水道（汚水処理）施設供用開始 区域世帯の早期接続の促進	下水道接続率	91.4%	92.6%	
	事業経営の健全化 (公共下水道事業等)	経費回収率 (公共下水道) (特定環境保全公共下水道) (農業集落排水) (戸別合併処理浄化槽)	88.92% 54.84% 59.59% 100.00%	100.00% 100.00% 100.00% 100.00%	上下水道 総務課
	し尿処理施設の管理運営と計画的な 改修整備	し尿処理量	14,145kℓ	9,021kℓ	清掃センター
23 自然及び生活環境の 保全	荒廃山林・森林の保全	森林経営管理制度による森林整備面積【累計】	5.1ha	95ha	農政課
	里山・森林保全活動への市民参加の 促進	森林愛護運動助成団体数	13団体	15団体	
	ごみの減量化・資源化の推進	ごみの減量化 (1日1人あたりのごみの排出量)	523g/人・日	430g/人・日	環境政策課
		再資源化率	13.2%	17.5%	清掃センター
		ごみ処理量	16,528 t	14,980 t	
	不法投棄防止等生活環境の保全	産業廃棄物不法投棄件数	6件	0件	環境政策課
	低炭素社会の実現に向けた省エネ 機器や次世代自動車の普及促進	補助対象製品導入による二酸化炭素削減量	4,221t・Co ²	6,627t・Co ²	

政策3 地域の特性を活かしたコミュニティづくり

基本施策	施策概要	施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
24 結婚・定住の推進	結婚を取り巻く多様な機会に対しての積極的な支援の実施	YOU愛ネット登録者の結婚件数【累計】	150件	240件	少子化・人口減少対策課
	結婚を希望する独身者への相談体制の充実	結婚相談センター登録者数【累計】	309人	430人	
	UIJターン者への支援	奨学資金返還助成制度を利用した転入者数【累計】	15人	30人	教育総務課
		当事業にて建てられたアパート等への入居戸数【累計】	137戸	281戸	建築住宅課
	住宅取得に対する経済的支援等の継続実施	移住・定住に対する助成制度を利用した転入者数【累計】	2,086人	3,502人	少子化・人口減少対策課
		移住・定住に対する助成制度を利用した転入件数に対する定住率	83.3%	86.3%	
	空き家の利活用による移住の促進	空き家バンクを利用した転入者数【累計】	74人	176人	
		空き家の登録件数【累計】	101件	220件	
25 市民の地域活動への支援	各団体等の活動を活性化するため、各団体等が連携しやすい環境づくりの推進	市民活動団体数（NPO法人、任意団体）【累計】	303団体	333団体	市民協働推進課
	各種団体間の情報共有化や新たな地域コミュニティの組織化への支援の推進	地域コミュニティ設立数【累計】	8地区	15地区	
	保育園・幼稚園・学校と高齢者や福祉施設の相互交流推進	多世代交流事業参加者数【延べ】	2,226人 (2019年度)	2,300人	子ども福祉課
26 男女共同参画社会の促進	誰もが個性と能力を発揮できる職場環境や社会環境づくりの推進	市職員の管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	6.8%	10.0%	総務課
		社会全体における男女の立場が平等であると答えた市民の割合	23.0%	50.0%	少子化・人口減少対策課
	就業や雇用労働条件などにおける男女平等の推進	市職員の管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（再掲）	6.8%	10.0%	
	各種審議会などへの女性の登用と意見が反映しやすい環境づくりの推進	審議会、委員会等における女性の割合	21.2%	30.0%	

基本目標Ⅳ 計画の推進のために

政策1 行政力改革

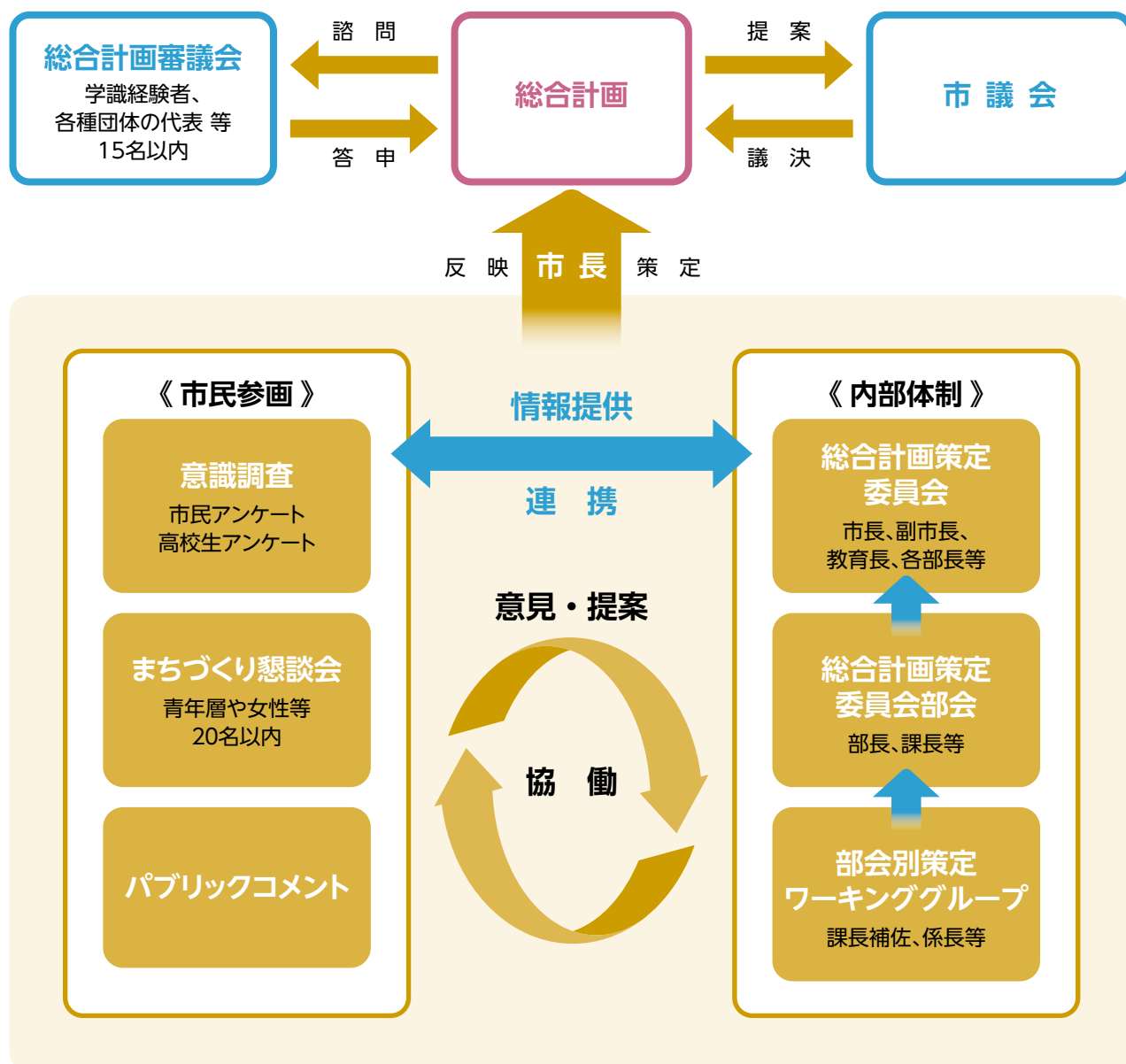
基本施策	施策概要	施策指標	基準値 (2020年度)	目標値 (2026年度)	担当課
27 情報の共有と 受発信機能の強化	ICTの発展・進展に対応した ホームページの充実と、地域情報の 収集とSNS等による情報発信、 内容の拡充	市ホームページアクセス数	約27,000件	37,000件	広報広聴課
		市公式SNS登録件数	約8,000件	10,500件	
28 広域連携・産学金官 連携の強化	姉妹都市・友好都市等との交流の 推進	都市交流事業参加者数	163人 (2019年度)	200人	市民協働 推進課
	各種団体、教育機関、企業等との 連携による特色を活かした地域づ くりの推進	連携によるまちづくり事業年間実施件数	17件	20件	企画課
29 デジタル化の推進等 による行政経営基盤 の強化	政策目標や行政課題に応じた横断的 な取組みの強化	事務事業評価のうちB評価（期待どおりに達成） 以上の割合	90.4%	95.0%	企画課
	接遇研修等による市民窓口サービ スの向上	接遇等に係る研修への参加者数	14人	35人	総務課
	行政機関等への派遣研修による 職員の資質向上	国・県・企業等への年間派遣職員数	5人 (国1人) (県4人)	7人 (国1人) (県4人) (企業2人)	総務課
	職員の自己啓発意欲醸成のための 効果的な支援体制の整備	自己啓発等休業取得者の人数	0人	1人	
	定期的な健康診断や相談体制の充実	健康診断における要精密者数の割合	31.9%	26.9%	
		ストレスチェックにおける高ストレス判定者の 割合	15.2%	10.2%	
	行政改革及び行政手続きにおける DXの推進	行政改革大綱実施計画に係る達成度B評価 （概ね達成）以上の割合	69.7%	100.0%	市民課
	業務の効率化のためのマイナンバー カード利活用の促進	マイナンバーカード交付率	21.5%	100.0%	
	電子入札システムの利用の推進	電子入札取扱割合 (電子入札取扱件数/入札件数) (追加分 物品役務を除く)	100.0%	100.0%	契約管財課
	県や電気通信事業者などとの連携に よるブロードバンドの活用推進	光ファイバーブロードバンドサービスへの加入 件数（市で整備したIRU地域のみ）【累計】	4,202件	4,800件	企画課
30 自主性・自立性の 高い財政運営	地方公営企業や市が出資する団体の 経営の健全化推進	第三セクターや指定管理者制度の所管部署を対象 とした制度運用研修会の実施	2回	2回	総務課
	民間委託や指定管理者制度などの 民間活力活用の推進	制度導入効果（収支、サービス面等）が向上し た指定管理施設の割合	66.7%	100.0%	
	債権管理の推進と効率的な徴収体制 の構築	債権管理事務の適正化を実施する債権数【累計】	9債権	20債権	収納課
	収入未済額の縮減と徴収率の維持・ 向上	市税徴収率	96.7% (2019年度)	96.8%	
	使用料等の徴収率の維持・向上	保険税、使用料、負担金等徴収率	95.6% (2019年度)	96.0%	
	広告収入、ふるさと納税、市有財産 の売却などによる自主財源の確保	里美白幡台団地無償譲渡数	残 12区画	残 7区画	契約管財課
	公共施設の適正管理の推進	再配置計画に基づく対応完了施設数	44施設	76施設	企画課
	職員の定員適正化計画の推進	定員適正化計画に基づく職員数	556人	541人	総務課
	財政状況を踏まえた実施計画の策定 の推進	事務事業評価のうちB評価（期待どおりに達成） 以上の割合【再掲】	90.4%	95.0%	企画課
	事務事業評価制度のPDCAサイク ルによる行政経営の推進				

2 | 第6次後期基本計画策定経過

年 月 日		内 容
令和2年	2月13日～2月28日	市民アンケート調査実施 ・18歳以上の市民3,000人 ・市内に所在する高等学校3校に通う市内在住の生徒663名
	4月27日	庁議 ・第6次総合計画後期基本計画策定方針決定
	9月	市民アンケート調査分析・報告書作成
	11月19日、20日	第1回策定委員会部会及びワーキンググループ ・構成員の任命並びに説明会
令和3年	1月7日、8日	第2回策定委員会部会及びワーキンググループ ・前期基本計画の課題に対する意見交換 ・後期基本計画策定に向けた基本施策及び施策指標の検討
	2月22日	第1回まちづくり懇談会（書面会議） ・委嘱状交付並びに後期基本計画策定に向けた意見の聴取
	3月18日	第2回まちづくり懇談会 ・第1回懇談会の意見の共有 ・分科会の設置並びに分科会ごとのまちづくりに関する課題の抽出
	3月26日	第1回審議会 ・委嘱状交付 ・後期基本計画に対する諮問 ・後期基本計画策定方針についての説明
	4月16日	第3回まちづくり懇談会 ・分科会ごとに課題に対する解決策の検討 ・施策の方向性の検討
	4月19日	第1回策定委員会 ・前期基本計画の検証結果についての説明
	4月26日	第3回策定委員会部会及びワーキンググループ ・後期基本計画施策体系についての説明 ・施策指標についての説明
	5月20日	第4回策定委員会部会及びワーキンググループ ・施策体系及び施策指標についての検討 ・全体構成についての検討
	8月23日	第2回策定委員会 ・施策内容についての検討
	9月14日	第2回審議会（リモート開催） ・施策体系及び施策についての検討
	9月21日	第5回策定委員会部会及びワーキンググループ ・施策体系及び施策についての検討 ・掲載フォーマットについての検討
	10月4日	第3回策定委員会 ・基本計画（案）についての検討 ・成果指標及び施策指標の検討
	10月7日	第3回審議会 ・後期基本計画（案）について ・施策指標について検討
	10月9日～11月7日	パブリックコメント
	10月26日	第4回まちづくり懇談会（書面協議） ・後期基本計画案に対する意見の聴取
	11月9日	第4回審議会 ・後期基本計画案について市長へ答申
	11月15日	第4回策定委員会 ・後期基本計画案の検討
	11月19日	全員協議会 ・後期基本計画案の説明
	12月15日	令和3年第4回常陸太田市議会定例会において議決

3 策定体制

常陸太田市総合計画策定体制



4 | 総合計画審議会

常陸太田市総合計画審議会設置条例

昭和49年12月26日
条例第32号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、常陸太田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、常陸太田市総合計画に関する事項について調査、審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる策定が終了するまでとする。

2 前条第2項第2号の委員で、それぞれの職または当該団体との関係を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

3 委員に欠員を生じたとき新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(平16条例48・平18条例48・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第3号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第48号)抄

(施行期日)

Ⅰ この条例は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第48号)抄

(施行期日)

Ⅰ この条例は、平成19年4月1日から施行する。

常陸太田市総合計画審議会委員名簿

	氏 名	所 属 等
	岩 間 貴 宏	常陸太田市商工会理事 市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議委員
	椎 名 尚 志	認定農業者の会会長
会 長	井 上 拓 也	茨城大学教授 市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議座長
副会長	渡 辺 一 洋	筑波銀行常務執行役員営業副本部長
	益 子 大 哉	(一社)常陸太田青年会議所理事長 市行政改革懇談会委員
	山 本 和 朗	茨城新聞日立支社長 市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議委員
	小 林 肇	常陸太田市医師会会長 市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議委員
	篠 原 勝 幸	常陸太田市地区町会長協議会連合会会長 市行政改革懇談会委員
	井 上 雅 弘	常陸太田商工会(工業部会)会員
	福 田 敬 士	元県部長 元市行政改革懇談会委員
	佐 藤 恵 子	進徳幼稚園園長 元世矢中学校校長
	菊 池 伸 子	元民生委員児童委員
	草 野 朋 子	常陸太田薬剤師会会長 市行政改革懇談会委員
	平 根 朋 幸	(福)朋友会理事長 市行政改革懇談会委員
	荷 見 信 孝	林業家

【令和3年3月26日～】

常陸太田市総合計画審議会諮問

3 常陸太田市諮問第Ⅰ号

常陸太田市総合計画審議会

常陸太田市総合計画を策定するにあたり、次の事項について諮問いたします。

諮問事項

Ⅰ 常陸太田市第6次総合計画後期基本計画（案）について

令和3年3月26日

常陸太田市長 大久保 太一

常陸太田市総合計画審議会答申書

令和3年11月9日

常陸太田市長 宮田達夫様

常陸太田市総合計画審議会
会長 井上拓也

常陸太田市第6次総合計画後期基本計画(案)について(答申)

令和3年3月26日付け、常陸太田市諮問第1号をもって本審議会に諮問のあった「常陸太田市第6次総合計画後期基本計画(案)」について、慎重に審議した結果、本案は妥当なものと認め、次の意見を付して答申いたします。

市長におかれましては、この答申に基づいて、市の総合計画を決定し、下記に掲げる事項に留意のうえ、計画を着実に推進されることを要望いたします。

記

1. 常陸太田市第6次総合計画後期基本計画について

- (1) 定住人口の維持・確保のため、だれもが安心して働くことのできる仕事の場の確保を継続して行い、雇用の安定化とその環境整備に努めること。
- (2) 市民だれもが、心身ともに健やかで心豊かに、安心して暮らせるよう、子どもや子育て世代、高齢者等に対する支援を継続して行うとともに、生涯を通しての学習や健康の保持増進に向けた機会の充実を図ること。
- (3) 市街地や道路、公共交通をはじめとする社会基盤の整備を図るとともに、地域全体が協力し合いながら暮らすことのできるコミュニティづくりや、災害や犯罪等に対して地域一体で備える安心・安全なまちづくりに努めること。
- (4) 限られた財源を有効に活用し、デジタル化の推進等により、効率的で効果的な行財政運営に向けた行政力改革に努めること。

5 | まちづくり懇談会

常陸太田市総合計画まちづくり懇談会設置要項

（設置）

第1条 常陸太田市のまちづくりの基本となる常陸太田市第6次総合計画後期基本計画（以下「後期計画」という。）を，市民の参画により策定するため，常陸太田市総合計画まちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 懇談会は，後期計画の策定にあたり，市民の意思が反映できるよう，必要な事項を調査及び協議する。

（組織）

第3条 懇談会は，20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は，市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は，後期計画の策定が終了するまでとする。

（座長及び副座長）

第5条 懇談会に座長及び副座長1人を置く。

2 座長及び副座長は，委員の互選により選出する。

3 座長は，懇談会の会務を総理し，懇談会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副座長は，座長を補佐し，座長に事故あるとき，又は欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は座長が召集する。

2 座長は，必要があると認めたときは，会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（調査及び協議事項）

第7条 懇談会は，次の事項を調査及び協議する。

（1） 第6次総合計画後期基本計画の策定に関する事項

（2） その他，計画策定にあたって必要な事項

（分科会の設置）

第8条 懇談会は，必要に応じ分科会を設置することができる。

（事務局）

第9条 懇談会の事務局は，企画部企画課に置く。

（委任）

第10条 この要項に定めるもののほか，懇談会の運営に関して必要な事項は，座長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要項は，令和2年7月20日から施行する。

常陸太田市総合計画まちづくり懇談会分科会委員名簿

分科会名	氏 名	所 属 等
〈まちづくり分科会〉	井 坂 統 幸	(資)井坂酒造店専務
	大 内 広 明	常陸太田4Hクラブ 市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議委員
	岡 崎 靖	(同)ポットラックフィールド代表社員 大中町白幡台町会長
	滑 川 春 恵	東金砂神社
	根 本 暁 生	根本電興(株)代表取締役 市行政改革懇談会委員
	古 谷 まち子	NPOふるさと空き家相談・サポート代表理事
	大 津 貴 哉	常磐大学生
〈ひとづくり分科会〉	菊 池 幸 子	市社会福祉協議会職員
	栗 原 玄 樹	(有)栗原農園代表取締役
	関 真 和	金砂郷小PTA会長
	萩 谷 浩 司	萩谷いちご園 市教育委員
	綿 引 況 子	市社会福祉協議会金郷支部
	宇留野 有佳	常磐大学生
〈シゴトづくり分科会〉	相 原 早 苗	市社会福祉協議会生活支援コーディネーター
	岡 部 彰 博	岡部(名)専務
	塚 田 慎	(一社)いまぼくらと代表、元地域おこし協力隊 市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議委員
	中 澤 範 義	(株)ハリカ太田店代表取締役 市行政改革懇談会委員
	中 野 修	常陸太田市森林組合
	和 田 道 代	(有)東和木材産業専務取締役
	平 井 佳 乃	常磐大学生

【令和3年2月22日〜】

6 | 庁内体制

常陸太田市総合計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 本市の特性を活かした地域づくりの方向性を明らかにするとともに、持続可能で自立したまちづくりを目指す総合計画を策定するため、常陸太田市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 第6次総合計画後期基本計画に関する事項
- (2) その他計画策定にあたって必要な事項

(構成)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 政策推進室理事
- (5) 総務部長
- (6) 企画部長
- (7) 市民生活部長
- (8) 保健福祉部長
- (9) 農政部長
- (10) 商工観光部長
- (11) 建設部長
- (12) 会計管理者
- (13) 議会事務局長
- (14) 上下水道部長
- (15) 消防長
- (16) 教育部長

2 策定委員会委員（以下「策定委員」という。）は、市長が任命する。

3 委員長には市長、副委員長には副市長をそれぞれあてるものとする。

4 委員長は、策定委員会の会務を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 策定委員会は、委員長が主宰する。

2 策定委員会は、必要に応じて随時開催する。

(協議事項の周知等)

第5条 策定委員は、策定委員会で協議された事項について、必要に応じて所属職員に周知するとともに、所管内の意見を調整し、策定委員会に報告するものとする。

(審議会への出席)

第6条 策定委員は、必要に応じ、説明員として常陸太田市総合計画審議会に出席するものとする。

(部会の設置)

第7条 策定委員会に部会を設置する。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、企画部企画課において行う。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和2年6月19日から施行する。

常陸太田市総合計画策定委員会部会設置要項

(設置)

第1条 常陸太田市総合計画策定委員会設置要項第7条の規定に基づき、常陸太田市総合計画の策定について必要な事項を調整・協議するため、常陸太田市総合計画策定委員会部会（以下「部会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 部会は、常陸太田市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の下部組織として、次に掲げる事項を協議する。

(1) 各部門別の第6次総合計画後期基本計画に関する事項

(2) その他部門別の計画策定にあたって必要な事項

(構成)

第3条 部会の構成、部会の委員（以下「部会員」という。）及び各部会の主要項目は、別表1のとおりとする。

2 部会員は、策定委員会委員長が任命する。

3 各部会に、部会長及び副部会長を置き、策定委員会委員長が指名する。

4 部会長は、部会の会務を総括する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第4条 部会は、部会長が主宰する。

2 部会は、必要に応じて随時開催する。

3 部会長は、必要に応じて部会員以外の関係職員を部会へ出席させることができる。

(策定委員会への報告)

第5条 部会長は、部会において調査・協議・策定された事項について、策定委員会に報告する。

(部会別策定ワーキンググループの設置及び任務)

第6条 各部会に、次の事項を処理するための策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(1) 第6次総合計画後期基本計画の具体的施策の提案

(2) その他第1号の施策提案にあたって必要な資料収集・現状分析・施策調査等

(ワーキンググループ構成員)

第7条 ワーキンググループ構成員（以下「ワーキンググループ員」という。）は、部会内の各課（等）につき、各2名以内をもって構成し、策定委員会委員長が任命する。

2 各ワーキンググループに、リーダー及びサブリーダーを置く。

3 リーダー及びサブリーダーは、ワーキンググループ員の互選により選出する。

(ワーキンググループ検討会)

第8条 ワーキンググループ検討会（以下「検討会」という。）は、リーダーが主宰する。

2 検討会は、必要に応じて随時開催する。

3 検討会の進行は、リーダーが行う。

4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(部会への出席及び報告)

第9条 ワーキンググループのリーダーまたはサブリーダーは、検討会において調査・協議・策定したことについて、部会に出席のうえ、報告する。

(庶務)

第10条 部会の庶務は、各ワーキンググループのリーダー及びサブリーダーが行う。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和2年6月19日から施行する。

常陸太田市

第6次総合計画

| 後 | 期 | 基 | 本 | 計 | 画 |



常陸太田市

常陸太田市第6次総合計画

後期基本計画

令和4年度～令和8年度(2022年度～2026年度)

令和3年12月 計画決定

令和4年3月 発行

発行／常陸太田市

編集／企画部企画課

TEL.0294-72-3111(代)

URL <http://www.city.hitachinaka.ibaraki.jp/>



市ホームページ(総合計画)
